

知的財産推進計画 2025 (案)

～IP トランスフォーメーション～

2025年6月3日
知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2025（案）

目次

I.	はじめに	1
II.	知財戦略の振り返りと今後の方向性	2
1.	知財戦略の振り返り	2
2.	IP トランスフォーメーション	3
	(1) 日本の競争力の現状	3
	(2) 今後の知財戦略の方向性	3
III.	知財戦略の重点施策	8
1.	知的財産の「創造」	8
	(1) 知財・無形資産への投資による価値創造	8
	(2) AI と知的財産権	14
	(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現	22
2.	知的財産の「保護」	31
	(1) 技術流出の防止	31
	(2) 海賊版・模倣品対策の強化	34
	(3) 産業財産権制度・運用の強化	41
	(4) 地域における知財保護	50
3.	知的財産の「活用」	64
	(1) 产学連携による社会実装の推進	64
	(2) スタートアップ支援	68
	(3) 新たな国際標準戦略	71
	(4) データ流通・利活用環境の整備	77
4.	新たなクールジャパン戦略のフォローアップ	80
	(1) 新たなクールジャパン戦略の実装	80
	(2) コンテンツ戦略	99

I. はじめに

「知的財産推進計画 2024」（2024 年 6 月知的財産戦略本部決定）では、「知的財産戦略」は、経済やイノベーションを活性化し、国際競争力を強化していく上で、一層重要性を増しており、科学技術・イノベーション政策や経済安全保障政策等との連携も不可欠との認識の下、イノベーションを創出・促進する「知財エコシステム」の再構築に向け、「知的創造サイクル」という原点に立ち戻り、知的財産の創造・保護・活用全般にわたる施策の見直しと高度知財人材の戦略的な育成・活躍について整理した。

また、同時に策定した「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて、デジタル時代のコンテンツ戦略やインバウンド誘致、農林水産物・食品の輸出、地域の魅力発信等の横断的な取組を示した。

以上を踏まえ、内閣府知的財産戦略推進事務局は、関係省庁と連携し、関連施策を推進するとともに、2024 年 10 月以降、知的財産戦略本部の下に置かれた「構想委員会」において、「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた検討を精力的に行い、同委員会の下に設置された「コンテンツ戦略ワーキンググループ」、「Create Japan ワーキンググループ」及び「国際標準戦略部会」において具体的な議論を進めてきた。

あわせて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）等に基づき、2024 年 9 月に、コンテンツ産業の活性化に向けて、クリエイター・コンテンツ産業に関わる政府の司令塔機能を明確化、体制強化するため「コンテンツ産業官民協議会」及び「映画戦略企画委員会」を設置し、新たな施策の検討等を行ってきた。

これらの検討成果や議論の内容を踏まえ、「知的財産推進計画 2025」を取りまとめたものである。

本計画では、「II. 知財戦略の振り返りと今後の方向性」において、これまでの我が国の知財戦略を簡潔に振り返りつつ、我が国の競争力の現状や我が国有する「知的資本」の再確認を行った上で、グローバルな競争力の強化や循環経済の実現など、国内外の社会課題の解決を図る新たな「知的創造サイクル」の構築を「IP トランスフォーメーション」と銘打ち、「イノベーション拠点としての競争力強化」、「AI 等先端技術の利活用」、「グローバル市場の取り込み」を、上記を実現するための 3 本柱とし、今後の方向性と重点取組を取りまとめた。

「III. 知的財産の重点施策」においては、2024 年に引き続き、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の各視点ごとに「現状と課題」と「施策の方向性」について整理を行うとともに、達成すべき目標について新たに KPI を定めた。

今後、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するとともに、日本ファンの外国人を増やし、日本のソフトパワーを強化していくため、政府のみならず、産業界、大学等の関係者が一丸となって、本計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められる。

II. 知財戦略の振り返りと今後の方向性

1. 知財戦略の振り返り

2002 年に知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）が制定されてから 20 年余りが経過したが、その間、国内外の環境変化に合わせて求められる知財戦略も変化してきた。

2013 年には、「知的財産政策に関する基本方針」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）を策定し、「他国を追随するのではなく、国内外の企業や人を引きつけるような世界の最先端の知財システムを構築すること」、「アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援すること」、「創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること」を目標に掲げた。

また、2018 年には「知的財産戦略ビジョン」（平成 30 年 6 月 12 日知的財産戦略本部）を策定し、2025 年から 2030 年頃を見据え、来るべき社会像と価値の生み出し方、それを支える知的財産システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示す中で「価値デザイン社会」を提唱した。

近年は、AI 技術の急速な進展とそれに伴うデータの価値の高まりや経済安全保障の概念の登場、セキュラーエコノミーの実現や気候変動対策をはじめとする社会課題解決への貢献など、国内外の環境変化がさらに加速し、企業においては、新たな環境変化に合わせて知財戦略を策定することが課題とされてきた。

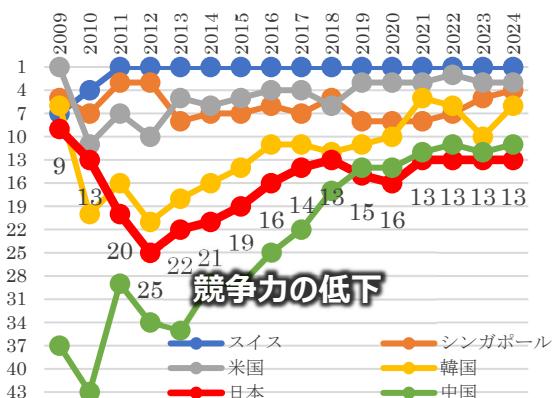
一方で、足下の世界情勢を見ると、国際的な政治・経済情勢リスクは引き続き高まりを見せ、気候変動への対応の足並みの乱れ、世界的なインフレの進行など、企業を巡る状況は益々不確実性を増している。しかしながら、このような時代だからこそ、「知財」「技術」といった、不変ともいえる知的資産の果たす役割の重要性が高まっているといえる。今こそ、企業は、自社の保有する知財や技術等のイノベーション力の「源」を再確認し、それらに立脚した事業戦略の構築を図った上で、自らの強みを説明していくことが求められている。

2. IPトランスフォーメーション

(1) 日本の競争力の現状

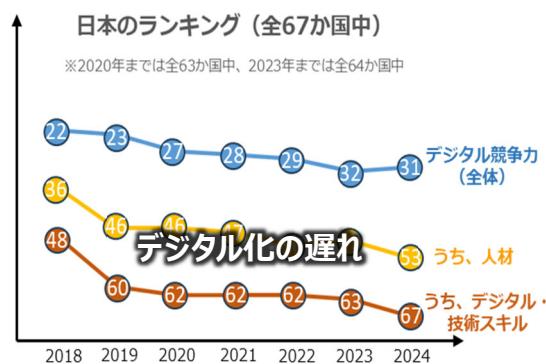
これまで社会環境の変化や諸外国の動向を踏まえ、知財戦略を推進してきたが、日本の競争力は、長期的に低落傾向にある。例えば、世界知的所有権機関（WIPO）のグローバルイノベーション指数（2024年）は、13位と韓国（6位）や中国（11位）の後塵を拝しているほか、スイスの国際経営開発研究所（IMD）の世界デジタル競争力ランキングにおいても31位（2024年）に低迷している。

他方、コンテンツ産業やクールジャパン関連産業は大きく発展し、日本の国家ブランドは世界トップクラスとなっており、我が国の強みとなっている。しかし、グローバルでの収益拡大は課題であり、知財マネジメントの高度化が必要である。



出典：WIPO「Global Innovation Index 2024」

図表1：グローバルイノベーション指標（GII）ランキング



出典：経済産業省「デジタル時代の人材政策に関する検討会（第5回）」資料3-1（2022年3月）、及び、IMD世界デジタル競争力ランキング

図表2：世界デジタル競争力ランキング

(2) 今後の知財戦略の方向性

この先10年を見越すと、人口減少に伴ってイノベーション人材が減少し、国内市場が頭打ちになる一方、グローバル市場は引き続き成長することが見込まれるほか、AI技術の急速な発展と社会経済システムの大きな変革が予測される。このような日本の競争力の現状と将来の環境変化を踏まえて、今後の知財戦略の方向性を検討していく必要がある。

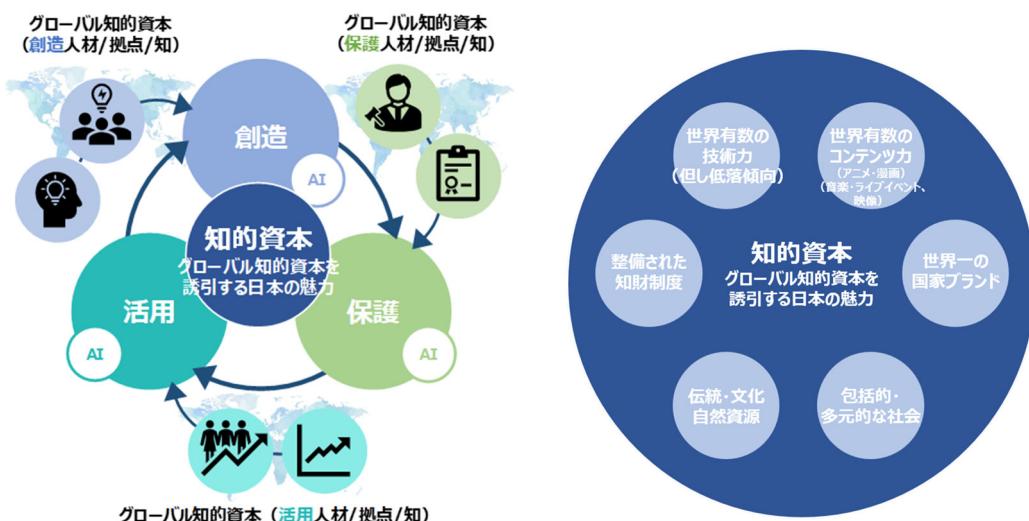
特に、イノベーションをリードするには国内のみでの対応はもはや限界となる中、人材・拠点を含むグローバル知的資本の国内への積極的誘引やAIの積極活用等を前提に新たな知的創造サイクルを検討することが求められている。

また、コンテンツ・クールジャパン関連産業の発展に伴って向上する日本の国家ブランドや魅力を、日本の貴重な知的資本として再認識し、これらをグローバ

ル知的資本の誘引に向けて十分に活用していくことが重要である。

まさに、世界が高付加価値経済に転換する中、付加価値の源泉は知的資本そのものであり、知的資本の活用が問われる時代となっている。このような状況を踏まえ、日本の知的資本（技術力、コンテンツ力、国家ブランド等）を十分に活用してグローバル知的資本の誘引・集積を図るとともに、付加価値創出にAIを積極活用し、誘引したグローバル知的資本も巻き込みながらグローバル展開を強化していく必要がある。

このように、グローバルでのマーケティングや収益最大化を強く意識しながら、知的財産の「創造」、「保護」及び「活用」からなる「知的創造サイクル」を回し、国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」を構築（IPトランسفォーメーション）することが求められており、これを実現するために3つの柱に沿った取組を重点的に進めて行く必要がある。



出典：内閣府知的財産戦略推進事務局作成

出典：内閣府知的財産戦略推進事務局作成

図表3：グローバル知的資本の活用サイクル 図表4：知的資本の構成要素

＜イノベーション拠点としての競争力強化＞

イノベーション拠点としての競争力強化に当たっては、アジアにおける一大研究開発拠点・イノベーションハブとしての地位の確立を図り、知的資本（知、技術、資金）を国内に集積し、そのような知財・無形資産を最大限活用して成長する「価値創造大国」を目指し、「コストカット型経済」から「高付加価値型経済」への転換の実現を図っていくことが必要である¹。

¹ 経済産業省「産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会 中間とりまとめ」（2025年4月）においても、国力や産業競争力を高めるためのイノベーション政策の方向性が示されている。

（https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/20250417_1.pdf）

そのためには、人口減に伴う創造人材の減少、研究者数の低迷、研究開発費の伸び悩み、無形資産比率割合の低迷、欧米に比べて低い海外特許出願比率等の様々な課題への対応を図っていく必要がある。

あわせて、現在、国際的な社会経済状況の変化に伴い、専門的知識を有する高度人材の国際的な流動性も高まっており、我が国としても、イノベーション創出を含む、創造的な活動を行うための環境整備や改善を進めつつ、その優位性を海外に発信するなど、海外のディープテック等の先端分野におけるトップレベルの研究者、起業家などのイノベーション人材やIT人材、クリエイティブ人材を呼び込むための取組や環境整備²を、大学や企業、地方自治体等の関係者が連携して積極的に推進する必要がある。

① 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

対応の一つ目として考えられるのは、創造人材の強化・ダイバーシティの実現である。世界から「創造人材」が集結するようなイノベーションハブの形成を図っていく必要がある。今後10年で解決・底上げを図るべき課題としては、研究者数の低迷傾向が続いている現状において、引き続き国内の人材への投資を行うとともに、イノベーションをけん引するトップレベルの人材の海外からの獲得や優秀な留学生の受入増加も意識的に進めていく必要がある。変化する事業環境の中でも、創造を生み出すのは「人」であることに変わりなく、性別・年齢・国籍等多様な人材が集い、相互に影響しながら、イノベーションを起こしていく環境整備が求められる。

② 知財・無形資産投資の促進

対応の二つ目としては、知財・無形資産投資の促進を通じた知財・無形資産が価値創造をリードするような経済社会の実現である。

今後10年で解決・底上げを図るべき課題としては、知財・無形資産は、非常に重要な役割を果たす一方、現状、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低迷しており、知の創出拠点である大学も、研究開発の資金獲得に課題を持っていることが挙げられる。

これらの課題に対する対応として、知財・無形資産の可視化による投資促進を進めることが考えられる。民間企業は、研究開発費・知財と売上高その他の経営指標を紐付けて投資家等ステークホルダーに説明していく必要があり、大学も、研究開発・知財と社会インパクトを紐付けて、資金の出し手に説明していくことが求められる。

² 研究者の待遇向上など、受け入れ環境の整備等が含まれる。

この点、企業に関しては、内閣府知的財産戦略推進事務局が2023年3月に策定した「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer2.0」を用い、現在、企業と投資家との対話を促進している。また、大学知財の社会実装の観点からは、内閣府知的財産戦略推進事務局が2023年3月に策定した「大学知財ガバナンスガイドライン」の普及を図っている。

さらに、大学の知財に関しては、大学等の研究者の転退職は増加傾向にあり、知財取扱い規定が未整備の大学がある中、望ましい知財の取扱いの在り方の検討を行い、2025年3月に「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を公表した。社会全体のイノベーション促進のためにも、大学から生まれる知財の社会実装を、より一層進めていくことが肝要であり、関係者間で認識を一にし、取組を加速化していく必要がある。

③ 国際的求心力のある知財制度・システムの実現

対応の三つ目としては、国際的な求心力のある知財制度・システムの実現を通じたイノベーションハブを支える制度インフラの実現である。今後10年で解決・底上げを図るべき課題としては、海外からの特許出願比率が欧米に比して低い状況であることから、海外からの特許出願数を、いかに伸ばしていくかという点が挙げられる。

国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に当たっては、直近10年も新たな情報財として、AI・データへの対応、デジタル化の進展、技術流出への対応、知財紛争処理強化に関し、様々な環境変化を取り込んだ制度改正・システムの強化を実施してきたが、今後も常にこうした制度・システムが国際的に遜色のないものになっているのかといった観点でレビューしていくことが求められる。

<AI等先端デジタル技術の利活用の推進>

AIの利活用による知的創造サイクルの加速化に当たっては、AIの利活用推進による生産性向上、創造活動の迅速化、日本に強みがある分野でのAIの開発促進による価値の創造、経済価値の創造活動への再投資を通じ、人口減少下においても強靭な知的創造サイクルの構築を図っていく必要がある。

それを実現するための課題としては、クリエイター・権利者の懸念、発明創作等の知財制度・運用上の考え方の明確化、生成AIの利用に慎重な傾向があることなどが挙げられる。

生成AIと知財をめぐる懸念やリスクへの対応については、「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月) (以下「中間とりまとめ」という。)で示した通り、生成AIに関わる幅広い関係者が法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組み、AI技術の進歩と知的財産権の適切な保

護が両立するエコシステムの実現を目指していくことが重要である。

発明創作等の知財制度やその運用上の考え方の明確化に関しては、AIを利用した発明創作活動が、既に研究開発活動の中で生じている中、特許制度上、AI開発者等の貢献をいかに評価するか、我が国においても検討を深め、結論を得るべき時期に来ている。

AI開発者等に発明者としての地位を与えるかどうかについて検討する際の視点として、今後、発明創作活動に対するAI開発者等の関与が増えていくことが予測されることから、AI開発者等の貢献を適切に評価することにより、我が国のAIツールの技術開発の後押しになるのではないかというイノベーション推進の観点と、先行発明として公開されることにより、更なるAI開発の促進に寄与することが期待されるのではないかという点を考慮していくことが重要である。

さらに、知的創造サイクルの「創造」、「保護」、「活用」の各段階において、AIの利活用を考え、知的創造サイクルを加速化させていくことが求められている。

＜グローバル市場の取り込み＞

国内市場は頭打ちとなる一方で、グローバル市場は引き続き成長していくことが予想される中、「新たなクールジャパン戦略」（2024年6月）に基づき、コンテンツ産業の海外展開を推進し、知財（コンテンツ）を核とする経済圏の確立を図っていくことが求められる。そのためには、契約交渉や経営等知財マネジメントの高度化が必要である。

あわせて、今般策定した「新たな国際標準戦略」に基づき、国際社会にとって重要であり、かつ、国際標準が重要成功要因となり得る領域において、産学官連携で戦略的に国際標準化を推進するとともに、それを支える人材の育成や支援機関の強化等を進め、官民一体となって、グローバル市場を獲得していくことが求められる。

（KPI）

- ・ 知財・無形資産投資の促進やAI等の先端技術の利活用の推進等を通じ、知的創造サイクルを加速化することにより、2035年までに、WIPOの「グローバルイノベーション指数」の上位4位以内³を目指す。
- ・ 日本市場（日経225）における時価総額に占める無形資産の割合を、2035年までに、50%以上⁴にまで高める。

³ WIPOのグローバルイノベーション指数について、これまで我が国が獲得した最高位が4位（2007年）であることから、2035年までに、上位4位以内を目指すこととした。

⁴ 10ページの図表9にある通り、2020年時点の日本市場（日経225）における時価総額に占める無形資産の割合は32%に過ぎない。一方、2020年時点において、米国市場（S&P500）では90%、中国市場（上海深圳CSI300）では44%、韓国市場（KOSDAQ COMPOSITE INDEX）では57%であるため、2035年までに、中韓並みの50%以上を目指すこととした。

III. 知財戦略の重点施策

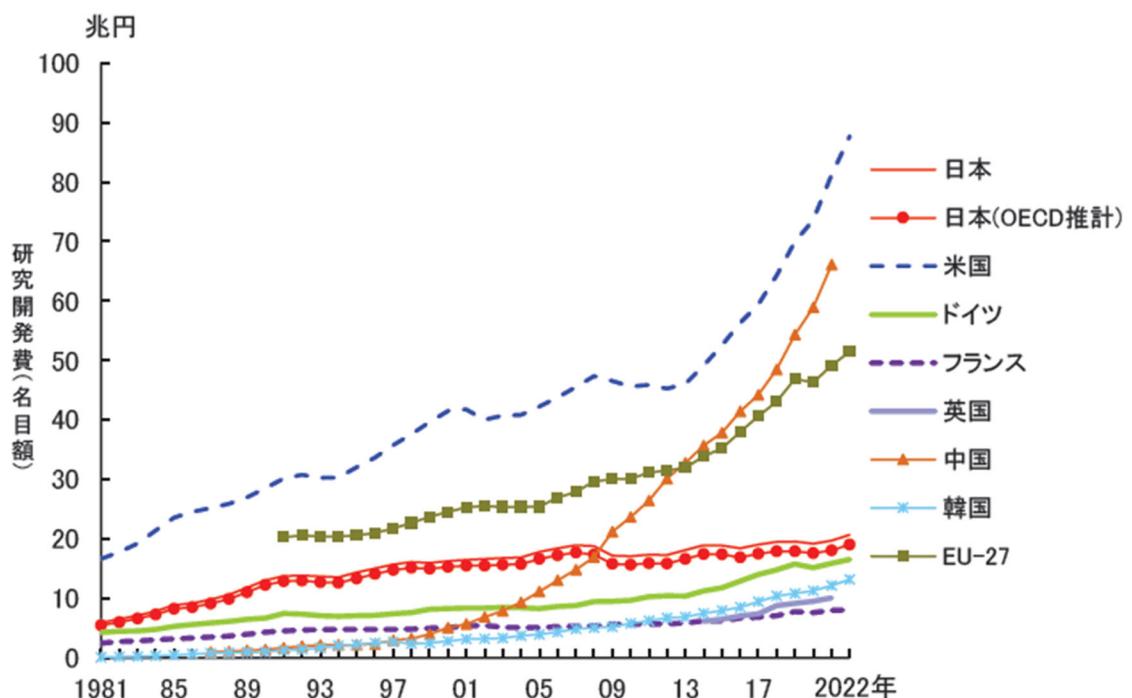
1. 知的財産の「創造」

(1) 知財・無形資産への投資による価値創造

(現状と課題)

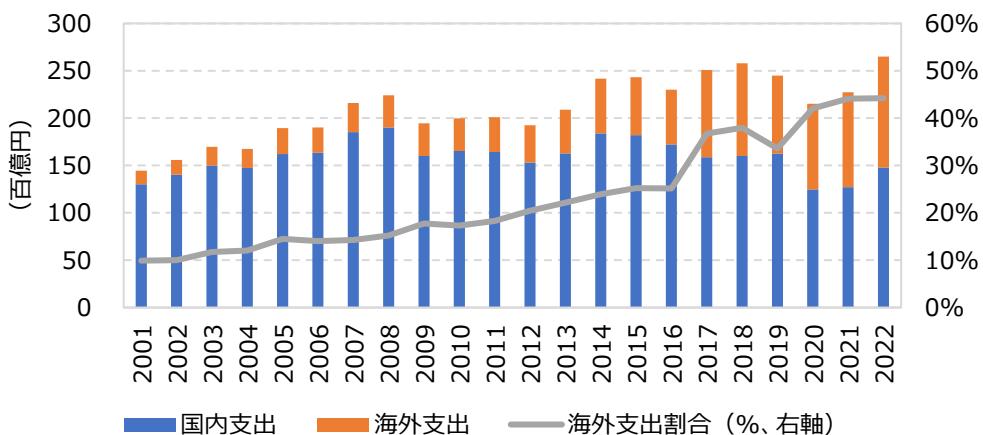
持続的な成長と社会課題の解決には研究開発投資が不可欠であり、企業や国がイノベーションを推進する上で重要な役割を担っている。研究開発投資を決定する際には、研究開発から得られる利益、将来解決すべき課題、ターゲットとする市場等を考慮し、中長期的な視点で戦略的に行うことが求められている。

過去20年間、主要国における研究開発費総額は増加している一方で、日本の研究開発費総額は伸び悩んでいる。また、近年では研究開発活動のグローバル化が進み、2010年以降、海外への研究開発投資が倍増するなど、研究開発の海外シフトが顕著になっている。このような状況から、日本国内の研究開発環境の優位性が低下し、先端技術や情報が海外に流出することが懸念されている。将来にわたって、知的創造サイクルを持続可能な形で力強く回していくためには、創造の基盤ともいえる国内の研究開発環境を整備し、国内における研究開発活動を強化していく必要がある。



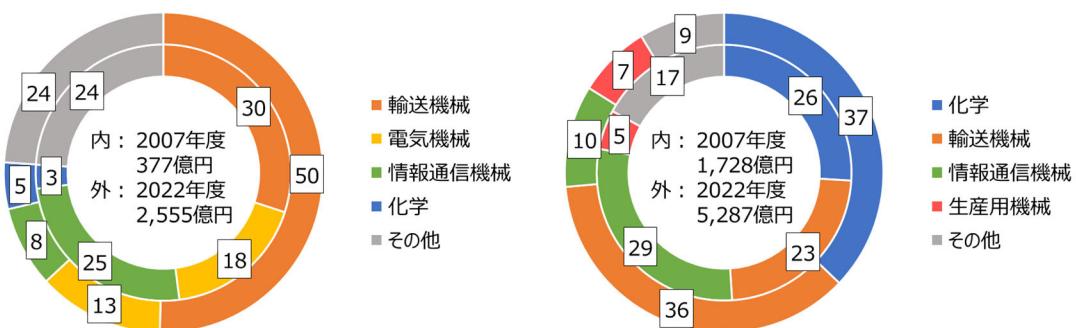
(出典) 科学技術・学術政策研究所、「科学技術指標 2024」より引用

図表5：主要国における研究開発費総額の推移



(出典) 総務省「科学技術研究調査」、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2024」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 6：日本企業の外部支出研究開発費の推移（国内・海外）



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

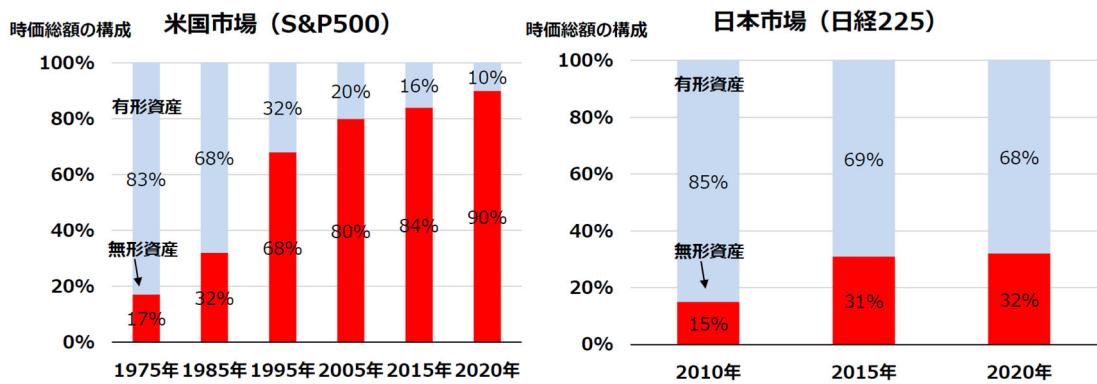
図表 7：中国向け研究開発費の業種別構成比 (%)

図表 8：北米向け研究開発費の業種別構成比 (%)

＜知財・無形資産の価値化・可視化を通じた投資促進＞

知財・無形資産は、高付加価値経済の実現にあたって、重要な役割を果たす。企業が保有する技術や、知的財産は、他者の製品・サービスとの差別化や付加価値向上に直接的に貢献することによって、事業活動の価値創出において中心的な役割を担うこととなる。

他方で、知財・無形資産の重要性が増す中、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低い。日本企業は、自社の強みとなる知財・無形資産の把握や活用が不十分であり、これが企業価値低迷の一因との指摘がある。



(出典) 新しい資本主義実現会議（第5回）資料1、P50（2022年）

図表9：時価総額に占める無形資産の割合

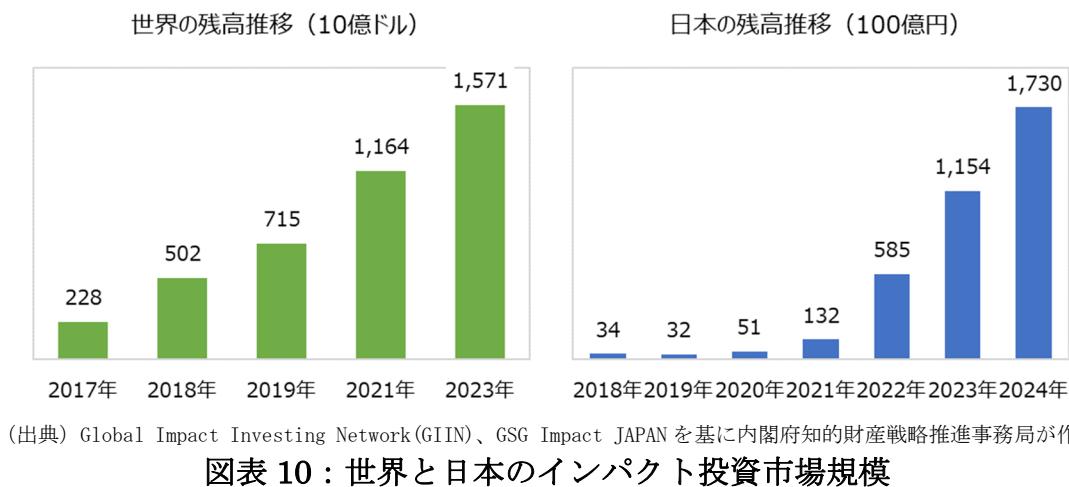
我が国においても、2021年6月に、知財・無形資産の重要性に鑑み、コーポレートガバナンス・コードの改訂において、知的財産への投資に関して、分かり易く情報を開示・提供すべき点が明示され、これを踏まえ、2022年には、実際に企業開示の現場においてどのように実践すべきか、といった点を詳述する「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」が公表されている。

2023年3月には改訂版である「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer2.0」⁵を策定・公表している。当該ガバナンスガイドラインの実践を通じて、投資家や金融機関が求める価値創造ストーリーを戦略的に開示することにより、持続的な成長に向けた投資を確保していく必要がある。

また、近年では、インパクト投資にも注目が集まっている。インパクト投資とは、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を企図する投資であり、2023年時点での世界市場規模の推定値は、1.571兆ドル（約218兆円⁶）と試算されており、我が国の投資残高も伸長傾向にある（図表10）。

⁵ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/governance_guideline_v2.html

⁶ 令和5年当時の外国貨幣換算率により算出（1ドル（アメリカ合衆国通貨）につき139円として換算）。



図表 10：世界と日本のインパクト投資市場規模

インパクト投資の推進に向けて、2023年11月に、産官学金共同のインパクトコンソーシアムが立ち上げられ、事例紹介等を通じて、インパクト投資に活用できるデータ・指標の整備や上場企業に対するインパクト投資の手法等についての議論が進められている。

また、グローバルヘルス分野では、日本がG7議長国を務めたG7広島サミットのフォローアップとして2023年9月の国連総会ハイレベル会合の機会に、岸田前総理の宣言によって、「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ」(Impact Investment Initiative (Triple I) for Global Health)が立ち上げられ、国際開発金融機関、各国開発金融機関、機関投資家、民間企業等を含む国内外100以上の機関の参画を得ながら、保健・医療分野におけるインパクト投資を促すための環境整備に係る議論や、当該分野におけるインパクトの測定・管理等の標準化に向けた取組が進められている。

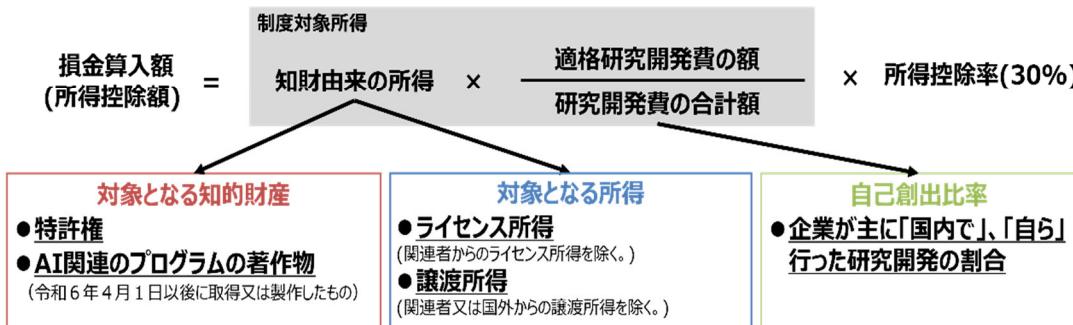
我が国は、少子高齢化、災害対応など、社会課題への対応については一日の長がある。企業は、知財・無形資産に立脚した価値創造を図るとともに、自社が有する技術・知財等がいかに社会全体の課題解決（インパクト）をもたらすのかの「ロジック／ストーリー」を論理的かつ戦略的に発信していくことによって、グローバルで伸長するインパクト投資を呼び込み、これを企業の更なる成長に取り込んでいく必要がある。

＜イノベーションマネジメントの高度化＞

イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、本年4月よりイノベーション拠点税制が施行されている。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- 指定期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式



（出典）経済産業省「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン」に基づき
経済産業省が作成

図表 11：イノベーション拠点税制の概要

今後、当該制度の積極的な活用により、国内での研究開発活動が一層促進されることが期待されるが、同時に、これを契機として、企業内に存在する知財・無形資産の価値が再評価され、価値創造活動への利活用が進むことが期待される。企業サイドとしても、こうした制度の存在を念頭に、企業の知財・無形資産の価値化のプロセスの可視化、すなわち、「研究開発投資を行った結果、どの研究開発が知財の創出につながったのか」「創出した知財のうち、どの知財がどの程度の収益につながったのか」をトレースしていくための情報管理（財務情報と知財情報の統合）と、研究開発を単なる「費用」ではなく、「資産」の形成と捉える企業マインドの変革、イノベーションマネジメントの高度化が求められる。

（KPI）

- ・ 第7期科学技術・イノベーション基本計画の数値目標の設定を踏まえ、今後、適切なタイミングでKPIを設定する。

（施策の方向性）

- ・ 知財・無形資産を戦略的に活用し企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度との連携を含め、知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方を更に普及・浸透を図る方策を検討する。

（短期・中期）（内閣府（知財））

- ・ コーポレートガバナンス・コードにおける知的財産に関する記載や東京

証券取引所「資本コストを意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえて、引き続き企業に対して知的財産への投資等を促していく。

(短期・中期) (金融庁)

- ・ 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、IP ランドスケープの活用等の中堅企業等における知財・無形資産の投資・活用に関する実態や課題の調査を行い、当該投資・活用の在り方を検討すること等を通じて、中堅企業等における知財・無形資産の投資・活用の推進につなげる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ サステナビリティ・トランسفォーメーション (SX) の実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX 戦略等と並んで重要な鍵であり、SX 銘柄を通じて、知財・無形資産戦略をはじめとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ グリーン・トランسفォーメーション技術区分表、及び当該技術区分表を用いた特許情報の分析結果の国内外への発信及び活用の促進を行う。また、こうした技術区分表が国際的に統一された技術区分表に組み込まれるよう諸外国への働きかけを行うとともに、特許審査官の知見も活用しつつ、技術区分表の充実化に向けた検討を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ グローバルヘルス分野への民間資金の呼び込みのため、2023 年 G7 広島サミットの成果である、グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (Triple I) の活動を通じて、インパクト投資の推進に向けた国際連携の枠組みを構築するとともに、投資による国際保健に関連するインパクトの測定・管理等の標準化に向けた取組を推進する。

(短期・中期) (内閣官房 (健康・医療戦略))

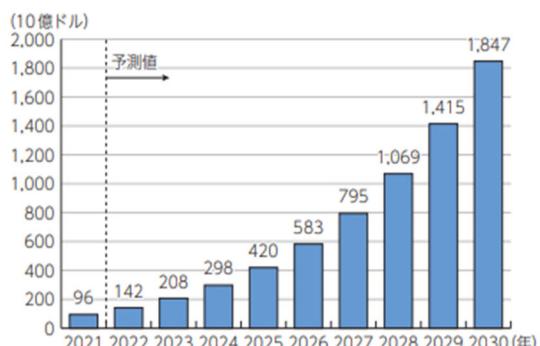
- ・ 2024 年度税制改正において措置された、特許権と AI 関連のプログラムの著作物から生じる所得に税制措置を適用するイノベーション拠点税制について、事業者が積極的に制度を活用できるよう本制度の周知徹底を図り、着実な執行に取り組む。引き続き、類似制度を導入している国の動向を調査するとともに、対象範囲の見直しについては、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(2) AI と知的財産権

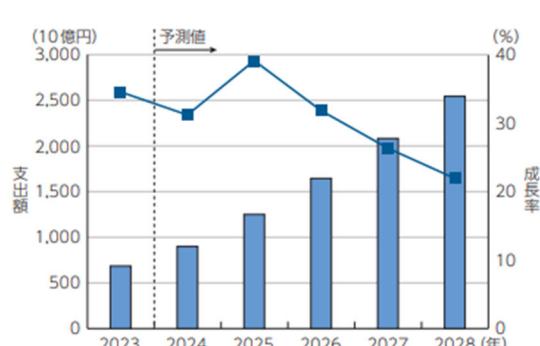
(現状と課題)

世界の AI 市場規模（売上高）は、2022 年には前年比 78.4% 増の 18 兆 7,148 億円まで成長したものと推定されており、その後も 2030 年まで加速度的成長が予測されている（図表 12）。日本の AI システム市場規模（支出額）は、2023 年に 6,858 億 7,300 万円（前年比 34.5% 増）となっており、今後も成長を続け、2028 年には 2 兆 5,433 億 6,200 万円まで拡大すると予測されている（図表 13）。これにあわせて、我が国における AI 分野の研究費も増加している（図表 14）。一方、大規模言語モデル（LLM）の開発では海外勢が先行している状況にあり、日本以外の企業・研究機関がクローズに研究開発を進めた LLM の活用に対する懸念が指摘される中、国産の LLM 構築に向けた対応が進められている⁷。



（出典）総務省「令和 6 年版情報通信白書」

1 図表 12：世界の AI 市場規模（売上高）の推移及び予測

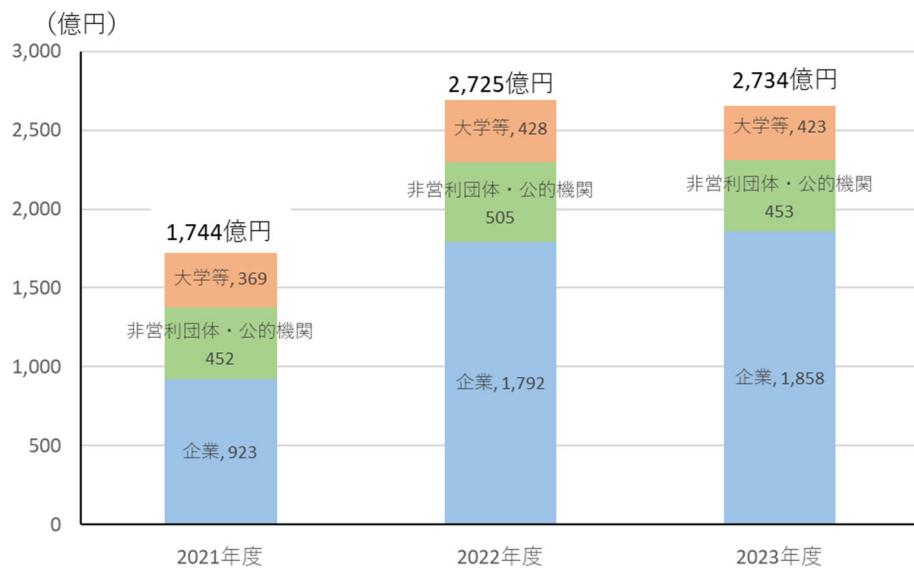


図表 13：国内 AI システムの市場規模（支出額）及び予測

⁷ 総務省「令和 6 年版情報通信白書」(p47 から p49) では、国産 LLM の開発として情報通信研究機構（NICT）、サイバーエージェント、日本電信電話（NTT）の取組が示されている

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/n1410000.pdf>)。

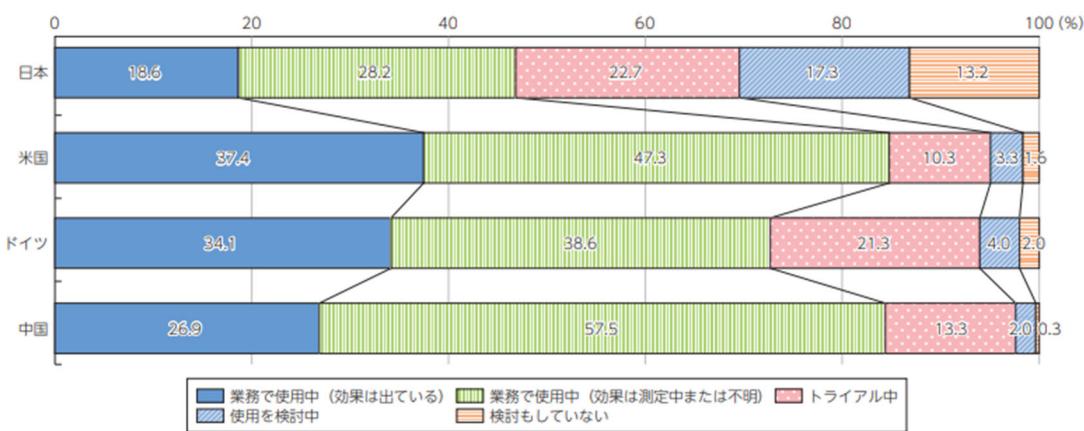
⁸ 可及的速やかに生成 AI に関する開発力を国内に醸成するために、経済産業省と NEDO では 2024 年 2 月から「GENIAC (Generative AI Accelerator Challenge)」プロジェクトとして、基盤モデルの開発に必要な計算資源の提供支援やコミュニティの運営等を行っている (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/geniac/index.html)。



(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 14 : AI 分野の研究主体別研究費

また、AI の市場規模や研究費が増加している一方で、我が国企業の業務における生成 AI の利活用は海外と比較して進んでいない。例えば、「メールや議事録、資料作成等の補助」に生成 AI を使用している割合（トライアル中を含む。）は、米国、ドイツ、中国の企業は 95%程度であるのに対し、日本の企業は 69.5% に留まる。



(出典) 総務省「令和 6 年版情報通信白書」

図表 15 : 業務における生成 AI の活用状況 (メールや議事録、資料作成等の補助)

2024 年には、ノーベル賞の授賞理由として、深層学習（物理学賞）や、深層学習を活用したタンパク質の立体構造予測（化学賞）が挙げられるなど、機械学

習技術や、その利活用が注目を浴びている。例えば、材料や物質の研究開発において、機械学習を活用した新たな材料の探索や自動・自律実験（マテリアルズ・インフォマティクス等）が行われており、従前より研究開発において AI が関与する程度が増加しつつある。

そのような中、少子化の進展に伴い、イノベーション人口の減少が想定される我が国にとって、生産性の向上等に資する AI は、我が国の発展に大きく寄与する可能性がある。日本に強みがある分野での AI 開発を促進し、価値の創造につなげるとともに、獲得した経済価値を経済活動に再投資するといった、強靭な知的創造サイクルを構築することが求められる。

他方、特に生成 AI については、個人情報の不適正な利用、犯罪の巧妙化・容易化、偽情報等による混乱等と並び、著作権等の侵害リスクについて、クリエイターや権利者から懸念の声が示されている。

こうした声を受けて、AI と「著作権」の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において検討を行い、また、「知的財産権」全般との関係については、AI 時代の知的財産権検討会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）において検討を行った。検討結果は、「AI と著作権に関する考え方について」（2024 年 3 月）、及び「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024 年 5 月）として、それぞれ公表されている。

中間とりまとめでは、生成 AI と知的財産権の望ましい関係の在り方として、「AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現を目指されている。そのためには、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせながら、AI 開発者、AI 提供者、AI 利用者、権利者等の幅広い関係者が連携して取り組むことにより、創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成 AI の開発・提供とともに、新たな創作活動につながる好循環の実現が期待される。



(出典) AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」

図表 16：法・技術・契約の各手段の相互補完性

＜生成 AI と知的財産を巡る懸念・リスクへの対応＞

政府では、中間とりまとめが示す「AI 技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現に向けて、周知・啓発を進め、生成 AI に関する幅広い関係者による主体的な取組の促進に努めている。

例えば、文化庁では、自らの権利を保全・行使する上で望ましいと考えられる取組を、生成 AI に関する当事者（ステークホルダー）の立場ごとに分かりやすい形でまとめた「AI と著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」（2024 年 7 月）を公表し、内閣府知的財産戦略推進事務局では、中間とりまとめのポイントを解説した「権利者のための手引き」（2024 年 11 月）を公表している。この他にも、経済産業省では、コンテンツ産業界の生成 AI の利活用ケースと各活用シーンにおける留意点等をまとめた「コンテンツ制作のための生成 AI 利活用ガイドブック」（2024 年 7 月）を公表している。

また、民間においても、中間とりまとめが示す考え方に対する呼応した取組も進められている。例えば、一般社団法人日本音声 AI 学習データ認証サービス機構（以下「AILAS」という。）は、声優等の音声データの管理、追跡等を実現するためのシステムの運用を目指し、活動している。

さらに、肖像や声の保護に関しては、知的財産法等との関係について、その他の省庁においても検討を進めてきたところである。特に、経済産業省における検討では、不正競争防止法との関係について、俳優や声優の実演家等の肖像や声の無断利用について、不正競争防止法における考え方の整理を行うとともに、不正競争防止法（周知表示混同惹起行為（2 条 1 項 1 号）等）を適用することができると思われる想定事例をいくつか公表している。

こうした法的ルールの考え方など、AI と知的財産法との関係について、コンテンツ分野での AI の活用事例も含め、周知・啓発を継続していくことが必要である。

他方、良質な AI 学習コンテンツに係るライセンス市場と権利者への対価還元について、依然として課題が存在するとの指摘もある。すなわち、AI 事業者による情報開示が進んでいないことにより、自己のデータが利用されているかが不明であるためライセンスによる対価還元の機会が得られないことや、AI の利用者側としても訴訟リスク（個人情報、限定提供データの流用、海賊版コンテンツの利用）があること等に鑑み、利活用を躊躇するといった影響が生じている可能性があるところである。このため、AI 事業者による開示や認証など、透明性の確保を促す仕組みの検討をする必要があると考えられる。

ただし、透明性確保は、知的財産権に限られるものではなく、AI ガバナンス全般にわたる課題である。

AI に関しては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」

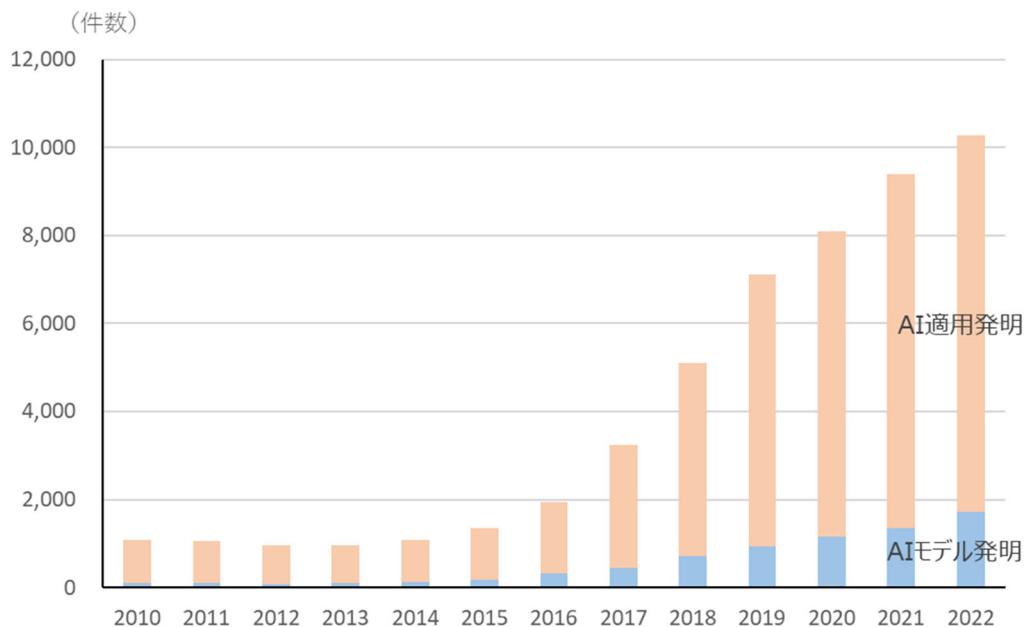
(AI 法)により、AI 戦略本部の設置、政府が実施すべき施策の基本的な方針等を定めた「AI 基本計画」の策定等を進めていくこととされている。同法における「適正性のための国際規範に即した指針の整備」や、「事業者への指導・助言・情報提供」等の基本的施策の具体化の中で、引き続き、国際的な働きかけも行いつつ、実効性の担保に資するような透明性を確保していくことが有効である。例えば、AI 法に基づき策定される指針や、総務省及び経済産業省による「AI 事業者ガイドライン」等も通じて、AI 事業者による適切な開示対応を促すことが重要である。

<AI 技術の進展を踏まえた発明等の保護の在り方>

AI 技術の関連する発明としては、大別して以下 4 つのパターンが挙げられる。この内、AI モデル発明および AI 適用発明に係る特許出願は、近年、増加傾向にあり（図表 17）、AI 技術への関心の高まりが窺われる。

- ・ AI モデル発明 : AI 技術そのものの発明（例: 新たな機械学習方法による AI モデル）
- ・ AI 適用発明 : AI 技術を特定の技術分野に適用した発明（例: AI による自動運転技術）
- ・ AI 利用発明 : AI 技術を利用して開発された製品の発明（例: AI 利用により効率的に開発された医薬品）
- ・ AI 自律発明⁹ : AI が自律的に生成した発明

⁹ WIPO は、2024 年、政策立案者に対して、AI イノベーションの現状を理解し AI の自律化が進む未来を考えるために枠組みを提供することを目的として、ツールキット（「Getting the innovation ecosystem ready for AI」）を公開し、その中で、AI 自律発明に対する対応方法を整理している。自律型 AI に向けた開発が急速に進んでおり、今後、AI 自律発明が増加する可能性がある。AI 技術の進展や国際動向等を踏まえながら、AI 自律発明の保護の在り方を検討していく必要がある。



(出典) 特許庁「AI 関連発明の出願状況調査」2024 を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 17 : AI 関連発明の出願件数推移

この様な状況を背景に、AI 時代の知的財産権検討会では、生成 AI と知的財産を巡る懸念・リスクへの対応のほか、AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方についても、検討課題として取り上げ、中間とりまとめにおいて、その検討結果を示してきた。

特に、AI 利用発明に関連して、「発明者」(共同発明者を含む。)として認められるための要件について、自然人による発明創作過程で、その支援のために AI が利用される場合に、発明の特徴的部分の完成に創意的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方から従って自然人の発明者を認定すべきとの考え方が示された。

しかし、発明創作過程において AI を利用した場合、当該 AI の開発者等がどのような貢献をすることにより発明者として認められるか否かについて明確な基準は存在せず、また、今後、発明創作活動に対する AI 開発者等の関与が増えていくことが予測されることから、特許制度上その貢献をいかに評価するか、我が国においても検討を深め、結論を得るべきであると考えられる。

具体的には、AI 開発の促進やイノベーション人材減少に対する課題解決など、イノベーション推進の観点から¹⁰、AI 利用発明の発明者の定義の検討を進める

¹⁰ 開発者等との共有関係となる場合、発明者認定、その貢献度合いに応じた配分等の手続きが発生し得る点を考慮する必要がある。

ことが必要といえる。その際、使用した生成 AI の開発者（学習データの選択、ファインチューニングを行った者等）や利用者（プロンプトを入力した者等）、発明の効果を確認した者が含まれ得るか否か、含まれる場合の類型や判断手法、国際調和等の論点¹¹について、共有関係の複雑化による特許発明の社会実装の阻害につながることへも留意しつつ、議論することが求められる。

【AI 利活用事例】

AI 利活用事例としては以下のような取組を含め多数存在しており、今後、技術進展を踏まえながら AI 利活用が期待される領域の特定や課題の把握を必要に応じて目指していくことが必要である。

- ・ 産業技術総合研究所は、バイオエタノールからブタジエンを合成するための高活性触媒を、自動実験と AI 技術を組み合わせたマテリアルズインフォマティクスにより高速自律探索するシステムを構築している。
- ・ NEC（日本電気）は、患者ごとに異なるがん遺伝子変異を特定し、最も抗原性の高い配列の選択と優先順位づけを行う独自 AI を開発した。この AI を活用することにより、腫瘍細胞を効果的に攻撃する個別化がんワクチンの研究開発を行っており、第 I / II 相臨床試験を実施中である。

他の AI 利活用事例を含め¹²、AI は知財の創造・保護・活用の生産性向上に有用であり、今後、様々な支援ツールやその活用事例の充実化が期待される。

これら状況を踏まえ、現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方等について具体的な検討が求められているところであり、発明者の在り方等の諸論点について早期に結論を得ることが求められる。

¹¹ 国際的な論点について、米国では、米国特許商標庁（USPTO）が 2024 年 2 月に AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表した。USPTO は、当該ガイダンスにあわせて、AI の支援を受けた発明の発明者適格性について、2 つの事例を公表し、具体的な事例に即した上記ガイダンスの考え方の適用関係を明らかにした。上記ガイダンスの中では、出願人・USPTO 審査官が AI の支援を受けた発明における自然人の貢献が顕著であるかどうか判断する際に役立つように指針が示され、「状況によっては、特定の解決策を引き出すために特定の問題を考慮して AI を設計、構築または訓練する自然人が発明者になる可能性がある」、「単に発明に使用される AI を所有または監督する者は発明者とはいえない」等の原則が示された。

また、WIPO は、ツールキット（「Getting the innovation ecosystem ready for AI」）において、AI 技術が関連する発明について、AI の支援を受けた発明、AI を組み込んだ発明、AI が自律的に生成した発明等様々な使い分けがある中で、各々について、ガイダンス等を提供することを提案している。

12 （参考 1）第 3 回構想委員会資料（資料 5）（2025 年 2 月 14 日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/dai3/siryou5.pdf>

（参考 2）産業構造審議会知的財産分科会 第 52 回特許制度小委員会（資料 1 の p 8）（2025 年 3 月 5 日）

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/52-shiryou/01.pdf

(KPI)

- ・ 日本企業の AI の利活用率を概ね 100%まで高める。
- ・ AI 利用発明の明確化を進め、AI 利用による研究開発を促進する (AI 分野の研究費の増加)。

(施策の方向性)

- ・ 「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」(2023 年度) 及び「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」(2024 年度) の調査研究結果、並びに AI 関連発明に対する特許審査の仮想事例について、AI 技術に関する特許制度への理解を促進するために情報発信を行う。また、これらの調査研究結果を踏まえて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、AI 利用発明の発明者の定義等について検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ AI 技術の進展による意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、意匠審査実務上の課題やその他の意匠制度に生じる課題について、「生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究」(2024 年度) の調査研究結果を踏まえつつ、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 「中間とりまとめ」が示す考え方に基づき、法・技術・契約の各手段の組合せにより、関係当事者が AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けて主体的に取り組むよう、知的財産法や AI ガバナンスに関するガイドライン等の必要な更新を適時に行い、社会に分かりやすい形で周知を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、総務省、経済産業省)

- ・ 生成 AI 及びこれに関する技術についての共通理解を得るほか、AI 学習等のための著作物のライセンス等の実施状況や、海賊版を掲載したウェブサイトに関する情報の共有等を図るため、関係当事者間における適切なコミュニケーションを引き続き促進する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省)

- ・ 生成 AI における俳優や声優等の肖像や声の保護に関し、不正競争防止法等の関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、周

知を行うとともに、契約による対価還元策の検討や侵害行為に関するプラットフォームとの連携体制の構築等について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、特許庁、文化庁、総務省、法務省、消費者庁、内閣府(知財))

- ・ 学習データ等の情報開示について、AI開発者等において必要な範囲で適切な対応を行うことを促進するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の制度化及び運用並びに「AI事業者ガイドライン」の周知等を通じ、AIの透明性を確保する。

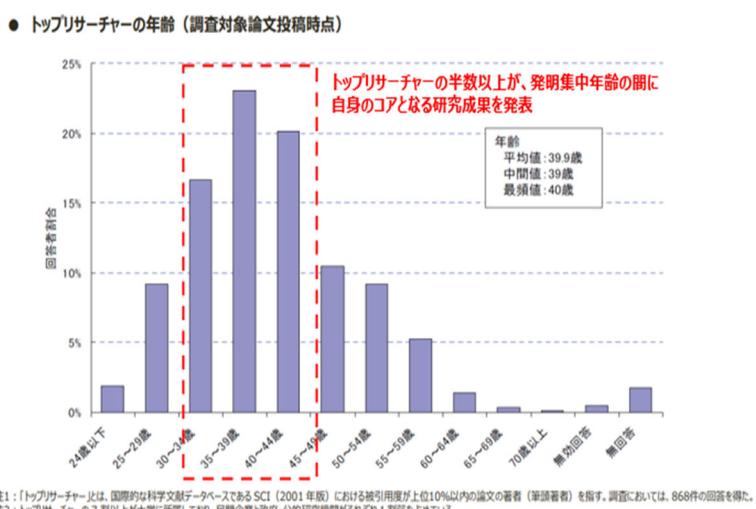
(短期・中期) (内閣府(科技)、総務省、経済産業省、内閣府(知財))

(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

(現状と課題)

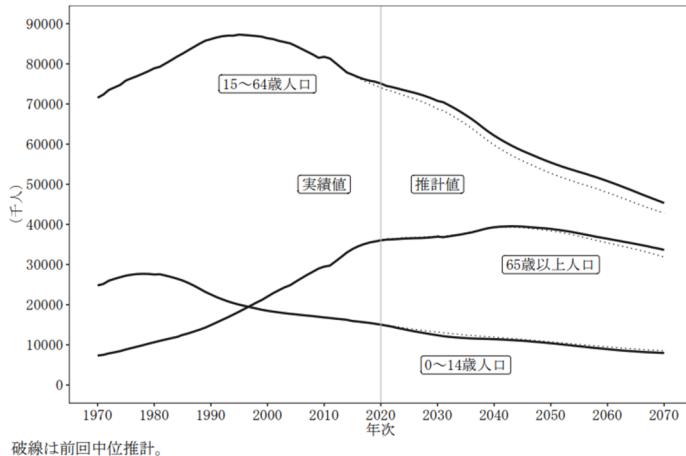
創造活動の礎となる人材基盤の強化は我が国のイノベーション力の向上に欠かせない要素である。特に、トップリサーチャーと言われる研究者の半数以上が30歳代から40歳代においてコアとなる研究成果を発表するなど、若手研究者の育成や確保は急務である(図表18)。

そのような中、我が国を取りまく環境変化として若手研究者を含めたイノベーション人材(知的創造人材)の減少が顕著となり(図表19)、知的創造を担う人材層の弱体化は避けられない状況にある。今後、創造活動に関する人材基盤の充実化等の対応を継続的に取り組み人材輩出につなげていく上で、イノベーション人材の育成や海外人材の誘引、ダイバーシティの推進等の強化策は喫緊の課題といえる。



(出典) 文部科学省「学術分科会(第68回)」資料2-2(2018年7月)

図表18: トップリサーチャーの年齢分布



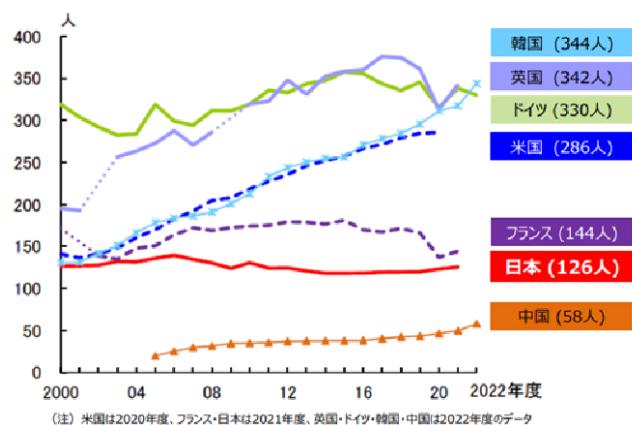
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」

図表 19：年齢3区分別人口の推移

＜研究開発における人材育成＞

知的財産の創出に向けて新しい技術研究や製品開発に貢献する人材の活躍は不可欠である。特に、博士号取得者に代表される独創的な発想を持ち競争力のある研究者の活躍は知的財産の創造に大きく寄与するものであるが、日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、諸外国（米英独韓）と比較して3から4割程度に留まる（図表20）。

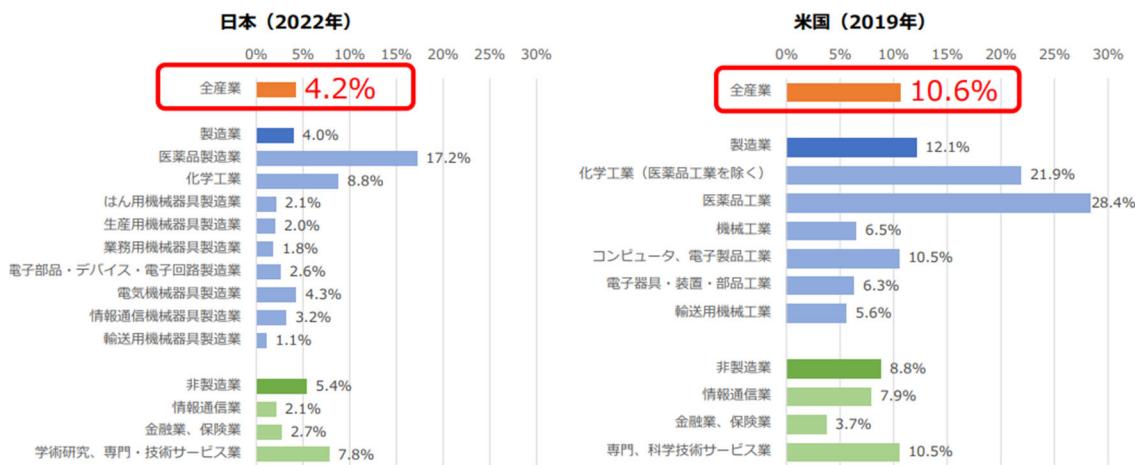
また、産業分野における博士人材の割合は米国と比較して低く、活躍の場として企業内での研究開発現場は限定されている状況にある（図表21）。



(注) 米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ

(出典) 経済産業省、文部科学省「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会（第1回）」資料2（2024年8月）

図表 20：人口100万人当たり博士号取得者数



（出典）経済産業省、文部科学省「博士人材の民間企業における活躍促進に向けた検討会（第1回）」資料2（2024年8月）

図表 21：産業分類別 研究者に占める博士号保持者の割合

そこで、経済産業省と文部科学省は、博士人材の活躍の場の拡大に向けて産学が連携して取り組むべき実務的な事項について議論するため、2024年8月に検討会を立ち上げ、主に以下に挙げるような課題について議論した。

- ・ 「採用意欲のある企業」が、効果的な採用を実施するために取り組むべき事項
- ・ 「博士課程を持つ大学」が、博士学生の就職活動を支援するために取り組むべき事項

同検討会での議論を踏まえ、博士人材の民間企業での活躍を促進するために有効な大学による支援や企業における取組を「博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック」として取りまとめた。さらに、具体的な事例を収集し「企業で活躍する博士人材ロールモデル事例集」を作成した。

今後は、博士人材の採用面での障壁がより下がることで、両者の間における意思疎通による連携が上手く図られ、博士人材の活躍の機会がより広がることが望まれる。

あわせて、政府における博士人材の活躍に向けて、人事院では、高度人材の採用に向けた対応を進め、2022年には博士課程修了者等の初任給基準の見直しなど、給与制度の改正を行っており¹³、政府全体において博士人材の採用に向けた取組が進展することが期待される。

＜知財創造教育の推進＞

知財創造教育の理念は、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つ

¹³ https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2211/kisokukaisei221118.html

の柱に対応したものであり、これまで高等教育、初等教育現場において知財創造教育の浸透を図ってきた¹⁴。

その中で、中国地域では、教育機関、企業、県等において小中高向けの出前授業、ワークショップ開催及び支援活動など、活発な取組がなされている。大学においては、文部科学省が知財教育に関連する「教育関係共同利用拠点」として認定した山口大学から他大学への知財教育のカリキュラム等の展開が進められ、自立化等の支援を行っており¹⁵、これらの取組が全国に広がることが期待される。

また、地域の活性化の観点から、各地域の地域経済産業局、地域の企業や発明協会等の活動により、各地域での小中高生の創造能力を育み、未来のイノベーターを創出するためのエコシステムを構築することが望まれる。

そして、最近では生成AIの急速な進展により、創造活動への貢献に向けた具体的な手法に関心が高まっている。その影響は学校教育にも及び、学校現場における生成AIの適切な利活用に向けて、文部科学省は「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(ver.2.0)」(2024年12月)の公表やオンライン研修会を提供する等の対応を進めている。当該ガイドラインにおいては、情報活用能力の育成に当たって、児童・生徒が生成AIに関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること等が期待されている。生成AIの普及も踏まえ、人権、知的財産権等の自他の権利を尊重すること等の情報モラルを含む情報活用能力の一層の強化が求められている。

これらを含め、今後もなお一層の知財創造教育及びそれに類する活動の普及・実践を進めることにより、発明活動への参加のインセンティブや新しいビジネスへ挑戦する意欲につながり、広く知財やその活用に対する関心を持ち行動を起こす人材が増えることで、より裾野の拡大や発展につなげることが望まれる。

＜オープンイノベーションを支える人材の多様性＞

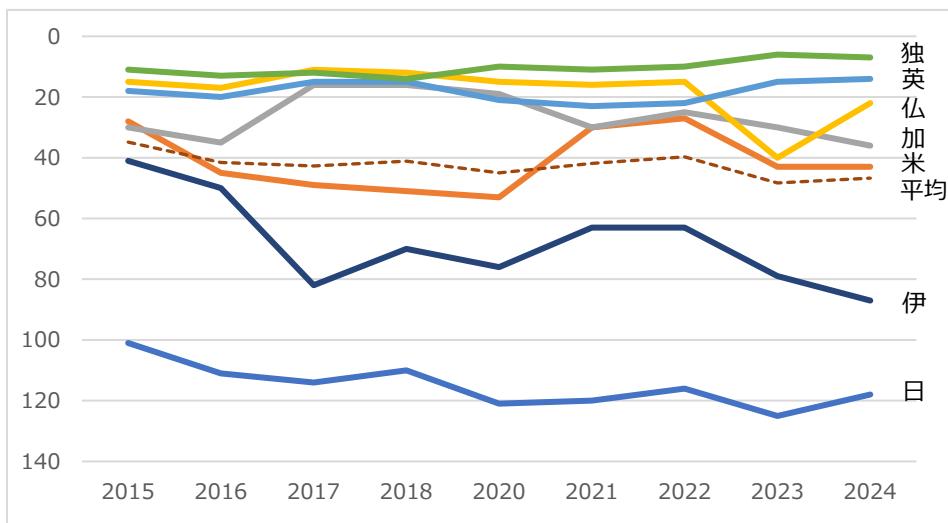
人口減に伴う創造人材の減少への対応の一環として、国外からのグローバル人材の取り込み、国内における潜在的創造人材の発掘など、イノベーションを創出する人材の充実化を検討するに際し、それを支える環境として、多様性（ダイ

¹⁴ 具体的には、「知財創造教育」の普及を目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」を開催し、2021年3月に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクション・プランを取りまとめた。それにより、現在、地域主導型の地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践を進めている。

¹⁵ そのほか、全国知財創造実践甲子園（第5回）を開催するなど、知財創造教育地域コンソーシアム（中国地域）の活動を積極的に進めている。

バーシティ）や包摂性（インクルージョン）の確保は必須である¹⁶。

しかし、国際的にみて日本を取り巻く状況は厳しく、例えば、日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位（2024年）と低迷している（図表22）。



（出典）Global Gender Gap Report (World Economic Forum) より内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

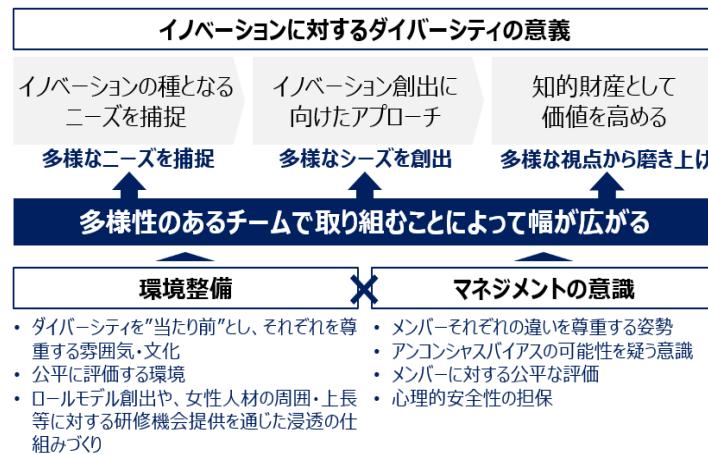
図表22：ジェンダーギャップ指数の推移（G7比較）

そのため、我が国において多様性の確保とその価値観そのものを認める包摂性の浸透がより進展することが望まれる。

その中で、特許庁では知財エコシステムにおける多様性と包摂性を推進するために、女性の活躍を促進するための環境整備の在り方を調査研究し、「Diversity & Innovation～知財エコシステム活性化のカギとなる女性活躍事例～」（2024年5月）として結果を公表した。

¹⁶ 多様性の取り込みについて、国内スタートアップを対象とした調査の集計結果に基づき、スタートアップ創業メンバーの多様性（職歴、学歴、年齢）と企業成長の関係を検証したところ、次のような調査研究結果が知られている。①スタートアップ創業メンバーの人数の多さ、学歴や職歴の多様性は事業成長（資金調達ラウンド）に正の効果をもたらす。②年代の多様性と事業の成長（売上高）の間に20歳から30歳程度の差が適度である。

（出典）伊東、金間、渡部、樽谷、加賀、村中、「国内スタートアップの国際化と企業成長に関する要因分析 -エコシステムの形成と発展を目指して-」、2024年 <https://ifi.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/WP033.pdf>



(出典) 特許庁、知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究、2024年

図表 23：女性活躍事例集の概要

引き続き、異なる属性（性別、年齢、国籍、キャリアパス、経験、学歴等）を有する人材の多様性の強みを生かしつつ、その多様な人材が組織内で活躍できる包摂性の絶え間ない改善が求められる。

その際には、労働市場の流動性が高まることにより、転職や兼業・副業などの手段を通じて多様な人材の活躍の場が広がる可能性が挙げられる。例えば、大学等研究者の転退職については、課題となっている知財の取扱いについて整理を行い、指針を公表したところである¹⁷。更なる検討として、企業からのスピノフやカーブアウト等¹⁸による独立も増える中、その場面における知財の取扱いについても重要な論点と言える。

また、近年注目される兼業・副業について、大企業等に所属する知財人材が大企業の事業開発担当等の非知財人材とチームを組んでスタートアップへの業務支援をする取組もみられる¹⁹。そして、多様な働き方を受け入れる体制の整備により、外国人や女性の活躍が広がることも期待される。

このように、異なるバックグラウンドを有する人材の活躍により、知財エコシステム全体におけるイノベーションがけん引されることが望まれる。

＜高度外国人材の積極的な受入れ、拠点整備＞

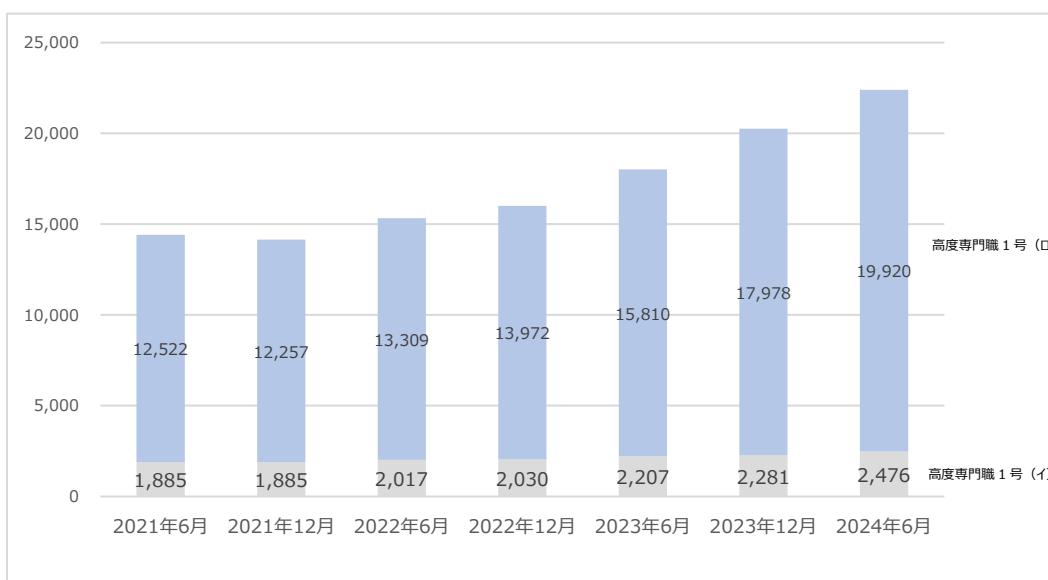
創造人材の確保に向けて高度な知識や経験を有する海外人材の受入れをいかに促進するかは、我が国の国際競争力の維持・向上において欠かせない。

¹⁷ 3. (1) 産学連携による社会実装の推進を参照。

¹⁸ 経営陣が戦略的に事業の一部を切り出し、資本関係を保有しながら活動連携を持つものがカーブアウト、親企業からの出資を受けず、緩やかな活動連携を持つものがスピノフとされている。（福嶋幸太郎「ベンチャー類型による新規事業開発に関する研究比較」、関西ベンチャー学会誌第11号、2019 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/kansaiv/11/0/11_30/_pdf))

¹⁹ 3. (2) スタートアップ支援を参照。

そこで、政府は経済成長等への貢献が期待される高度な能力をもつ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」の導入、更に高度人材に特化した在留資格「高度専門職」の新設による充実化を図っており、例えば、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動（高度専門職 1号（イ））、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動（高度専門職 1号（ロ））の在留資格²⁰を有する在留外国人数は伸びている（図表 24）。



（出典）出入国在留管理庁 HP「【在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表】」に基づいて
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 24：在留外国人統計（高度専門職 1号（イ）、（ロ））の推移

更なる対応として、政府は新たに特別高度人材制度（J-Skip）²¹、未来創造人材制度（J-Find）²²を導入し、海外からの高度外国人材の我が国への受入れを促進している。

そのほか、海外からの留学生の受入れについて、例えば、意欲的な留学生は、スタートアップの起業やインターンへの参加等を通じ、日本人学生に刺激を与え、大学の国際競争力を高める上で、不可欠な存在であり、今後とも多様な国・

²⁰ 高度学術研究活動「高度専門職 1号(イ)」：本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動
高度専門・技術活動「高度専門職 1号(ロ)」：本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

²¹ 高度外国人材の中でもトップレベルの能力がある者の受入れ促進することを目的として、ポイント制に拠らず、学歴又は職歴と年収により高度専門職（1号）を付与。

²² 将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的として、要件を満たすことで就職活動等の活動のための在留資格（特定活動）を付与。

地域からの優秀な外国人留学生の受入れを戦略的に進めていく必要がある²³。

(KPI)

- ・ 2040 年における人口 100 万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる。
- ・ 知財創造・保護・活用に携わる知財教育に関する取組を広げる。(取組事例数)
- ・ イノベーション人材の取り込みを進め、高度な能力をもつ外国人材を増やす(在留外国人数 (高度専門職 1 号 (イ)、(ロ))。

(施策の方向性)

＜研究開発における人材育成＞

- ・ 我が国の博士号取得者数の増加等を目指し、博士後期課程学生の処遇向上等に加え、産業界における採用拡大など、博士人材が社会の多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けて、2024 年度に作成した「博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック」及び「企業で活躍する博士人材ロールモデル事例集」の周知・普及を行う。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

＜知財創造教育の推進＞

- ・ 知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することにより、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省)

- ・ 教育現場と地域社会とをつなぐ地域連携拠点となる地域コンソーシアムにおいて知財創造教育を普及・推進できるよう、支援を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ 企業や学校等において知財に関する意識向上を図るため、知的財産管理技能検定等の知財関連資格の取得を推奨する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、特許庁)

- ・ 次世代科学技術チャレンジプログラム、未踏事業等の仕組みを活用し、独創的な発想力を持つ人材の発掘・育成に取り組むとともに、高度で実践的な講義や研究を実施する大学を支援する。

²³ あわせて、日本人自身も海外での多様な経験等を経ることは重要であり、グローバル人材育成に向けた留学機会の提供や留学機運の醸成もより一層進めるべきである。例えば、海外留学支援制度（協定派遣型、学位取得型）、官民協働海外留学支援制度「～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」が用意されるなど、学生等の経済的な負担の軽減等の取組が進んでいる。

(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

- ・ 新たなデジタル技術の急速な発展等を踏まえ、著作権制度に関する一般的な知識のみならず、著作権を巡る社会の動きやWeb3.0関連技術等のデジタル技術と著作権との関係等の視点を取り入れつつ、広く国民に向けたセミナーや学習教材の作成により著作権に関する普及・啓発を行う。また、クリエイターを含む全ての国民が日常的に著作権を意識できるよう、関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動について検討する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 知財創造教育の普及・実践を推進するために、「知財力開発校支援事業」を通じて、高校及び高等専門学校の生徒・学生の知財の創造・保護・活用全般にわたる知財マインドの育成を広く支援する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ アントレプレナーシップ教育の場における知財に関する教育の効果的な手法について調査する。課題解決に取り組む力や創造力を醸成するアントレプレナーシップ教育の一環として知財に関する教育を行うことによって、知財の知識に加え実践的応用力を身につけることができる教育の提供を目指す。

(短期・中期) (特許庁)

<オープンイノベーションを支える人材の多様性>

- ・ 多様性と包摂性を推進する動きが、国際的に加速しているなか、世界の知財庁・関連機関や国内の知財制度ユーザー団体と連携を深めながら、多様性と包摂性を高めるためのネットワークの形成と環境整備を進める。本年開催される大阪・関西万博では、各国知財庁・関連機関を招き、知財エコシステムにおける女性と若者の活躍推進について議論及び情報発信を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 大阪・関西万博において、社会課題解決に向けた知財活用について国内外に広く発信し、個人、スタートアップ企業、中小企業等を含む幅広い層に対して、知財権の取得や知財の保護・活用をすることの意義について十分に認識、理解してもらい、一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会の実現を目指す。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 社会課題解決を目指すスタートアップ企業、非営利法人、個人等に対し、知財と社会課題解決等の専門家による伴走支援を実施し、社会課題解決における知財のあり方を検証するとともに、大阪・関西万博において、それ

らの好事例を世界に情報発信する。

(短期・中期) (特許庁)

- 農業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、教育カリキュラムの検討や研修セミナーの実施を支援し、農業現場での経営に資する知財活動の取組に助言できる専門人材を育成・確保するとともに、種苗業者向けプログラムの作成とその展開により、農業・食品産業関係者全体の知財意識の向上を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

＜高度外国人材の積極的な受入れ、拠点整備＞

- 東南アジアやインドのトップ大学等の卒業生をはじめとした優秀な若手人材の確保に向けて、寄附講座の活用等を通じた現地大学との連携強化や在留資格の在り方も含め、我が国での就職に向けた課題や企業側からの具体的なニーズについて、幅広く調査を行うこととしており、当該ニーズ調査の結果等を踏まえ、具体的な措置について検討を行う。

(短期・中期) (法務省、経済産業省、文部科学省)

- 我が国の研究力向上のためには研究活動の国際化が一層必要であり、国際的な共同研究等を通じて研究者が世界のネットワークに加わるとともに、優れた研究者が国際的に循環していくことが重要である。このため、科学技術先進国との先端分野での研究セキュリティも確保した戦略的な協力を一層強化するとともに、ASEAN やインドを含むグローバル・サウス等との戦略的な連携や若手研究者の交流を強化する。

(短期・中期) (文部科学省)

- 外国人留学生は、諸外国との相互理解及び友好親善の増進や高度外国人材の獲得等の意義がある。このため、「教育未来創造会議第二次提言」や「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」等を踏まえつつ、多様な国・地域からの優秀な外国人留学生の受け入れの促進等の留学モビリティの拡大、及びその基盤となる日本人学生と外国人留学生がともに学ぶ環境の構築や大学間交流の強化等大学の国際化を推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

2. 知的財産の「保護」

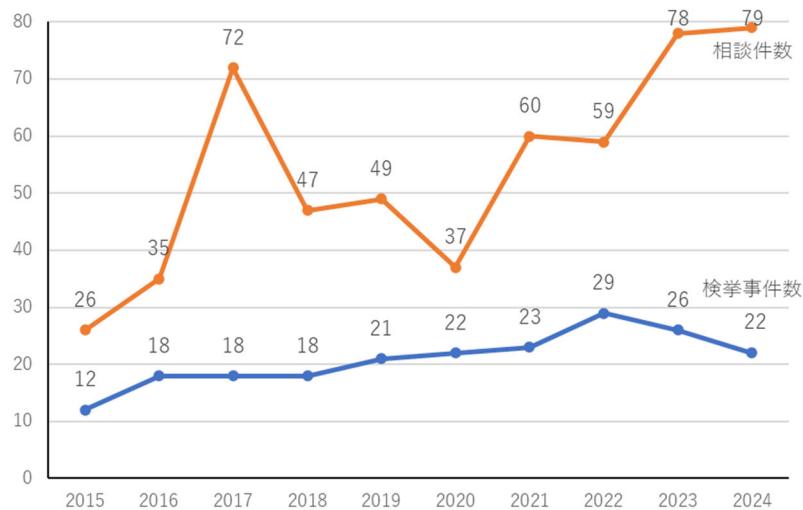
(1) 技術流出の防止

(現状と課題)

＜営業秘密・限定提供データ＞

近年、グローバル化や情報価値の高まりに伴い、研究開発における情報漏洩に

対するセキュリティ確保の必要性は企業に留まらず大学や国立研究開発法人を含め、あらゆる場面において求められている。その背景として、営業秘密侵害事犯の相談受理件数は近年、増加傾向にある点が挙げられる（図表 25）。



（出典）警察庁「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 25：営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び相談受理件数の推移

政府においても、知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の進展等の環境変化を踏まえ、営業秘密・限定提供データの保護の強化等を盛り込んだ不正競争防止法の改正を行った（2023年6月公布、2024年4月1日施行）。この法改正に伴い、経済産業省は『逐条解説 不正競争防止法』を改訂・公表し（2024年4月）、さらに、従業員向けのわかりやすい啓発資料「知っておきたい営業秘密」を作成・公表した（2024年6月、外国語版は2024年11月）。

経済産業省は、官民の実務者間において営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策に係る情報交換を行う場として「営業秘密官民フォーラム」を開催しており、「秘密情報の保護ハンドブック」及び「知っておきたい営業秘密」に加え、「営業秘密管理指針」²⁴の周知等を進め、産業界における営業秘密の漏えい防止に向けた対応を推進していくことが求められる。

＜研究セキュリティ・研究インテグリティ＞

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性と

²⁴ 2025年3月改訂版において、「営業秘密管理指針」の対象者の範囲として大学・研究機関についても該当し得ることの明確化や、非公知性要件とリバースエンジニアリングとの関係についての整理等が行われた。

といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。また、2023年6月、国立研究開発法人の元職員が不正競争防止法違反の容疑で逮捕される事案も発生した²⁵。

これまで、政府は、研究者及び大学・研究機関等における研究インテグリティ確保の取組を求めてきた²⁶。その結果、フォローアップ調査結果から大学及び国立研究開発法人において取組の定着が進んでいることが窺える²⁷。

一方、主要国において、研究セキュリティの確保に係る取組が強化されていることを踏まえ、政府においては、国際的な共同研究等の実施に当たり必要なリスクマネジメントを実施するための手順書を策定するなど、研究セキュリティを確保する取組が求められる。

＜安全保障に係る技術の流出防止＞

昨今、安全保障の重要性がますます拡大しており、安全保障に係る技術の流出防止措置を講じることは、極めて重要な課題となっている。

経済産業省においては、産業構造審議会の安全保障貿易管理小委員会が2024年4月24日に中間報告を公表した。この中間報告を踏まえ、安全保障上の観点から、技術流出リスクが高いと考えられる技術を海外移転する際に事前報告を求め、官民が対話をしながら適切な技術流出対策を検討する制度（技術管理強化のための官民対話スキーム）について、必要な省令改正等を行い、2024年12月に施行した。今後は、本スキームの適切な執行と、対象技術についての更なる調査・分析を進めることが求められる。

また、内閣官房の「経済安全保障法制に関する有識者会議」では、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討し、2024年6月に「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に関する提言」を取りまとめた。

この提言を踏まえ、内閣官房及び内閣府は、2024年8月に関係府省に対して、必要な対応を促した。具体的には、①経済安全保障上の重要技術の研究開発成果等について、公募等の際に必要な技術流出防止措置を講じること、②日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について、親会社又は子会社である国外企業等への知財移転の際に事前連絡と契約者間の調整が行われるよう徹底すべきであること等について周知した。

²⁵ 本事案について、2025年2月、東京地裁は懲役2年6月、執行猶予4年、罰金200万円を言い渡した。

²⁶ 例えば、統合イノベーション戦略推進会議（第9回）（2021年4月27日）では、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されており、また、国立研究開発法人の機能強化の取組の一環として策定された「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（2024年3月29日関係府省申合せ）においても、研究セキュリティ・インテグリティの一層の強化を求めている。

²⁷ https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/ri_follow-up_fy2024/ri_fu_fy2024_sum.pdf

今後は、対象とした各研究開発プロジェクトについて、リスクに応じた技術へのアクセス管理や技術移転等の際の対策など、入口から出口までの段階に応じた技術流出対策に取り組むことや、技術流出対策の強化に向けた要件等の見直しを行うとともに適切に執行を行う必要がある。

(KPI)

- ・ 情報漏洩の発生抑制や情報セキュリティ等の確保を図り、適切な技術流出防止につなげる（営業秘密侵害事犯の検挙件数又は相談受理件数の状況把握）。

(施策の方向性)

- ・ 「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（2024年3月29日関係府省申合せ）等に基づき、研究機関や大学における研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する取組を推進する。
(短期・中期) (内閣府(科技)、関係省庁)
- ・ 「秘密情報の保護ハンドブック」及び「知っておきたい営業秘密」に加え、改訂した「営業秘密管理指針」の周知等を進めることで、引き続き営業秘密の漏えい防止に向けて啓発する。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」中間報告（2024年4月）に基づき、2024年12月に施行された「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、適切に執行するとともに、対象とすべき技術について不断の調査・分析を行い、随時の見直しを行う。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 我が国が技術優位性を持つ技術及び将来の技術優位性の創出を目指す技術を対象に、国の資金による委託等により行われる社会実装を見据えた研究開発プロジェクトに関して、リスクに応じた技術へのアクセス管理や技術移転等の際の対策など、入口から出口までの段階に応じた技術流出防止対策に取り組む。
(短期・中期) (内閣府(政策統括官(経済安全保障担当))、関係省庁)

(2) 海賊版・模倣品対策の強化

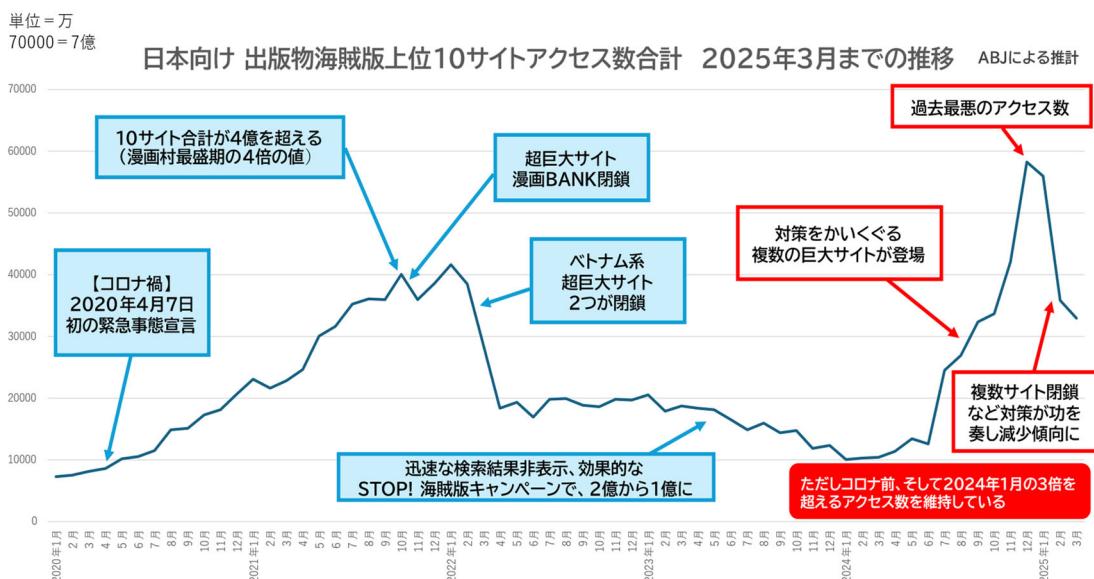
(現状と課題)

<海賊版>

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、マンガ・アニメ・ゲーム・映画をはじめとする我が国のあるコンテンツが広く世界に発信されるようになっ

た。一方で、その魅力の高さと相まって、それらの著作権等に対する侵害行為は国境を越えて拡大している。国境を超えてサイト運営者、サーバー、ドメイン登録等が所在していることや、匿名運営を可能とするサービスが出現していることに加え、ドメインホッピングを用いるなど、これまで以上に手法が巧妙化し、サイト運営者の特定がいっそう困難となっている。

このような状況に伴い、海賊版被害も急増している。例えば、我が国のマンガ等の海賊版サイトの状況について、日本向けの上位 10 サイトへの月間アクセス数は、大型海賊版サイトの閉鎖等により、4 億アクセス程度から 1 億アクセス程度まで減少していたが、2024 年 6 月以降、複数の大型サイトが登場する等の影響を受けて月間アクセス数が再び急増し、2024 年 12 月には、5 億アクセスを超えるなど、以前の最悪期を超える被害状況となつた。その後の対策によって、複数のサイトが閉鎖され、3 億アクセス程度にまで減少に転じたものの、依然として予断を許さない状況が続いている（図表 26）。



（出典）一般社団法人 ABJ「出版物違法サイトの状況」<https://www.abj.or.jp/data>

図表 26：出版物海賊版上位 10 サイト アクセス数合計の月別変化

近年は、海外発の海外向け海賊版サイトによる被害も拡大しており、特に、ベトナムにおける被害が大きくなっている。最近では、ベトナムに次いでインドネシアにおける被害も目立つ状況となっている。

また、マンガ以外も含む日本のコンテンツ（ゲーム・音楽・出版・映像）のインターネット上の海賊版被害額は、2022 年で約 2 兆円（2019 年比約 5 倍）と推計されており、今後、日本のコンテンツの海外展開を進めていくにあたっても、

海賊版対策の強化が重要である。

このような国境のないインターネット上の海賊版への対応には、国際的な連携や国際執行の強化が特に重要であり、例えば、海外における海賊版に対するアクセスを抑止するための制度の利用も含め、特に、ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) 等を通じたドメイン事業者の働きかけ、CDN (Contents Delivery Network) サービスの悪用防止、現地での摘発（国際司法協力）等を中心に、官民で連携しながら対応を進めていく必要がある。

政府では、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公表し、これに基づく対策を着実に進めてきた。2024年5月には、民間と連携しつつ、国際連携・執行等の強化や、CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止、正規版の流通促進等を進めるため、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を更新した。

また、民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化を行うべく、2024年9月には、最新情報の共有や具体的な対策への接続等を検討する場として、海賊版対策に従事する民間及び関係府省の実務者から構成される海賊版等対策官民実務者級連絡会議を立ち上げ、これまでに3回開催した。

海賊版等対策官民実務者級連絡会議では、海賊版被害を受けた際の対応フレーム、被害の大きいベトナムの海賊版に対するアクションを検討するとともに、新たに官だけではなく民間のアクションも織り込む形で「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の工程表の更新版を検討し、2025年5月に公表した。

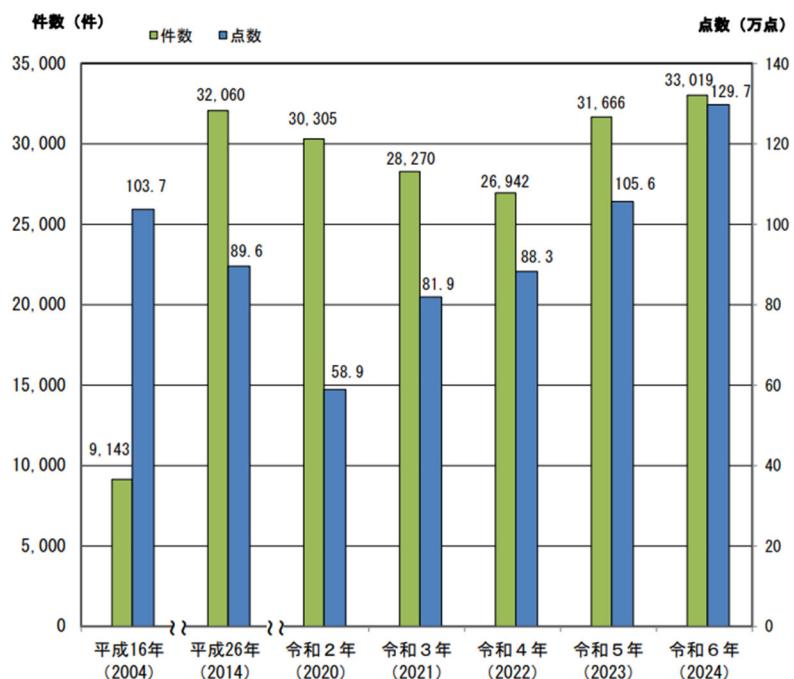
民間においては、例えば、マンガの海賊版に対し、出版業界・IT業界・有識者が定期的に協議を行いながら、精力的に取組が進められてきており、例えば、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）や出版5社海賊版対策会議（JPMAC）において、官民連携した取締りや国際執行、各種の国際会議における海賊版対策への協力の呼びかけなど、積極的な活動が展開されているところ、このような民間の主体的な取組と政府の取組を有機的に連携させながら、今後も官民一体となって、海賊版を撲滅し、正規版流通も含めたエコシステムの実現に取り組むことが重要である。

＜模倣品＞

近年、日本国内でBtoC、BtoB、CtoC等のEC市場が急速に拡大を続けており、オンラインの取引手段としてオークションサイトやフリマアプリも普及している。また、これらのオンライン市場はグローバル化しており、多国間での取

引量も急速に伸びてきている。しかし、それに伴い、インターネット上の模倣品被害が一層深刻化してきている。

2024年の全国の税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止め状況について、輸入差止件数が3万3千件を超え、過去最多を更新した（図表27参照）。模倣品の流通は企業の売上に悪影響を与えるだけではなく、企業のブランドイメージを毀損したり、模倣品を購入した消費者の生命や健康に危険を及ぼすなど、非常に深刻な問題を引き起こすものとなる。



（出典）財務省 HP「令和6年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

図表27：知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

こうした模倣品被害を抑えるためには、各企業において製品・包装等に工夫を凝らすことや、知財侵害の抑止につなげる強化策の構築など、模倣防止・侵害抑止のための対策が必要であるとともに、法整備や行政による支援等が求められる。模倣品対策として、厳正な水際取締りの強化・民間との連携による取組の強化等、様々な策が講じられているが、今後も関係省庁一体となって対策を推進すべきである。

さらに、2019年の特許法等改正により、損害賠償額算定方法の見直しがなされているが、裁判例分析等により効果検証を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討するとともに、特許表示の機能向上等を含めた知的財産の侵害

を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討し²⁸、法改正を含めた必要な措置を講ずることが求められる。

加えて、侵害品（模倣品）対策として模倣品製造が国外の場合であっても日本市場を対象とした物であれば、規制対象とする妥当性についても必要に応じて議論を行うことが望ましい。

（KPI）

- ・ 日本国から出版物海賊版へのアクセスを低減する（直近5年間で最も少なかったのは約1億アクセス）。
- ・ 模倣品被害の抑制のため、水際措置を推進する（税関における知的財産侵害物品の差止件数の状況把握）。

（施策の方向性）

- ・ 海賊版対策に係る民間及び関係府省の実務者級で構成される海賊版等対策官民実務者級連絡会議の場において、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進めるとともに、工程表は年度ごとに更新を行う。
(短期・中期) (内閣府(知財)、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省)
- ・ 海賊版・模倣品を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む海賊版・模倣品を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、関係省庁・関係機関による啓発活動を推進する。
(短期・中期) (警察庁、消費者庁、総務省、財務省、文化庁、農林水産省、特許庁、経済産業省)
- ・ AIを活用した海賊版サイトの検知・分析実証事業を通じて、海賊版サイト・コンテンツの自動検知や、削除申請等の権利行使の自動化について得られた知見を活かし、より実効性の高い海賊版対策の在り方を検討する。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ 検索サイト事業者における海賊版に係る検索結果表示の削除又は抑制など、海賊版サイトの運営やこれへのアクセスに利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、それら民間事業者と権利者との協力等の促進、当該民間事業者への働きかけや権利行使を

²⁸ 特許表示に関する課題（例：特許無効等により特許表示が虚偽になる可能性、物や包装に限らないネットワーク時代に適した特許表示方法等）についても併せて留意する必要がある。

行う権利者への支援等を行う。

(短期・中期) (総務省、文化庁、内閣府(知財))

- ・ 日本のコンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態について、継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む）。

(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、外務省、警察庁)

- ・ WIPO や二国間協議等の枠組み、国際会議等の場を活用し、海賊版対策の強化に向けた働きかけを行うなど、国際連携の強化を図る。また、海外海賊版サイトの運営者摘発等に向け、外国公安当局への積極的な働きかけ、国際的な捜査協力等を推進するほか、民間事業者との協力の下、デジタルフォレンジック調査の実施等の取組を進めるなど、国際執行の強化を図り、特に、ベトナムの海賊版に対する対策を強化する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省)

- ・ 海賊版被害の大きいベトナムやインドネシアに対する対策を特に強化し、官民ミッションの派遣や海賊版対策に係る現地事務所の開設、正規版の流通促進等の必要な取組を行う。

(短期) (内閣府(知財)、警察庁、外務省、文化庁、経済産業省、関係省庁)

- ・ 警察当局や外交部局も含む関係省庁・官民が協働した国際的な協力体制（コンソーシアム）を構築し、権利者による円滑な権利執行が可能な環境を整備する。あわせて、インターネット上の国境を越えた著作権侵害等に対し国内権利者が行う権利行使への支援の取組の充実を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 海外の海賊版サイトであっても、送信行為が日本の公衆に向けたものであり、日本と密接な関連性があると認められる場合等は、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得るとの解釈を踏まえ、早期検挙に向けて、権利者団体や、関係省庁と連携した取組や、国際捜査共助等の枠組みを活用した捜査を推進する。あわせて、海賊版によって生じる広告収入に関して、現行の犯罪収益移転防止法や組織的犯罪処罰法等の刑事上の規制の適用關係や、海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権の考え方につ

いて、周知を行う。

(短期・中期) (警察庁・法務省・外務省・文化庁・経済産業省)

- ・ 海外の現地の人々に向けて日本のコンテンツを配信する海外の海賊版サイト等の巧妙化・多様化に対応し、在外公館等を通じた現地の言語での周知啓発、海賊版サイト等に関する情報提供のインセンティブ付与等の在り方の検討、海外市場における日本のコンテンツの正規版の流通促進等の健全なエコシステムの促進に向けた取組を、官民一体となって推進する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、外務省、文化庁、経済産業省)

- ・ CDN サービス事業者における海賊版サイトへのサービス提供の停止など、海賊版サイトの運営に利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、当該民間事業者への働きかけ等を行う。

(短期・中期) (総務省、内閣府(知財)、関係府省)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド產品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との地理的表示（以下「GI」という。）の相互保護の推進及び海外現地や EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁)

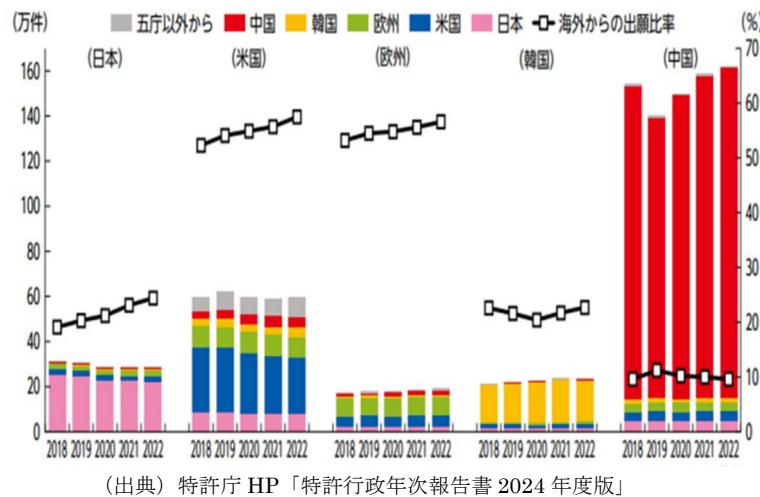
- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加に対応するため、2022年10月に施行された改正商標法・意匠法・関税法により、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となったことを踏まえて、関係機関・関係府省が連携し模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りを実施する。また、善意の輸入者に不測の損害を与えることがないよう、引き続き、十分な広報等に努める。さらに、他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。

(短期・中期) (財務省、特許庁、文化庁)

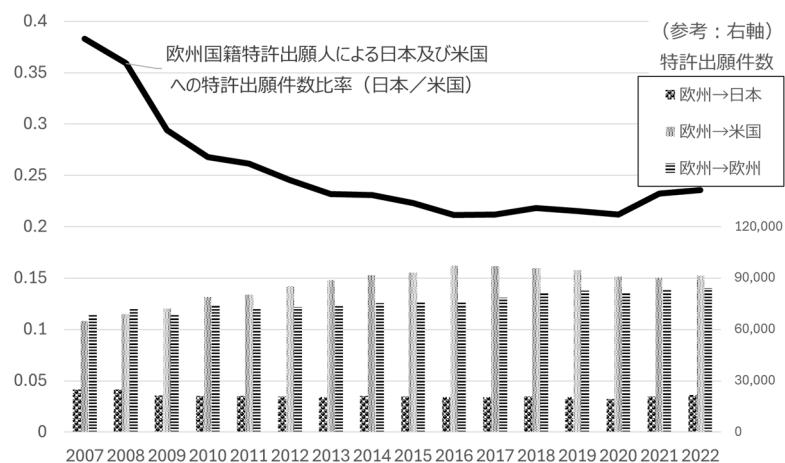
- ・ 損害賠償額の算定方法に係る2019年の特許法等改正について裁判例分析等により効果検証を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討するとともに、特許表示の機能向上等を含めた知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討し、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁)

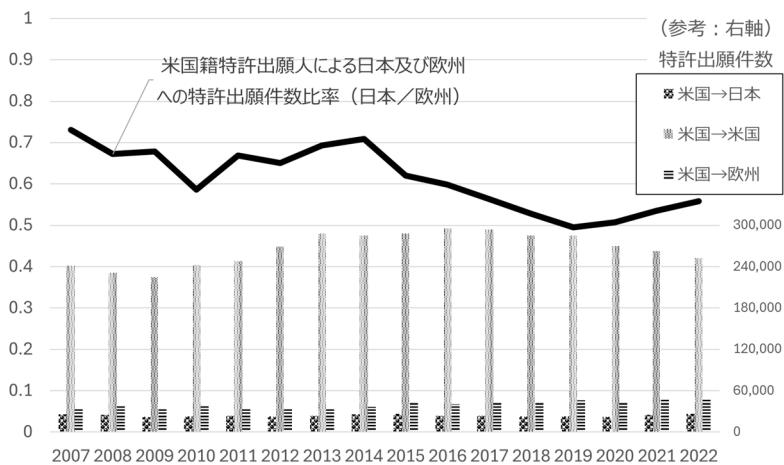
**(3) 産業財産権制度・運用の強化
(現状と課題)
<グローバル化への対応>**



図表 28：五庁特許出願件数推移と特許出願比率の推移



図表 29：欧州国籍特許出願人による日本及び米国への特許出願件数比率の推移



(出典) : WIPO IP Statistics Data Center を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 30 : 米国籍特許出願人による日本及び欧州への特許出願件数比率の推移

イノベーション拠点としての競争力強化に当たっては、グローバル知的資本を誘引・集積すること、例えば、海外からの特許出願を呼び込むことが鍵になる。日本における特許出願件数は、中国・米国に次いで第3位で漸減傾向にあるところ、海外からの特許出願比率は、欧米に比して低い状況にある(図表 28 参照)。また、欧米の出願人は、日本より米欧への特許出願を重視する状況が続いている(図表 29、図表 30 参照)。

そこで、イノベーションハブとしての地位の確立とともに、その受け皿となる特許申請手続のグローバル化対応を強化していくことが考えられる。現在、外国語書面による特許出願の際は、一定の翻訳コストが発生しているが、翻訳負担の低減・削減により、海外からの特許出願が増加することが期待され、我が国のイノベーションハブとしての機能強化につながると考えられる。一方で、中小企業等の国内出願人を中心に特許出願に対する第三者による監視の負担が増大する懸念もある。

まずは、外国語書面出願制度のイノベーション促進面での有効性と、ユーザニーズに即した受け入れ環境の在り方、それらのメリット・デメリットを検討していくことが求められる。

また、イノベーションハブとしての地位の確立のためには、質の高い審査を通じて革新的技術にいち早く特許を付与することにより、更なるイノベーションの創出を促進することが不可欠である。直近の10年間を振り返ると、先行技術調査が必要な外国語特許文献の増加、AI技術の浸透等による発明の高度化・複合化など、審査に要する業務負担は増加の一途をたどっており、今後も我が国企業による革新的技術について迅速かつ適切な保護を行う必要がある。

さらに、意匠法条約を確定し採択するための外交会議が 2024 年 11 月にサウジアラビア・リヤドで開催され、「リヤド意匠法条約（Riyadh Design Law Treaty）」として採択された。同条約は、各国で異なる国内手続を調和・簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的に、2005 年から議論が行われてきたものであり、イノベーション拠点としての競争力強化の観点から、我が国の同条約加入に関する検討を進めていくことが求められる。

加えて、欧米等においては医薬品データ保護が法制化されているのに対し、日本においては医薬品データ保護を直接規定する法律はなく、再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の 4）が医薬品データ保護の役割を実質的に有している状況にある。医薬品データ保護制度が独立して存在しないために、制度に詳しくない者が日本には医薬品データ保護制度は存在しないと認識する恐れがあると指摘²⁹がなされている。このため、次期、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に係る議論に向けて、関係業界団体等において議論を集約するなど、医薬品データ保護制度を法制化する必要性について調査・分析をすることが求められる。

<DX 時代の対応>

国際的に求心力のある知財制度・システムの実現のためには、グローバル化のみならずデジタル化も必要である。このため、特許庁は、社会情勢の変化に対応して様々な制度改正を実施してきたところ、デジタル技術の飛躍的発展に応じた制度的措置も講じている。

近年、社会全体の DX が加速しており、ネットワーク関連技術の発展による国境を跨いだサービスの増加に伴い、発明の構成要件の一部であるサーバー等が海外に設置されることにより特許権侵害回避できてしまう可能性が指摘されていた。こうした事例における特許権侵害について判断を下した裁判例³⁰も出てきているが、実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価できる場合については、現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討がなされている。

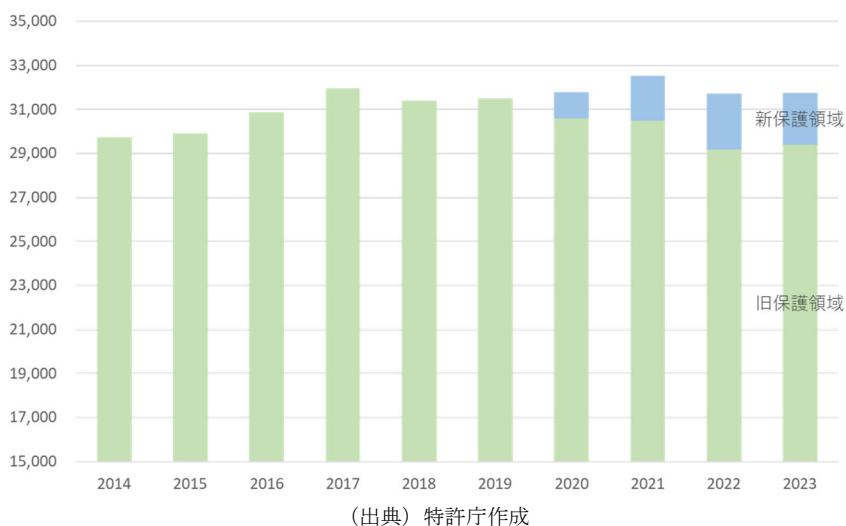
また、2019 年の意匠法改正により新保護領域として画像、建築物、内装へと広げることにより意匠制度の強化策を講じた結果、2023 年時点で意匠出願の

²⁹ 「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見募集【法人・団体からの意見】P.99

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/siryou2025_2.pdf)

³⁰ 最高裁判所第二小法廷判決令和 7 年 3 月 3 日（特許権侵害差止等請求事件、令和 5（受）14、15）では、米国のサーバーからのプログラムの「提供」等について、最高裁判所第二小法廷判決令和 7 年 3 月 3 日（特許権侵害差止等請求事件、令和 5（受）2028）では、米国に存在するサーバーと端末とで構成されるシステムの発明の「生産」について、それぞれ特許権侵害を認めた。

7 %程度の規模にまで拡大しており、結果として、従来の保護領域を補う形で新保護領域の出願が増えている（図表 31 参照）。



図表 31：新保護領域の意匠（画像、建築物、内装）の出願動向

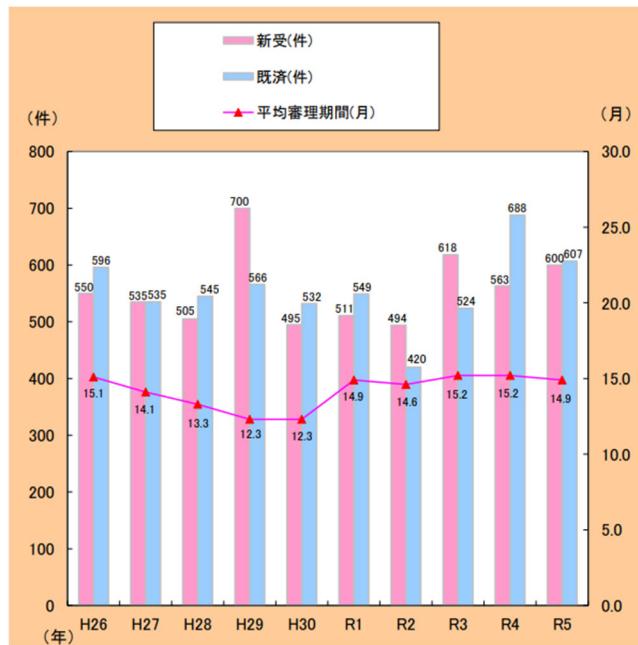
これは産業構造の変化が一因であるところ、更に近年では、VR 技術の発展やオンラインコミュニケーション機会の増大等による仮想空間上のサービスの増加に伴い、例えば、現実空間の物品等のデザインを模した 3D モデルを第三者が無断で販売等するケースや、仮想空間で利用可能な 3D モデルのデザインが模倣されるケースが生じている。そこで、仮想空間におけるビジネスやデザイン創作の実態を踏まえ、現在、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、意匠制度見直しの必要性及び制度的措置の方向性について検討がなされている。

＜知財紛争解決に向けたインフラ整備＞

国際的に求心力のある知財制度・システムの実現に向けて、権利を侵害された者が適切に救済され、侵害の抑止が図られるよう、紛争解決手段を不断なく見直し、改善を検討することは不可欠である。

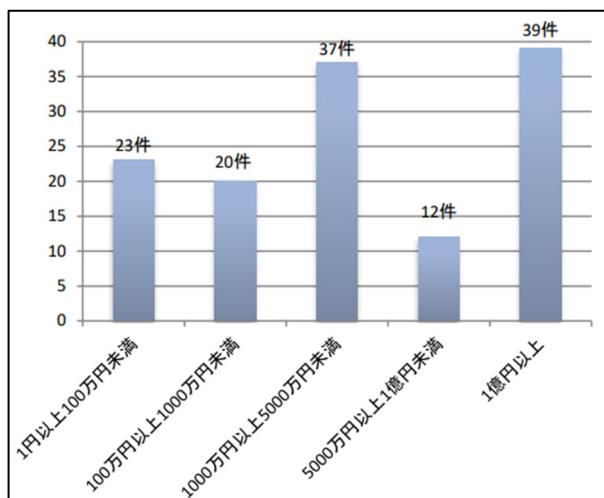
知的財産権関係民事事件の新受件数の動向を見ると、全国の地方裁判所での第一審の件数は増加減少を繰り返しながらおよそ 500 件から 700 件の間で推移している中（図表 32）、特許権の侵害に関する訴訟において、判決で認容された金額において支払うことが約された金額が 1 億円以上であるケースは約 30% となっている（図表 33）。また、その認容額としては 1 億円以上の割合が 2014 年から 2018 年までは 22% であったのに対して、2019 年から 2022 年では 38% と増加しており、2022 年には 27 億円を超える判決が出るなど、金額自体も増え

ている状況である（図表34）。



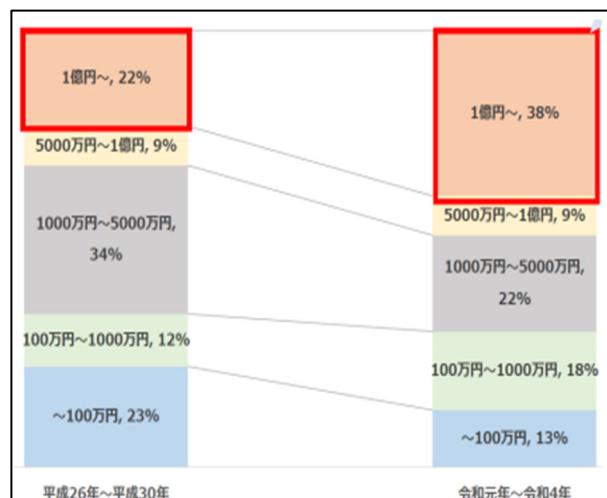
（出典）知的財産高等裁判所 HP「統計」（「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁第一審）」）

図表32：知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間



（出典）知的財産高等裁判所 HP「統計」（「特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁、平成26年～令和5年）」）

図表33：判決で認容された金額



（出典）知財高裁ウェブサイト「統計」より特許庁作成
平成26年～平成30年

図表34：特許権侵害に係る損害賠償請求
訴訟における認容額
(東京地裁・大阪地裁)

この背景として、2019年の特許法改正（特許法第102条）により損害賠償額算定方法の見直しがなされ、侵害者が販売した侵害品のうち、権利者の製造・販売能力等を超える部分について侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償額に加算可能となった点が挙げられる。

一方、侵害の行為がなければ販売することができた物の数量算定に当たり、事業者はその才覚により設備投資や人員増強により生産能力を向上させることが可能であり、近年では外部に生産委託をするケースも増える中、損害賠償の算定方法として、「実施の能力」は、潜在的な能力で足りるとする判決が出されており³¹、アウトソーシング等の拡大といったビジネスの実態を踏まえた認容額が柔軟に採用されるのか動向を注視する必要がある。知的財産の侵害を抑止するため、損害賠償額の引上げなど、様々な方向性が提案されてきたが、まずは2019年法改正について裁判例分析等により効果検証を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討し、その上で諸外国に存在する制度を参考にしつつ、知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討することが求められている。

また、証拠収集手続きについては、2019年の特許法改正により査証制度が導入されているが、その後の実務状況の把握・分析を求める意見³²もあり、ニーズ等も踏まえた検討が望まれる。

さらに、訴訟以外に知財紛争を解決する手段として、調停や裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）の活用が有効な場合がある。例えば調停の場合、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、知的財産権に関する紛争を解決する専門調停の運用が2019年より開始されている。調停に要する平均審理期間は6.2か月（参考：知的財産権関係民事事件の平均審理期間（令和5年）14.9か月）となり、迅速に知的財産権に関する紛争を解決することができ、今後、更なる利用拡大が期待される。

加えて、近年、IoT技術の浸透に伴い、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許である標準必須特許により、グローバルな競争に与える影響はますます高まっており、標準必須特許の紛争解決のルール形成を巡るグローバルな主

³¹ 令和2年2月28日知財高裁大合議事件判決（平成31年（ネ）第10003号）では、「実施の能力」は、潜在的な能力で足り、生産委託等の方法により、侵害品の販売数量に対応する数量の製品を供給することが可能な場合も実施の能力があるものと解すべき」と判示された。

³² 構想委員会（第2回）における委員発言：

「…証拠開示に関連しては、査証制度を導入したりしたもの の、査証制度を申立てた事例も少ないので、認められた例もないのではないかなどというところではありますが、制度が機能していないのではなく、この制度ができたおかげで当事者が任意に開示できているというような話もあるとは思う…」

「…やはり特許権が侵害された場合に、その事実を特許権者側でより把握しやすくする、つまり、特許権者側で証拠をより集めやすくなるような手段を厚く講ずることのほうが重要…」

導権争いは依然生じている。引き続き SEP 関連文書³³の普及を進め、国際的な知財紛争に係る情勢や議論等も踏まえ適切に対応しつつ、必要に応じた改訂等の検討が期待される。

(KPI)

- ・ 国際的に求心力のある知財制度・システムに向けて、争訟制度の充実化を推進する（2019 年以降の認容額の上昇傾向の状況把握、ADR 受理事件数の状況把握等）。

(施策の方向性)

- ・ 知財紛争を含むグローバルな法的紛争の公平・公正な解決手段である国際仲裁を我が国でも利用できる環境を整えること等を目的として、最新の国際水準に対応した改正仲裁法等が 2024 年 4 月に施行されたこと等も踏まえ、同年 5 月に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」において策定された指針に基づき、我が国を拠点とする仲裁人材の育成や国内外における周知啓発活動等の更なる取組を推進する。

(短期・中期) (法務省、関係府省)

- ・ アジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図るとともに、欧米諸国の司法関係者と国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、日本の法曹関係者や民間企業等に知財紛争解決に関する情報を提供する。

(短期・中期) (法務省、特許庁)

- ・ デジタル技術を活用して ADR をオンライン上で行う ODR を推進し、知的財産等の問題を抱える者に対し、多様な紛争解決手段を提供することができるよう、情報基盤サイトを充実させる。また、ADR・ODR に関する周知・広報、認証 ADR 事業者と関係機関との連携・強化等の取組を進めることにより、ADR・ODR の一層の拡充及び活性化を図る。

(短期・中期) (法務省)

- ・ 法令外国語訳の取組について、AI 技術を活用した法令翻訳システムの積極的活用及びこれを踏まえたより迅速で効率的な業務スキームを円滑に運用することにより、高品質な英訳情報の提供を拡充・加速化させ、知財関係の分野に関する英訳法令等の積極的な海外発信を行う。

³³ 2022 年に経済産業省が「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」を公表し、特許庁が「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を行った。

(短期・中期) (法務省)

- 新興国等における知財の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、司法関係者等に対して研修を行うなど、新興国等における知財司法人材の育成を支援する。

(短期、中期) (法務省、外務省)

- 標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けて、2022年に改訂した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」について、引き続き、普及を進める。

(短期・中期) (特許庁)

- 損害賠償額の算定方法に係る2019年の特許法等改正について裁判例分析等により効果検証を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討するとともに、特許表示の機能向上等を含めた知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討し、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁) 【再掲】

- AI関連技術の出願が急増する中においても特許審査の迅速性を維持するため、「AI時代の知的財産権検討会」における議論も踏まえつつ、審査官の人員補充や、審査官の複数の技術分野への習熟を含む能力向上等の対応を進め、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)を2033年度においても「平均14か月以内」に維持するよう審査体制を整備する。

(短期・中期) (特許庁)

- 特許審査の質を更に向上させるために、特許審査イノベーションの推進に向け、ユーザーとの共創に基づく施策の改善、特許審査プロセスにおけるAI技術の活用を含む徹底した効率化等を検討し、必要な措置を講じるとともに、イノベーション創出の促進に向けて、外国語書面出願制度に関するユーザーニーズ等調査を実施する。

(短期・中期) (特許庁)

- デザインの重要性、意匠権の戦略的な活用方法等の周知を引き続き強化する。

(短期・中期) (特許庁)

- 2024年4月施行の改正商標法により導入されたコンセント制度への対応等、制度運用の変更による商標審査の負担が増大する中、2025年度においても、「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、それぞれ、平均7から9か月、平均5.5から7.5か月とすることができるよう、拒絶理由のかからない出願促進及び商標の拒絶理由横断調査事業を

活用するなど、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。また、商標の重要性や活用方法等の周知を強化し、商標制度の普及・浸透を図る。

(短期・中期) (特許庁)

- 今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、オンライン講義も活用しつつ、新興国等の知財人材に対して、我が国の審査官や弁理士等の専門家を講師に含めた研修等の支援を行うことにより、新興国等の知的財産制度の整備を支援する。加えて、東南アジア等新興国において、専門家会合等の働きかけを通じ、我が国企業の知的財産権が迅速かつ的確に保護されるように、特許審査の迅速化、品質向上に向けた支援を強化する。

(短期・中期) (特許庁)

- リヤド意匠法条約について、国内ユーザーへの周知や条約加入に対するニーズの聴取等を進め、国内法整備や条約加入に関する検討を行う。

(短期・中期) (特許庁、外務省)

- 生成AI技術の発達や仮想空間における取引の拡大によるビジネスの多様化が進むなど、企業活動におけるDXが進展する中、産業財産権制度にも新たな課題が生じている。また、行政手続の更なる利便性向上が求められている。これらを踏まえて、DX時代にふさわしい産業財産権制度の在り方について検討する。

(短期・中期) (特許庁)

- ネットワーク関連技術の発展による国境を跨いだサービスの増加を踏まえ、ネットワーク関連発明における国境を跨いだ発明の実施について、サーバー等が海外にあることで容易に侵害を回避し得るところ、発明の構成要件の一部が国外にある場合であっても、実質的に国内の実施行為と認める要件の明文化について、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁)

- 仮想空間におけるビジネスやデザイン創作の実態を踏まえ、意匠制度見直しの必要性及び制度的措置の方向性について、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (特許庁)

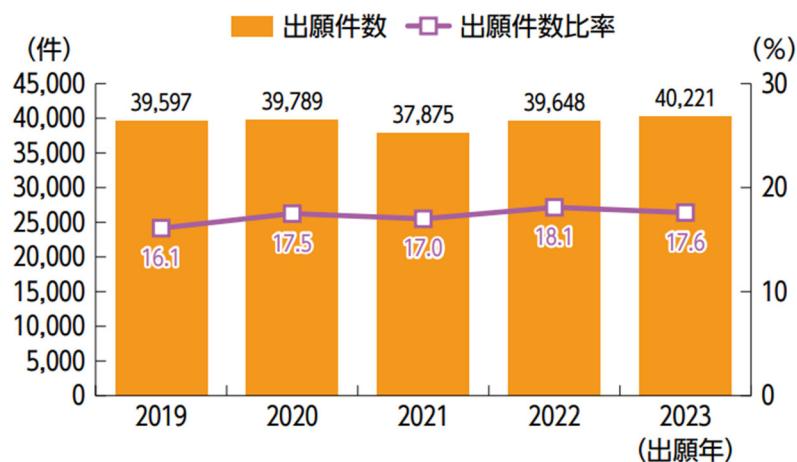
(4) 地域における知財保護

(現状と課題)

<中小企業・中堅企業>

中小企業・中堅企業は、全企業のうち 99.9%を占めるなど、イノベーションの源泉として、我が国におけるイノベーション・エコシステムにおいて極めて重要な存在である。

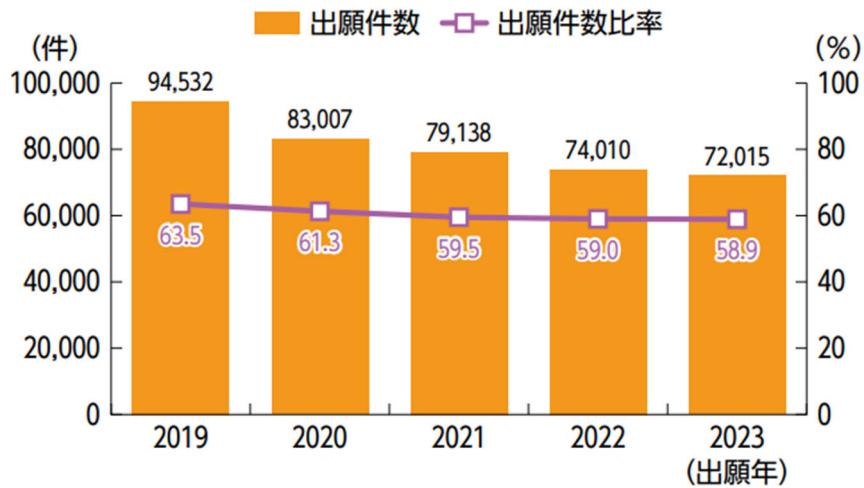
しかし、現状においては、知財に関する情報・知識・人材の不足や資金の不足等により、知財活動が十分に行われていない。近年では、特許出願全体に対する中小企業の出願件数比率は、特許出願件数とともに横ばいの状態にある（図表 35）。この傾向は、中小企業による意匠出願件数においても同様である。



（出典）特許庁 HP「特許行政年次報告書 2024 年度版」

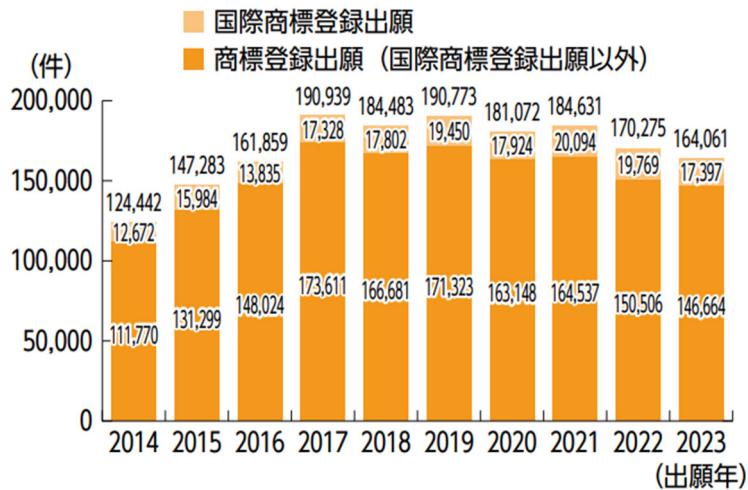
図表 35：中小企業の特許出願件数の推移

また、商標登録出願全体の中で大きな割合を占める中小企業の出願は減少傾向にあり（図表 36）、我が国全体として商標登録出願件数の縮小につながっている（図表 37）。そこで、商標の出願件数増加、特に中小企業による出願の増加に向け、商標権取得の重要性に関する中小企業向けの周知を強化するなど、より一層の商標制度の普及啓発が求められる。



(出典) 特許庁 HP 「特許行政年次報告書 2024 年度版」

図表 36 : 中小企業の商標登録出願件数の推移



(出典) 特許庁 HP 「特許行政年次報告書 2024 年度版」

図表 37 : 商標登録出願件数の推移

さらに、大企業に比して保有する経営資源の少ない中小企業・中堅企業やスタートアップにとって、技術やノウハウ、アイディア、デザイン、ブランドといった知財は重要な経営資源であるが、これに対する「気づき」が十分とはいえず、知財を用いた資金調達にも課題がある。

知財に関する知識不足や弁理士等の支援人材の地域偏在といった課題もあり、特許を取得する中小企業割合は 18% 弱に留まり、かつ、東京、大阪、愛知、神奈川の 4 都市圏で出願件数が 8 割を超える状況となるなど、中小企業、特に、地方での知財の利活用が進んでいない。

加えて、AI の加速度的進化や、ボーダーレスにデータのやりとりが行われることが多い産業の DX 化、デジタル空間での経済活動の活性化など、研究開発や

産業創出の現場では現行の知財制度が想定していなかった状況の変化が生じている。

こうした状況を踏まえ、地方等の中小企業の知財の利活用や保護の促進と、特許権等の知財制度の見直しによるAIやDX推進に向けた環境整備を通じ、それぞれの企業等が「知財で稼ぐ」ことを可能とする支援策の策定が必要である。

① 知財経営支援ネットワーク

地域経済の活性化に向けて、全国に設置されている地域知的財産戦略本部において、各地域の実情に合わせた知財支援を実施している。また、特許庁は2025年度までの3年間の「第3次地域知財活性化行動計画」(2023年5月24日策定)を公表し、中小企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するための支援等を実施している。

さらに、2023年3月、特許庁、工業所有権情報・研修館(INPIT)、日本弁理士会、及び日本商工会議所は、「知財経営支援ネットワーク」を構築するための共同宣言を行った。2024年12月には、この「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が加わり、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援を行っている。

今後は、INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)の取組を参考にしつつ、さらなる支援拠点の整備を検討し、同ネットワークを通じた好事例の創出や伴走支援等を行うとともに、知財経営支援人材の育成を並行して行う。

② 知財経営モデル地域創出事業

地域を支援する取組として、特許庁は、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体(地域)を知財重点支援エリアとして指定し、当該地域に事業プロデューサーを派遣する「知財経営支援モデル地域創出事業」を2024年度から実施しており、2024年度には青森県、石川県、神戸市の3地域を選定した。引き続き、持続的な知財活用の促進を目指す地域(知財経営支援モデル地域)の創出を通じて、知財を活用した地域の稼ぐ力の向上につなげる。

③ 事業性に着目した融資の推進

金融機関等が不動産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を理解して融資を行うことが重要である。そのための施策として、「事業性融資の推進等に関する法律」が2024年6月に成立した。同法の成立を契機とし、金融機関が企業価値担保権の活用も1つの選択肢として、事業者の持続的な成長を促すとともに、事業性融資を自らの収益基盤の強化につな

げることが重要となる。

④ 中小企業の知財の保護活用強化策

中小企業が持続的に貨上げ原資を確保しつつイノベーション創出・付加価値拡大を実現する上で、その源泉となる知財による「稼ぐ力」を高めていくことが不可欠である。それに向けた具体的な取組として、知財経営リテラシーの向上、地域拠点の形成等を含めた知財の活用促進、特許表示の機能向上等を含めた知財の保護強化等を網羅した対応策を策定し、推進することが求められる。

これらの対応策に向け、政府は前述の「知財経営支援ネットワーク」の拡充に加え、知的財産の侵害抑止や、知財を活用した海外市場への高付加価値商材の輸出支援についても検討を行っている。

知的財産の侵害抑止については、中小企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため、政府を挙げた中小企業等の知財リテラシーの向上や、政府による実態調査、適切な知的財産取引のための指針の徹底、侵害抑止強化に向けた制度の構築等が挙げられる。

また、知財を活用した海外市場への高付加価値商材の輸出支援では、資力が乏しい中小企業やスタートアップ等にとって特許権や商標権等の知財取得に係る手続の煩雑さや経費負担が難しいことや、海外での知財に関する訴訟事案が増加傾向にあり中小企業等が応訴リスクを負担するのは困難であることを踏まえ、支援策の改善に向けた調査を行い、必要な支援措置を講じていくことを検討している。

特許庁は、このような「知財経営支援ネットワーク」を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成、知的財産の侵害抑止、知財を活用した海外市場への高付加価値商材の輸出支援等を網羅した「支援パッケージ」を検討しているところである。

⑤ 伝統的工芸品の保護

EUでは、非農産品にGI保護を拡大するため、2023年10月9日、手工芸品・工業製品のGIに関する規則案がEU理事会（閣僚理事会）で最終承認され、2025年12月1日から適用される。

我が国では、伝統的工芸品について、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）や商標法等で保護しているところであるが、EPAの対象国であるEUにおいて、手工芸品等がGI保護の対象となることを踏まえ、EUの動向を把握し、日本での導入可否を検討する。

<農林水産業>

① 農林水産分野における知財の現状

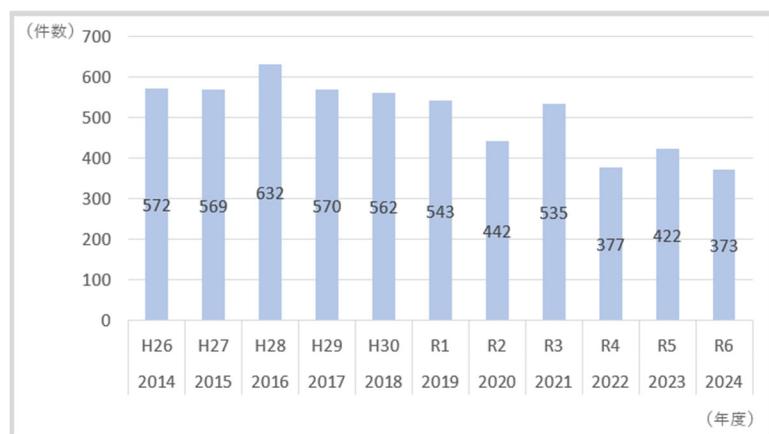
我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知財」によって、他国に類を見ない特質・強みを有し、海外市場を獲得している。

海外市場での需要の拡大は、優良品種の海外流出等のリスクをはらんでおり、さらなる海外市場の拡大のためには、農林水産・食品分野における知財の適切な保護・活用が極めて重要な課題となっている。

こうした中、2024年5月29日、通常国会において食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案が成立し、同法の基本理念として、「生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展」を追記し、その基本的施策の1つとして「農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）」を掲げるなど、知財重視の姿勢が明確となった。

また、近年、「農林水産省知的財産戦略2025」に基づき、家畜遺伝資源の保護や流通管理の強化、育成者権者の登録品種の海外持出制限、自家増殖の許諾制の推進、海外における品種登録等の支援の実施等の取組を進め、グローバル時代に即した制度作りを進めている。さらに、2025年7月には、同戦略をさらに発展させ、知財を通じて、海外から「稼ぐ」ことを念頭に「農林水産省知的財産戦略2030」を策定予定である。

② 育成者権の保護・活用



(資料) 農林水産省作成

図表38：我が国で育成された品種登録出願件数の推移

我が国で育成された出願品種については、過去10年間の品種登録出願件数の動向をみると、図表38で示されるとおり、年によって多少の変動がみられるも

の、全体として減少傾向にある。こうした中、農業の現場では、これまで開発品種や栽培技術の普及が重視されてきたこともあり、知財の保護・活用の意識が十分に浸透していないことが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年、農林水産省では、現場関係者の知財意識の向上等を目的として、以下の取組を実施し、現場における農業知財の保護・活用の推進を図っている。

- ・ 知的財産の基礎を学ぶオンライン講座の開設
- ・ 士業資格者を対象にしたセミナーの実施
- ・ 現場へ知財マネジメントのアドバイスができる専門人材の育成
- ・ 農林水産・食品分野における知的財産権制度活用優良企業等表彰による優良事例の周知

他方、コロナ禍以降のオンライン取引の増加により、権利者が把握・管理しにくい匿名性の高い取引や非農業者の苗木の取扱が拡大し、新たな流出リスクとなっている。これらに対応するため、農林水産省では、優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会を開催し、2024年6月、「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向」として提言がまとめられた。

同提言の具体化に向け、今後、権利者や農業現場における管理の徹底と侵害対応の実効性向上に向けた制度的枠組みの整備等総合的な措置について中間報告が行われる予定である。

③ GI 保護制度の普及

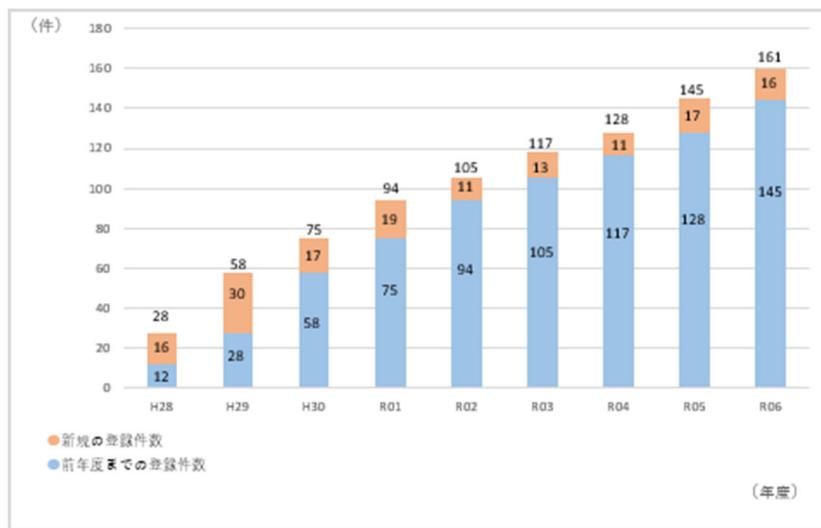
GI 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する產品の名称を、地域の知財として保護するものである。これにより、地域と結びついた產品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みが見える化されるため、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして利用されている。

2022年11月には、GI制度の運用を以下のように見直し、所得・地域の活力の向上や輸出促進を更に後押ししている。

- ・ 地域で守られるべき伝統產品から、加工品、海外志向の產品まで、多様な產品の登録につながるよう間口を広げるとともに、登録申請前及び登録後における地域の負担を軽減する。
- ・ GI を市場において目にする機会の増大に向けた戦略的なプロモーションを強化し、GI の認知・価値を高めていく。

また、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として設置されている「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」(GI サポートデスク)

において、専門家によるアドバイスを無料で実施している。



(出典) 農林水産省 HP「登録産品一覧」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 39 : GI の登録件数 (国内産品) の推移

登録件数は年々増加し、特に、2024 年度は、16 件と登録件数が近年の中で多く、2025 年 3 月末時点での国内産品の登録件数は 161 件となった（図表 39）。

今後も引き続き、GI 制度の活用促進に向けた各種取組を着実に進めることが必要である。

また、GI 保護制度は、GI マークと相まって、外国人にも効果的に產品の魅力やものがたりをアピール出来ることから、増加するインバウンド向けに、GI を観光コンテンツとしての活用する動きが始まっている。こうした取組を、農林水産物の付加価値の向上、地域の活性化、輸出拡大へつなげるため、農林水産省、観光庁、観光地域づくり法人（DMO）との連携体制の構築、海外に向けた情報発信による魅力訴求等を進める必要がある。

④ 海外市場拡大に向けた環境整備

「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）において、2030 年までに農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円とする政府目標を設定した。農林水産省では、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として一体的に実施し、農林水産物・食品の更なる輸出の拡大を目指す。このような中で、輸出拡大に向け、我が国農業の競争環境を守るため、海外における育成者権の取得を支援するとともに、輸出促進に資する優良品種の戦略的な海外ライセンスを推進している。

○ 海外における育成者権の取得

海外における無断栽培の抑止に向け、育成者権の取得や権利行使を強化する必要がある。このため、農林水産省では、海外出願時、侵害対応時における費用面での支援を行っており、2024年9月末時点で、延べ1,203件の海外出願を支援している（うち431件が登録済）。

一方、一部の国では、そもそも品種保護制度が十分に整備されていない場合があり、これらの国々における適正な品種保護には課題がある。特に、アジアでは、新品種の保護の基本的原則を規定した植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「UPOV条約」という。）への加入率が依然として低い現状がある。

このため、我が国では、2007年に設立した東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、東アジア諸国をはじめとした品種保護制度が整備されていない国々での制度整備及びUPOV条約への加入を促しており、引き続き、同フォーラム等を通じた諸外国における品種保護制度の整備に向けた取組を推進するとともに、UPOV加盟国等との審査協力を通じ、我が国品種の海外での保護を促進していくことが期待される。

○ 戰略的な海外ライセンスの推進

近年、農林水産省では、輸出の端境期を海外ライセンス生産で補完し、輸出先国において日本ブランドが周年供給される体制を構築するとともに、海外からのロイヤルティ収入を得て競争力の高い新品種開発に投資するサイクルを確立するため、戦略的なライセンスの実施を目的とした海外ライセンス指針の策定や、育成者権者に代わり海外出願、ライセンス、侵害への対応を行う育成者権管理機関の早期立上げ、早期事業化を推進している。

○ 農林水産・食品分野における先端技術

スマート農業については、諸外国における関連出願の権利取得による知財保護もあわせて検討すべきところ、既存の支援策として窓口支援、伴走支援、海外権利化支援が提供されており³⁴、これら施策も利用した形でのスマート農業技術の更なる知財保護が進展することが期待される。

食品産業においては、世界的にフードテック等の先端技術に対する投資が拡大している中で、国内での投資が伸び悩んでいる状況にある。我が国における食料安全保障の観点からも、今後、海外の動向も踏まえたフードテック市場拡大のための取組強化や、食品産業における生産性向上に向けた自動化技術の活用等

³⁴ 例えば、戦略的研究開発知財マネジメント強化事業（農林水産省）、知財総合支援窓口（INPIT）、海外権利化支援事業（INPIT）が挙げられる。

の促進が期待される。

(KPI)

- ・ 中小企業が知財で稼ぐことを目標とし、約 1.4 万社以上の中小企業が新規に特許出願等することを促す。
- ・ 農林水産物・食品の輸出額は 2024 年において約 1 兆 5 千億円のところ、2030 年までに 5 兆円とする。

(施策の方向性)

＜中小企業・中堅企業＞

- ・ 中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。

また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。

加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

（短期・中期）（公正取引委員会、特許庁、中小企業庁）

- ・ 「第 3 次地域知財活性化行動計画」に基づき、中小企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するための支援等を実施する。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ 「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁を加え、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援を行う。また、知財経営支援ネットワークを通じて関係機関の連携強化を図り、農水分野も含めて企業の経営課題に合わせた知財支援を実施することにより、施策効果の向上を図る。

（短期・中期）（特許庁、中小企業庁）

- ・ 知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、

地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域（知財経営支援モデル地域）の創出に向けた取組を実施する。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ 中小企業が知財を活かした経営戦略に基づいて持続的に成長し、自らの企業価値を高めるとともに、高めた企業価値が金融機関に適切に評価されるように、中小企業と金融機関が協力して将来像を描き、現状を分析した上で、知財・無形資産の観点を含めた経営戦略を構築するための支援を行う。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ スタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けた取組を行う。

（短期・中期）（内閣府（知財））

- ・ よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。

（短期・中期）（中小企業庁、内閣府（知財））

- ・ 特許庁がハブとなり、各種啓発活動における事業紹介や合同セミナー開催等を通じて、INPIT や日本貿易振興機構（JETRO）等の支援機関間の連携を高め、中小企業が海外展開するに当たって直面する知的財産に関する課題への支援を強化する。

（短期・中期）（特許庁）

- ・ パートナーシップ構築宣言等を通じて、知的財産取引に関するガイドラインの遵守を求めるとともに、契約書のひな形の普及・活用を図る。さらに、知的財産関連の取引問題に専門的に対応する知財Gメンによって、知的財産に関する取引実態を把握するとともに、「知財取引アドバイザリーボード」を開催し、今後の対応に関する助言を得る。

（短期・中期）（中小企業庁、内閣府（政策統括官（経済財政運営担当））

- ・ 企業のノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体に着目した融資の新しい選択肢（企業価値担保権）について、その積極活用に向けて、事業者や金融機関等の関係者への周知・広報等に努める。

（短期・中期）（金融庁、内閣府（知財）、中小企業庁）

- ・ 知財・無形資産を活かした経営の実践を我が国企業に浸透させるべく、IP ランドスケープの活用等の中堅企業等における知財・無形資産の投資・活用に関する実態や課題の調査を行い、当該投資・活用の在り方を検討す

ること等を通じて、中堅企業等における知財・無形資産の投資・活用の推進につなげる。

(短期・中期) (特許庁) 【再掲】

- ・ 中小企業における「知財で稼ぐ力」を高めるための具体的な取組（知財経営リテラシーの向上、地域拠点の形成等を含めた知財の活用促進、特許表示の機能向上等を含めた知財の保護強化等）を取りまとめた対応策の策定及び推進を検討する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ EPA の対象国である EU において手工芸品等が GI の対象となることを踏まえ、EU の動向を把握し、我が国での導入の可否を検討する。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

- ・ 2024 年 4 月施行の改正商標法により導入されたコンセント制度への対応等、制度運用の変更による商標審査の負担が増大する中、2025 年度においても、「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、それぞれ、平均 7 から 9 か月、平均 5.5 から 7.5 か月とすることができるよう、拒絶理由のかからない出願促進及び商標の拒絶理由横断調査事業を活用する等、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。また、商標の重要性や活用方法等の周知を強化し、商標制度の普及・浸透を図る。

(短期・中期) (特許庁) 【再掲】

＜農林水産業＞

- ・ 農業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、教育カリキュラムの検討やセミナーの実施を支援し、農業現場での経営に資する知財活動の取組に助言できる専門人材を育成・確保するとともに、種苗業者向けプログラムの作成とその展開により、農業・食品産業関係者全体の知財意識向上を推進する。

(短期・中期) (農林水産省) 【再掲】

- ・ 農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用により事業経営の発展に顕著な成果を収めた事業者等を顕彰する農林水産大臣表彰を引き続き実施し、知的財産の戦略的な保護・活用の優良・先進モデルの掘り起こし・横展開を推進することにより農業現場での経営に資する知財活動の活性化を推進する。

(中期) (農林水産省)

- ・ 我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、公的研究の成果が効果的に社会実装されるよう公的研究機関等の知財マネジメントを強化する。具体

的には、知財マネジメントに係る公的研究機関等間の連携を強化するためのネットワークを構築するとともに、実践的な知財マネジメントへの伴走支援、知財専門家による相談対応や、実践的な取組を横展開するためのセミナーを実施する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 大学院、大学、専門学校、高校等をはじめとする、教育のカリキュラムや特別講義として農林水産・食品分野の知財学習の導入を検討している高等教育機関に対し、出張講座や知財教育システムによる知識、スキルを習得する機会を提供し、農業知財に詳しい次世代人材の育成を推進する。また、当該機関における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業現場における知的財産の保護・活用の実践を進めるため、現場と専門人材をマッチングし助言を行う「農業知財総合相談窓口」を設置し、窓口へ寄せられた相談に対して、知的財産の保護及び活用に向けた助言、支援を行う。あわせて、有望な案件を選定し、専門家によるプロジェクト単位でコンサルティングを実施する伴走支援を行う。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 優良品種のグローバル展開に向けた競争環境を守るため、生産者への苗木のリース方式を含め優良品種の苗木の生産や取引を厳格に管理するシステムの導入を進めるとともに、オンライン取引の拡大等の新たな流れに対応し得るよう育成者権の管理と権利行使の実行性の向上に向け、制度的枠組の整備の検討を含め、総合的に措置を講ずる。

また、品種保護の意識・能力の高い苗木業者を育成・確保し、当該苗木業者による優良品種の取扱いを推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業現場における優れた栽培技術やノウハウの流出による優位性の損失を防止するため、生産現場への「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の周知を継続するとともに、同ガイドラインの「営業秘密の基礎的管理マニュアル」を活用した実践形式の研修、相談支援等を通じて技術・ノウハウの適切な管理能力の向上に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、家畜遺伝資源の知財としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図るため、以下の取組を推進する。
 - 和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約書のひな形の普及について、家畜遺伝資源生産事業者への普及は定着したことから、その下流

の関係者への普及に引き続き取り組み、不正競争防止を図り、知財としての価値の保護を推進する。

- 全国の家畜人工授精所に対する立入検査を継続して実施するとともに、家畜人工授精師等に対する研修会の開催等により、法令遵守の徹底を図り、流通管理の適正化を推進する。
- 家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用及び機能強化を図り、電子化を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農林水産業関係者の所得・地域の活力の向上や輸出促進に更に貢献するため、GI 保護制度の認知度向上、食品産業・他産業との連携、加工品や輸出向け產品を含む多様な產品の登録を推し進め、GI の観光資源としての活用を推進し、インバウンドによる食関連消費の拡大につなげる。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド產品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との GI の相互保護の推進及び海外現地や EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁) 【再掲】

- ・ GI 保護制度の活用促進のため、GI 申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、GI 產品販路拡大等の GI の市場における露出拡大を図る取組を支援する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 國際的な知的財産戦略の構築を支援、海外での知的財産権 (GI、商標) 確立に係る外国出願費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用、登録費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での冒認出願や模倣被害等への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使を通じた輸出環境等の整備につなげる。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 企業や学校等において農林水産・食品分野における知的財産に関する意識向上を図るため、地域の歴史や環境と強く結びついた知的財産である GI も活用しながら、教育等の場においても知的財産の保護及び活用について広く啓発する取組を実施する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国の植物新品種の海外での保護・活用に向け、海外での育成者権の取得や国内外での侵害対応等への支援、税関当局との連携による育成者権侵害種苗の持ち出し防止を図り、育成者権者による登録品種の適切な管理

を進める。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外における無断栽培を実効的に抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、戦略的な海外ライセンスを推進し、輸出ターゲット市場において日本ブランドの周年供給が可能な体制の構築により輸出促進に寄与するとともに、海外からのロイヤルティを競争力のある新品種開発や国内管理、産地化・ブランド化に投資するサイクルを確立する。

その実現に向け、こうしたグローバル展開を担い、育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等を行う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を進めるとともに、海外市場も見据えた新品種の開発や国内未利用品種の活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国の植物新品種の海外での保護・活用に向け、海外で日本の品種登録に係る特性調査データが活用され、日本の品種が適切かつ迅速に登録されるよう審査基準の国際調和を進める。特に、果樹等の品種の早期権利化に資するため、農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターにおいて果樹等に係る国際基準に即した特性調査の実施体制を順次整備するほか、品種登録審査の効率化に向け、海外で利用が進む遺伝子情報等の活用に資する国際的な技術開発状況を調査する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外において、我が国の品種を適切に保護していくため、日本のイニシアティブで設立した東アジア植物品種保護フォーラムの活動等を通じて、東アジア諸国をはじめとした品種保護制度が十分に整備されていない国々での品種保護制度の整備と UPOV 条約への加入を促すとともに、審査協力や出願様式の共通化等に取り組む。また、UPOV と連携しつつ、UPOV 同盟国共通の電子出願審査システム (UPOV e-PVP) の活用を推進するとともに、植物新品種等を活用した優良事例等の調査・分析等を通じて、UPOV 加盟促進活動の強化を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業機械等について、メーカーやシステムの垣根を越えて安全にデータ連携を行えるよう、2020 年度に「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」を策定し、トラクター、コンバイン等の農業機械において位置情報や作業時間等を取得するオープン API を整備した。2025 年度以降も農業データ連携・共有のための環境整備を行うとともに、これまで実装・公開したオープン API を活用した新たなサービス開発によるサービス事業体の機能強化に対する支援を通じてオープン API の整

備・活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ フードテック等の食に関する先端技術については、その知的財産の保護及び活用の観点の重要性に引き続き配慮しながら、オープンイノベーションを推進する場の整備に加え、フードテックを活用した新たな商品や付加価値の創造を推進するとともに、自動化等の新技術の導入による食品企業の生産性向上を支援する。

(短期・中期) (農林水産省)

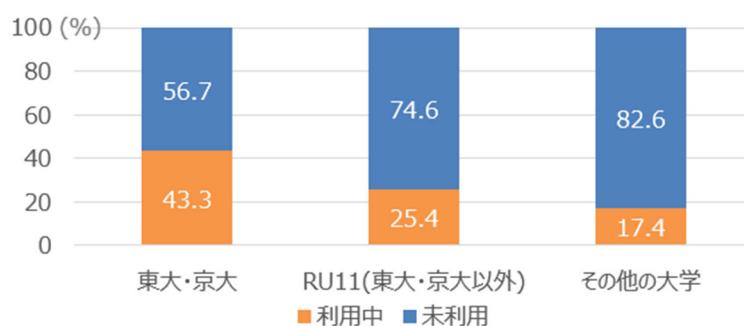
3. 知的財産の「活用」

(1) 産学連携による社会実装の推進

(現状と課題)

大学におけるミッションとして教育、研究に加え社会貢献活動が挙げられる中、その実施に向けて知財の創造、保護、活用は基本的な機能を担っている。つまり、大学の研究成果が知的財産となり、これに基づきスタートアップ等が生まれ、そこから社会実装へつながり、さらに、その収益から新たな研究活動等へと結びつくといった好循環が実現することが期待されるなど、知的財産の果たす役割は大きい。「スタートアップ育成5か年計画」(2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定)を知財の観点から支援する意味で、スタートアップが大学の知的財産権を事業化する環境を整備することが求められるところである。

しかし、大学の研究成果としての知財は、図表40に示すように、十分に活用されているとはいえない。その背景には、大学における事業化を見据えた知財マネジメントの不足、事業化を見据えた知財の創出や権利化の不足、研究成果の社会実装機会の最大化に向けた体制や予算の不足等の様々な要因があると考えられ、それらを踏まえた対応が求められている。



(出典) 文部科学省「令和4年度大学等における産学連携等実施状況について」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表40：大学保有特許の利用状況

＜大学知財ガバナンスガイドライン＞

大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環の達成に向けて、内閣府、文部科学省及び経済産業省では、「大学知財ガバナンスガイドライン」を2023年3月に策定した。その後、同ガイドラインについて普及活動を行い、実践を促している中、課題把握のため意見交換等を実施してきた。それによれば、一定の効果が上がっていることが把握できたが、その趣旨や意図から逸脱した硬直的な契約交渉事例（契約書のひな形から一切変更を認めない等）も散見された。

この背景には、大学の研究成果に係る知財について、大学、共同研究先、スタートアップがそれぞれ単体で社会実装できるものではなく、お互いが良好なパートナーシップを構築して協力関係の下で進めることが重要との認識が不足していると考えられる。そのため、大学と共同研究先との間で、あるいは、大学とスタートアップとの間で、権利持分・実施許諾、対価・補償を含め、合理的な契約交渉³⁵を進めることが鍵となる。双方の信頼関係及び意思疎通の下で、大学の研究成果に係る知財の実施状況を改善していくことが求められる。

上記状況を踏まえ、「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する普及活動や意見交換を引き続き実施し、聴取した意見も参考に、本ガイドラインを踏まえた知財マネジメント等の実施状況や課題把握と対策等を分析、整理し、必要とされる対策を検討すること、および、同ガイドラインのプリンシプルの実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表することが重要である。

＜大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針＞

大学の研究者の流動性が高まりつつある中、大学の優れた研究成果としての知財を漏れなく活用して社会実装機会の最大化を達成するためには、大学の研究者が他の大学に転職した場合に当該研究者の知財を適切に取り扱うことが必要である。

そこで、内閣府は、イノベーションの担い手となる大学や国立研究開発法人（以下、本節において「大学等」という。）の研究者が創出した知財の社会実装の更なる促進に向けて、「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」を2024年12月から開催し、その検討結果を「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」として2025年3月に策定・公表した。

今後、同指針の普及活動を進めるとともに、転退職者が発生した大学等において、同指針を実務で試行的に利用していただくことを想定している。そして、大

³⁵ 例えば、「大学と事業会社のオープンイノベーション促進のためのマナーブック」、「大学とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」（何れも特許庁、2024年4月）が参考になる。

学等の現場での実施を進めるとともに現場の課題感等を把握し、同指針で提示したチェックリストや知財リスト等に関する現場の管理状況等を情報収集し、検証作業を通じて更なる検討を進める。

<iAca（大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）、知財戦略エキスパートによる支援>

INPITは、大学等における研究成果の迅速な社会実装に向けて、2024年度から、知的財産マネジメントの専門家である知財戦略プロデューサーを大学等に派遣する事業(iAca)を開始している。本事業では、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援から、優れたシーズの事業化に向けた产学連携活動の支援までシームレスな支援を実施している(2024年度実績：支援対象数(40件)、対象大学数(27大学))。引き続き、スタートアップ創出等の社会実装の円滑化に向けた対応が求められる。

また、INPITでは、大学やスタートアップ等への他の支援手段として知財戦略エキスパートによる支援を提供している。共同研究契約に関する支援として、契約書のひな形の紹介や、実施・不実施における対価・補償等の考え方など、当事者間における交渉・契約に係る留意点についてアドバイスをしており、引き続き、社会実装の実現に向けた取組を行うことが望まれる。

<知財支援人材のスキルマップ>

2025年3月末にINPITは知財支援人材のスキルマップを公表した。同マップでは企業(中小、スタートアップ等)や大学、研究機関において知財経営を支援する人材に必要な、知財の創出・保護、調査・分析や戦略構築、アカデミアやスタートアップ支援等に関する業務のスキルが体系的に整理されている。

今後は、このスキルマップを踏まえた知財支援人材向けの研修内容(例：知財マネジメントセミナー、講師育成セミナー)の改善が進められ、知財支援人材の候補となる者の学習内容の拡充が期待される。

(KPI)

- ・ 大学知財ガバナンスガイドラインの普及などを通じて、知財の社会実装機会の最大化を後押しする(社会実装事例やその状況把握)。

(施策の方向性)

- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、「大学知財ガバナンスガイドライン」を踏まえた知財

マネジメント等の実施状況、課題と対策等を引き続き分析、整理し、必要とされる対策を検討する。また、その実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表する。

(短期・中期・長期) (内閣府(知財)、文部科学省)

- ・ 「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を普及させるとともに、同指針を大学等の現場で使用した際の課題を分析、整理し、対応を検討する。

(短期・中期) (内閣府(知財))

- ・ 大学知財の社会実装機会の最大化と資金の好循環に向けて、国内外の大学の产学連携活動（例：技術移転、ライセンス、共同研究活動）に関する実態把握及びベストプラクティスの収集・分析に関する調査研究を実施する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 中小・スタートアップ企業や大学等による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげる。さらに、2024年 の産業競争力強化法等の一部改正により、INPIT の業務に助成業務が追加されたことに伴い、INPIT が有する知財経営支援のノウハウを活かし、施策効果の向上を図る。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 大学と事業会社・スタートアップとの持続可能な連携を通じ、「知」の社会実装と新しい「知」の創出の好循環による社会価値の総和の最大化を価値軸とする「OI モデル契約書（大学編）」の普及と定着に取り組む。また、引き続き「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」の周知を行う。

(短期・中期) (公正取引委員会、特許庁)

- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」により大学知財ガバナンスが改善しつつあるが、大学の研究成果を創出する研究者に対して産学連携本部による知財に関する情報提供等の支援が届いていないとの懸念がある。産学連携本部による支援の実態や、知財を適切に保護するために知っておくべき情報を研究者に届ける方法に関する調査結果を踏まえて、2025年度は、セミナー・イベント等を通じて研究者や産学連携本部への情報提供等を実施する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ iAca（大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業）を実施し、知的財産マネジメントの専門家である「知財戦略プロデューサー」を大学等に派遣する。同事業では、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援から、スタートアップの創出を含む優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援まで、切れ目のない支援を実現する。
 (短期・中期) (特許庁)
- ・ 開放特許情報データベースにおいて検索可能な形式で提供している企業、大学、研究機関等の開放特許情報を一括して取得できるようにしたこととを民間事業者に周知する。また、同データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるためのヒント、活用例等を盛り込んだマニュアルを作成・公表したことを登録者に周知する。そして、開放意図のある特許の情報を利用したマッチング事業等を通じて、開放意図のある特許のライセンスを受けた事業化を支援する。
 (短期・中期) (特許庁)
- ・ 2024年度に作成した知財支援人材向けのスキルマップを踏まえた知財支援人材向け研修の改善を行う。
 (短期・中期) (特許庁)

(2) スタートアップ支援

(現状と課題)

「スタートアップ育成5か年計画」が策定されて以降、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指し、①人材・ネットワークの強化、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3本柱を中心に、各種施策を着実に実行している。

知財面においては、現在、スタートアップの事業化に向けた知財戦略の構築を支援する人材が重要視されているが、スタートアップの知財戦略の構築を支援できる人材（知財戦略支援人材）が不足している状況にある。

この点については、経営戦略への知財戦略の組込みに際しては、経営戦略に合った知財戦略を構築・遂行する人材の育成のために、知的財産最高責任者(CIPO)のような知財を統括する責任者を置くことが必要であるという意見や、知財・無形資産といった非財務資本の価値を理解できる人材³⁶が必要といった意見が出ている。つまり、知的財産経営を理解・実践する経営人材の育成、専門家人材の流動性の向上、非財務資本の価値評価の実践といった包括的な支援パッケージ

³⁶ スタートアップにおける知財デューデリジェンス支援の要望もあり、「ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き」(特許庁 平成30年度)が参考になる。

が望まれるところ、既存の支援策として、下記に示される各種施策を組み合わせながら、新たな支援策の構築について更なる検討が求められる。

また、革新的な技術を有するスタートアップの活躍は公共分野においても期待されているところ、デジタル行財政改革において、国・地方スタートアップ連携実務者会議を立ち上げた（2024年7月10日）。当該議論の中で、スタートアップによる新技術・サービスの活用は、地方自治体等による公共サービスの質の向上や省力化のための有力な選択肢となるが、スタートアップの有する知的財産への配慮の不足や、調達手続が十分に理解されていないことなどによって、現実には足踏み状態であることが明らかになった。このため、スタートアップ等からの公共調達を行う場合の知的財産等に関するガイドラインの策定やノウハウの共有が求められる。

さらに、スタートアップ支援として、事業会社等とのオープンイノベーションの取組を後押しするため、オープンイノベーション促進税制の更なる活用が期待される。

＜知財支援人材のスキルマップ＞【再掲】

2025年3月末にINPITは知財支援人材のスキルマップを公表した。同マップでは企業（中小、スタートアップ等）や大学、研究機関において知財経営を支援する人材に必要な、知財の創出・保護、調査・分析や戦略構築、アカデミアやスタートアップ支援等に関する業務のスキルが体系的に整理されている。

今後は、このスキルマップを踏まえた知財支援人材向けの研修内容（例：知財マネジメントセミナー、講師育成セミナー）の改善が進められ、知財支援人材の候補となる者の学習内容の拡充が期待される。

＜ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム（VC-IPAS）＞

特許庁は、2023年度よりVC-IPASにおいて、ベンチャーキャピタル（VC）へ知財専門家を派遣し、VCを通じたスタートアップへの知財戦略構築等の支援を行うとともに、VCの知財リテラシー・知財活用実務能力の向上支援を行っている。派遣先VCへのヒアリング等におけるポジティブな指摘と、2024年度のインキュベーション施設への試行的な派遣を踏まえ、今後は派遣先のVCを増やし、派遣対象もVC以外のスタートアップ支援者に拡張することで、スタートアップエコシステムにおける知財の浸透をより効果的に推進する。

＜スタボノ＞

特許庁は、2024年度にスタートアップとプロボノ（職業上のスキルや経験を活かして取り組む社会貢献活動）のマッチングプログラム「スタボノ」を実施し

た。本プログラムは大企業等に所属する知財人材が大企業の事業開発担当等の非知財人材とチームを組んでスタートアップへの業務支援を行うものである。知財部スタッフの兼業や副業の促進により、スタートアップエコシステムにおける知財戦略支援人材の育成にもつながるため、本事業の振り返りと検証が求められる。

(KPI)

- ・ スタートアップへの知財面からの支援策を通じて、スタートアップ育成を推進する（スタートアップ支援満足度や事例を含めた状況把握）。

(施策の方向性)

- ・ 2024 年度に作成した知財支援人材向けのスキルマップを踏まえた知財支援人材向け研修の改善を行う。

(短期・中期) (特許庁) 【再掲】

- ・ IPAS を通じて、ビジネスの専門家と知財の専門家とで構成されるメンタリングチームを創業期スタートアップに派遣し、ビジネスモデルの構築と、ビジネスモデルに応じた知財戦略の策定等に関する支援を行う。また、採択頻度を年 2 回として、ユーザーの利便性を向上させつつ、INPIT の知財戦略エキスパートと連携して機動性を高めた支援を実現する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 弁理士・弁護士等の知財専門家を VC に派遣し、スタートアップに対する知財戦略の構築支援を強化するとともに、VC の知財リテラシー・知財実務能力の向上支援を行う。2025 年度は、派遣先のベンチャーキャピタルを増やすとともに、アクセラレーター等のスタートアップ支援機関への派遣も実施することにより、スタートアップエコシステムにおける知財の浸透をより効果的に推進する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップ向けの知財ポータルサイトにおける動画配信等の効果的な情報発信や、全国各地でのスタートアップエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。2025 年度は、オンラインで映像コンテンツを配信するメディアと連携してイベントを実施することにより、スタートアップ、スタートアップ支援者（ベンチャーキャピタル、知財専門家等）への知財活用についての更なる普及を図る。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップ等によるイノベーションを促進するため、特許審査官による審査段階でのpush型支援を実施し、各種支援策の活用を促すとともに、面接審査を通じてスタートアップ等の事業戦略に合わせた円滑かつ効果的な権利取得を支援する。また、ユーザーの声を収集しつつ、運用の改善を適宜検討する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップによる資金調達等のための早期権利化のニーズに応えるため、必要な審査体制を整備し、意匠分野におけるスタートアップ向けの早期審査を実現する。

(短期・中期) (特許庁)

(3) 新たな国際標準戦略

政府は、2006年に「国際標準総合戦略」(2006年12月6日知的財産戦略本部決定)を策定し、5つの戦略を立て、政府全体で、産業界や学術界における国際標準化活動の促進を図ってきた。

一方で、近年の国際社会及び我が国は、従来の枠組みでは十分に対応できない多様な課題、例えば、気候変動対策や人権尊重といった中長期課題への対応、国際情勢の複雑化等によるグローバル・サプライチェーンの分断リスク、生成AIをはじめとする急速な技術革新等に直面している。

これらの国内外の課題に対応した社会・産業の実現のためには、国際標準の戦略的活用が有力な選択肢となる。また、「経済安全保障」についても、その重要性が高まっており、国際標準を通じた自律性の確保、優位性・不可欠性の確保・維持・強化といった観点も重要な要素となっている。

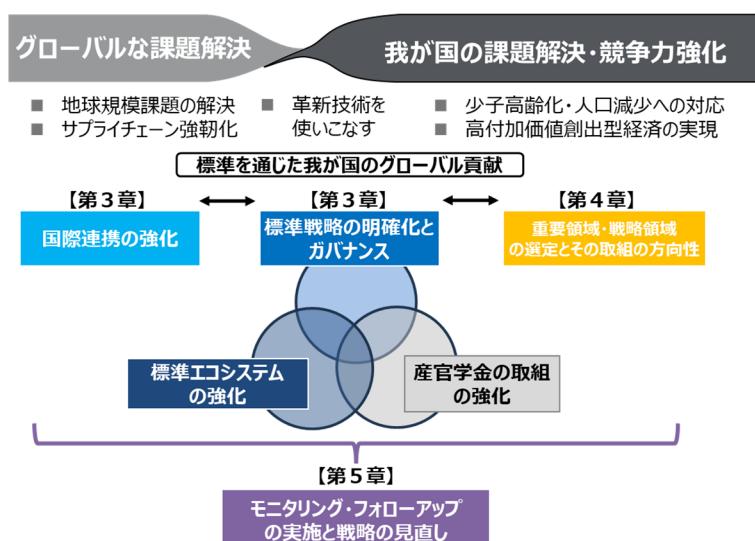
このような状況を踏まえ、今般、「新たな国際標準戦略」(以下「新戦略」という。)を定め、国際社会や我が国が抱える課題の解決や経済安全保障に向けた日本の積極的な貢献として、国際標準化活動を通じ社会課題解決と市場創出を先導する。

この際、日本が国際標準化活動において更なる求心力を発揮するためには、産業界や学術界の意識改革・行動変容に加え、国内において関連する人材育成の充実、これらの活動の支援機能としての規格策定、認証機関及び試験機関等の強化や、国際標準に関わる多様な主体をつなぐ司令塔機能を果たす場の構築が不可欠である。

国際標準に係るこれまでの官民の取組と国内外の動向、国際標準を通じた課題解決を目指す日本の取組や、我が国として国際標準化活動に注力していく重要領域・戦略領域、及びモニタリング・フォローアップの実施等については、下記に概要を示す新戦略を参照されたい。

＜国際標準を通じた課題解決を目指す日本の取組強化＞

新戦略においては、国際標準を通じた国内外の課題解決と市場創出に向け、官民が一体となって、下記のとおり、「国際標準戦略の明確化とガバナンス」「標準エコシステム」及び「産官学金の取組」を国内の取組として推進しつつ、あわせて、「国際連携」「重要領域・戦略領域の選定と支援」「モニタリング・フォローアップ」を組み合わせ、実効的に取組を実施していく。



(出典) 「新たな国際標準戦略」

図表 41：新戦略における取組の全体像

この際、我が国がこれまで積極的に取り組み、今後も様々な取組が期待される ISO／IEC／ITU といった国際標準化機関におけるデジュール標準対応も引き続き推進しつつ、近年活動が活発化している様々なフォーラム標準や独自標準、デファクト標準についても留意し、国際標準の獲得に向けた効果的な組合せを訴求していく。

あわせて、国際標準活動に当たっては、国際標準化がゴールではなくあくまで課題解決や市場創出のためのツールであるとの認識が不可欠である。その上で、様々な領域・分野において、敢えて国際標準化しないという選択肢も含めた、包括的な国際標準戦略が不可欠であり、新戦略に基づき、国際的な仲間づくりや、後述する経済安全保障の観点を組み込むことが必要である。

例えば、オープン＆クローズ戦略に基づき、規制対応、標準化活動、知財管理、ノウハウ秘匿など様々な要素を組み合わせ、あるいは適切に使い分けることが必要であり、その有力なツールとして、標準を活用することが考えられる。

さらに、標準化を検討するに当たっては、その普及・実装を見据え、その標準の適合性評価（認証）の枠組みについても、専門サービスの協力を得ながら、同

時に検討すべきである。

我が国から国際標準を提案するには、当該標準が十分に議論され、国内規格として標準化されていることが望ましい。一方で、我が国にとって相互運用性が確保されている場合には、日本国内で規格となったものの国際標準化に留まらず、他国で規格化されたものも含め、相互運用性に留意しつつ、国際標準化を推進していく。あわせて、日本企業の利便性等が認められる個別分野においては、国内で各国の認証が取得できる方策（国際相互承認制度の利用）も促進していく。

加えて、国際標準についての取組を進めていくに当たっては、自律性の確保、優位性・不可欠性の確保・維持・強化、国際秩序の維持強化の観点を踏まえて対応していく。その際には、例えば、自律性確保・サプライチェーン強靭化の観点、情報流出や不正な介入へのリスク対応の観点に加え、標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent）等による標準の普及や競争力への影響の観点（FRAND 条件・料率、禁訴令等に関するライセンス交渉やグローバル紛争）について注視し、必要な取組を進める。

各主体に期待される役割に加えて、領域横断的な標準化活動が拡大し、経済安全保障等の新しい観点から国際標準化活動に効果的に取り組むため、官民一体となり、オールジャパンで国際標準化活動を進めていく。

国の具体的施策については、以下のとおり整理し、それぞれの施策に KPI を設けて取組を推進していく。

（1）産官学金の取組の強化

- ①経済界・学術界・金融界へ働きかけを行う。
- ②企業・研究機関・政府の視座をシフトする。
- ③公共調達・補助金において標準を活用する。
- ④研究開発段階から標準化を組み込む。
- ⑤政府支援の実効性を高める。

（2）標準エコシステムの強化

- ①人材育成システムを強化する。
- ②専門サービスを育成・強化し、その活用を拡大する。
- ③規制・規格・認証を一体的に推進する。

（3）標準戦略の明確化とガバナンス

- ①司令塔機能を果たす官民連携の場を設ける。
- ②知見やノウハウ、人材情報等を共有・マッチングする仕組みを構築する。

(4) 国際連携の強化

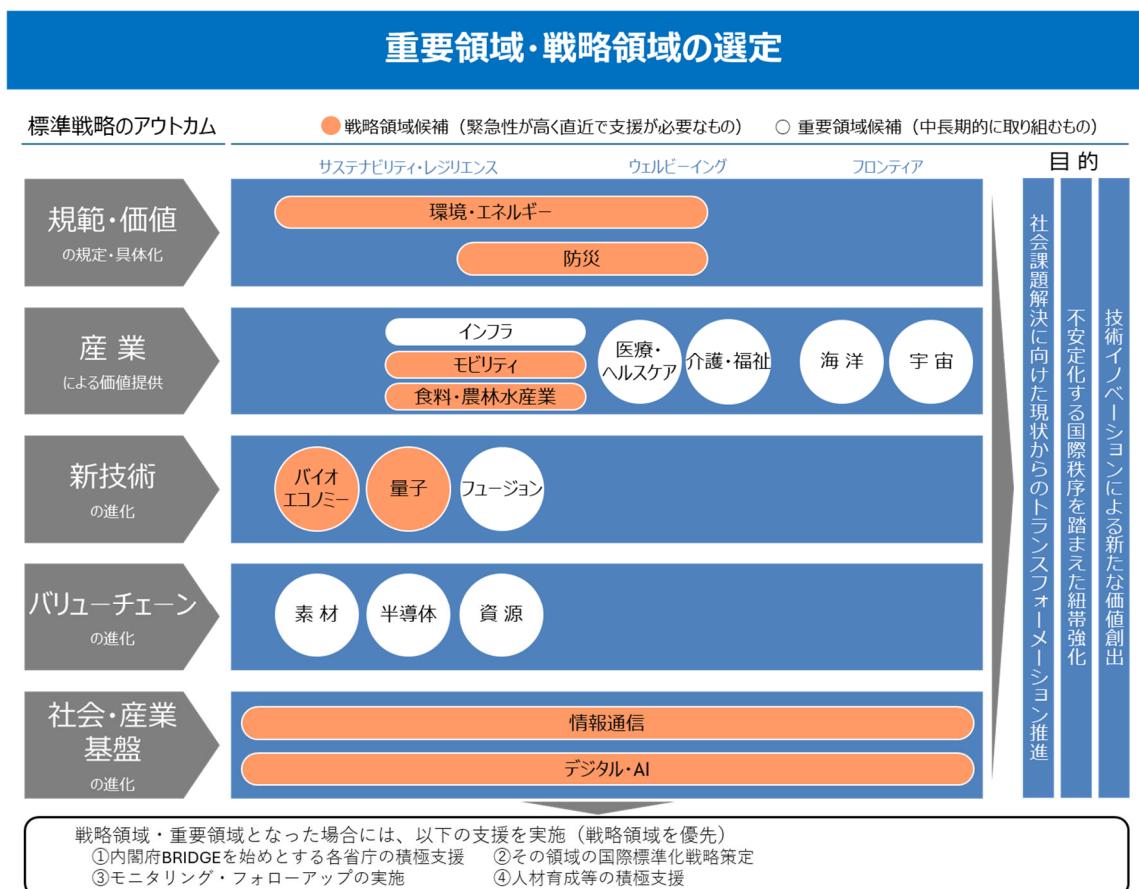
- ①国際的な標準化人材育成とネットワーキングに取り組む。
- ②国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。
- ③ASEAN 各国等との連携を強化する。
- ④国際標準の国際会議を日本で開催する。

＜重要領域・戦略領域の選定＞

我が国として、国際標準化活動における協働を通じて国際的な「社会課題解決」や「市場創出」等を実現し、結果的に国内の社会課題解決や競争力強化にもつなげていく観点から、「現状からのトランスフォーメーションが求められる分野」や、「世界秩序の不安定化により、国際標準を通じた連携強化が求められる分野」、「技術イノベーションにより既存の業界の壁を越えた新たな価値が生まれる分野」など、国際社会にとって重要であり、かつ、国際標準が当該領域において主要な課題解決策となる領域を選定し、限られた国際標準リソースを集中する必要がある。

新戦略において、17 の重要領域を選定し、さらに、重要領域の中から、その熟度や対応の緊要性を踏まえ、「環境・エネルギー」「デジタル・AI」「情報通信」「量子」「バイオエコノミー」といった8つの「戦略領域」を選定し、今後、これらの重要領域・戦略領域においては、官民で協力して、国際標準化活動を強化する。

なお、選定した国際標準に係る重要領域・戦略領域は、当面のものであり、今後の官民連携による国際標準化活動のモニタリングや毎年度のフォローアップ等を通じて、見直しを図る。



(出典)「新たな国際標準戦略」
図表 42：重要領域・戦略領域の選定

<モニタリング・フォローアップの実施と戦略の見直し>

国際標準化活動において、国際社会や我が国に重要な影響を及ぼすもの等について、定期的にモニタリングを実施し、その結果を官民で適切に共有し、適時適切な対応を図る。

これらのモニタリング結果については、取扱いに十分留意した上で、官民連携の場や、デジタル上の情報連携基盤等の場を通じて、官民の関係者に適切に共有し、国際会議への積極対応や人材の融通など、官民連携によるアジャイル（俊敏）な施策、取組に活用する。

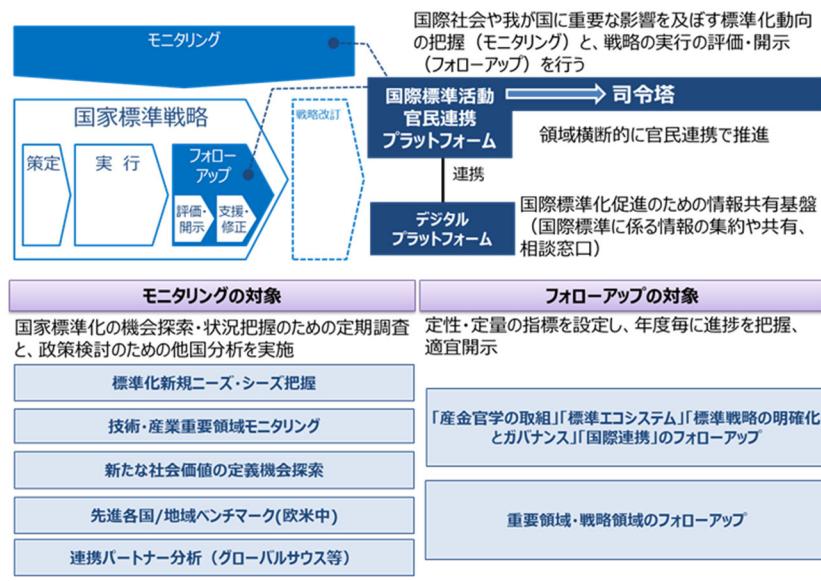
また、今回取りまとめた各省庁の施策や重要領域・戦略領域については、毎年度のフォローアップ（PDCA サイクル）を通じて、その進捗を確認するとともに、施策について、早期の KPI の達成や、逆に取組の不足等があれば、KPI や取組の深掘りを求める。

これらの進捗状況については、官民連携の場や、有識者会合等において報告を行い、定量または定性的な評価を行い、同評価に基づく取組を関係者に求める。これらの報告、評価の結果のうち、グローバルな課題解決のための我が国の国際

標準化活動については、毎年度の知的財産推進計画に盛り込むなど、対外的な発信を図っていく。

その際、官民で連携して適切にモニタリング・フォローアップを行うために、官民連携の司令塔機能の一部として、官民による会議体での対応を検討するとともに、適切なモニタリング・フォローアップに向けた情報共有や、ノウハウの共有、我が国の国際標準に係るエコシステム強化、産学官の取組の促進に資する情報共有基盤としてのデジタル上のプラットフォームの構築及び普及を検討する。

さらに、各省庁の施策および重要領域・戦略領域については、毎年度のフォローアップの報告、評価の結果を踏まえつつ、2027年度に中間点検、2029年度に最終点検を行い、新戦略における施策や重要領域・戦略領域をアジャイルに見直し、新戦略を改定していく。



図表 43：モニタリング・フォローアップと司令塔機能の強化

＜本計画と新戦略の関係＞

国際標準は、我が国産業の国際競争力強化のための一つのツールとして、知的財産の創造、保護、活用の一環をなすものであり、その意味で、新戦略は本計画の一部であり、政府全体の産業政策や科学技術・イノベーション戦略の一部となるものである。

そのため、新戦略のモニタリング・フォローアップやその見直しを行うに当たっては、我が国の産業戦略、科学技術・イノベーション戦略はもとより、知財戦略と連携して実施すべきである。

また、国際標準の動向は非常に動きが早いものであり、官民における実効的な国際標準化活動を担保するためには、迅速かつ柔軟な見直しを行うことが不可欠である。

このため、次年度以降の知的財産推進計画の策定（国際標準部分）に当たっては、新戦略のモニタリング・フォローアップや見直しとリンクさせ、モニタリング・フォローアップの結果について、適宜、知的財産推進計画に盛り込むとともに、状況の変化に応じて、国際標準に係る施策や、重要領域・戦略領域の見直しについても、適宜知的財産推進計画に盛り込み、新戦略の見直しと合わせ、アジャイルに対応していく。

（4）データ流通・利活用環境の整備

（現状と課題）

デジタル技術の進展に伴い、「データ」について、重要性、多様性、容量が爆発的に増大したが、我が国においては、生成、収集、利活用など、全ての側面において環境整備が十分ではなかった。他方、海外においては、データを効果的に生成、収集、利活用するための取組が活発に行われており、プラットフォームの構築や法整備が進められてきた³⁷。

そこで、我が国において、データ利活用が進み新たな価値が創出されるためには、プラットフォーム上のデータ流通に係る被観測者の懸念・不安を払拭するためのデータ取扱いルールの実装が必要であるとの認識から、2022年3月に「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス Ver1.0」（以下「ルール実装ガイダンス」という。）を策定した。

今後、具体的なルール実装のフェーズに移行することに伴い、それぞれのプラットフォーム等で行われるデータ取引におけるリスクを特定し、リスクに応じた適切なルールを設定することが求められる。

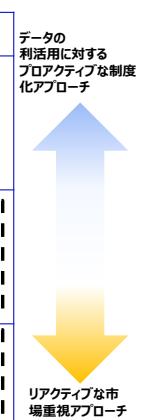
また、データ利活用に関する政府の直近の取組として、2024年11月の「デジタル行財政改革会議」において、EU等において、個人情報保護法制と整合的な形で、医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展していること等も踏まえ、デジタル行財政改革会議の下で、2025年6月を目指に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定する方向性が示されている。

これに基づき、2024年12月に「データ利活用制度・システム検討会」が立ち上げられ、基本的な方針策定に向けた議論が開始されている。個人情報保護、消

³⁷ 例えば、EUでは、2022年2月に公表された欧州データ法が2024年1月に発効した。また、2024年2月にデジタルサービス法(DSA : Digital Service ACT)が全面施行され、2024年3月にデジタル市場法(DMA : Digital Market Act)の本格的な運用が始まった。

費者保護、競争促進、知的財産保護、サイバーセキュリティなど、関連する様々な政策を俯瞰する形で、利活用促進の在り方を検討する方向性が示されているところである。

さらに、競争力ある AI 研究開発の観点でも、大規模言語モデル (LLM) のみならず、ロボットや自動運転等の稼働データの収集が重要となっており、これらデータ利活用がより進むことにより、AI 性能の向上や多様なユースケースが生まれることが期待される。



	<u>データの保護</u>	<u>データ利活用</u> (個人起点 (一次利用)、社会起点 (二次利用))		
EU	GDPR (2016)	データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進	データガバナンス法 (2021) データ中介者規律化組み等	
		データスペース構想 (2020) ヘルスケア、産業・製造等。14の分野で広域のデータ連携を検討中		
		EHDS法 (医療・2025) ・ヘルスデータ機関の構築 ・ヘルスデータの利活用の促進 ・第三者機関による監視 ・医療機関からのデータ提出義務	PSD3 (金融決済・検討中) 金融データアクセスの枠組と連携した PSD2 の改正	
日本	個人情報 保護法			
米国	連邦 HIPAA法 (連邦法・医療・1996) 各州 GLBA法 (連邦法・金融・1999) CCPA(カリフォルニア) 等 (一般法・特別法)			民営企業（大規模デジタルプラットフォーム）内 での自成的なデータ連携・利活用

(出典) 「デジタル行財政改革の進捗と更なる対応について」(2025年2月20日、第9回デジタル行財政改革会議資料)

図表 44：日・米・EU の法体系比較（民間部門に係る規律のイメージ）

加えて、国連統計委員会が 2025 年に採択した国民経済計算の新しい国際基準 (2025SNA) においても、前回基準である 2008SNA の採択以降、経済のデジタル化が大きく進展したことを受け、データを固定資本として記録することとされた。

上記の通り、データの経済価値の高まりを受け、国内外様々な場で、データ利活用に関する動きが進展している。こうした動きを踏まえつつ、知財戦略の下でも、従前進めている知財・無形資産の価値化と投資促進にあたっては、研究開発費・知的財産等に加えてデータについても企業価値の源泉として把握・管理していくことを促していくとともに、今般策定した新戦略においても、戦略領域の 1 つとして、データに係るルール形成の推進を図っていくこととする。

また、研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略の下、政府は統合イノベーション戦略推進会議において、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(2021年4月) を策定し、公的資金による研究データについての管理・利活用に向けた取組を定めた。

現在、各機関等において、研究データの管理・利活用の取組が進められており、データポリシーについては、国立大学は 54 大学、大学共同利用機関法人は 4 法

人・機関、国立研究開発法人は 24 法人・機関が策定済みであるところ、機関リポジトリを有する全ての国立大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人におけるデータポリシーの策定にむけて、2025 年までに 100%を達成することを目指している。

今後、研究データの取組の推進に当たっては、2022 年 12 月に日本学術会議から、今後のデータ駆動型科学の振興のために考慮すべき事項やデータ共有への具体的取組方策に関する考え方等が示されており、内閣府等においては、このような提言も踏まえ、研究 DX 化や AI での利活用など、研究データの管理・利活用の取組をオープン・アンド・クローズ戦略にも配慮しつつ、より一層促進していくことが期待される。

(KPI)

- ・ 政府全体におけるデータ利活用の議論の進展を踏まえ、今後適切なタイミングで KPI を設定する。

(施策の方向性)

- ・ 「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス ver1.0」の利用を促進する。
(短期・中期) (デジタル庁、関係府省)
- ・ 公的資金により得られた研究データの管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。また、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。さらに、先行事例や課題点等の横展開を促進する。
(短期・中期) (文部科学省、内閣府 (科技)、関係省庁)
- ・ 公募型の研究資金の新規公募分におけるデータマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータを付与する仕組みの構築に向けて、関係府省及び関係機関において、引き続き、取組を進める。
(短期・中期) (内閣府 (科技)、文部科学省、関係省庁)
- ・ データ連携基盤におけるブローカーの無償提供と活用に関する助言を進め、各地域による統合的なデータ連携基盤の整備・利活用を支援するとともに、2024 年度に都道府県において策定されたデータ連携基盤の共同利用ビジョンも踏まえ、同一機能を有した基盤への重複投資を避けつつ、複数サービス (分野) 間のデータ連携を推進する。

(短期・中期) (デジタル庁)

- 農業機械等について、メーカー・システムの垣根を越えて安全にデータ連携を行えるよう、2020年度に「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を策定し、トラクター、コンバイン等の農業機械において位置情報や作業時間等を取得するオープンAPIを整備した。2025年度以降も農業データ連携・共有のための環境整備を行うとともに、これまで実装・公開したオープンAPIを活用した新たなサービス開発によるサービス事業体の機能強化に対する支援を通じてオープンAPIの整備・活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省) 【再掲】

- 2021年6月に策定したデータヘルス改革に関する工程表に沿って各施策に関する取組を推進中であり、2024年度は、患者の必要な医療情報を医療機関等間で共有するための「電子カルテ情報共有サービス」を構築し、2025年2月から一部の地域においてモデル事業を実施した。引き続き、データヘルス改革の各施策に関する取組を着実に進める。

(短期・中期) (厚生労働省)

- パーソナルデータを活用したサービス／ビジネスが変化・拡大を続ける中、個人の同意信託を得てパーソナルデータの安全安心なデータの流通を確保する指針を、実態に沿った形で改善・改定していくため、データの活用の実態等を把握するとともに、諸外国の類似制度との協調を図るために必要な調査を実施する。

(短期・中期) (総務省)

- 防災については、2024年4月より運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)による災害対応機関の間での情報共有ルールを「ルール実装ガイド」等に基づき整理し、さらに現在設計・構築に向けた取組が行われているデジタル庁のデータ連携基盤との連携など、防災分野のデータ流通促進のための検討を進めている。

(短期・中期) (内閣府(防災))

4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ

(1) 新たなクールジャパン戦略の実装

(現状と課題)

〈クールジャパン関連産業の海外展開の進捗〉

クールジャパン関連産業の最新数値に基づく海外展開の合計は27.1兆円、前回実績値から8.0兆円、41.92%の増加となった。コンテンツ、インバウンド、食、ファッションともに伸びている。

インバウンドは、訪日外国人旅行者は3,600万人を超える（2024年速報）、訪日外国人旅行消費額は8兆1,395億円、訪日外国人旅行者1人当たり旅行消費額も22万円を超えるなど、過去最高を更新した。観光需要が急速に回復した一方で、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向や地域が抱える二次交通の整備不足³⁸、空港での入国手続に時間を要することなど、旅行者の満足度低下の懸念も生じており、インバウンドの受入環境の整備は引き続き課題である。

農林水産物・食品の輸出額は、1兆5,071億円（2024年確々報値）、過去最高を更新している。日本産酒類の輸出額は1,337億円であり、2023年と概ね同水準で推移しているが、2024年12月ユネスコ無形文化遺産に「伝統的酒造り」が登録されたことにより、今後の需要拡大が期待される。

また、ファッション（繊維製品）の輸出額は、1,768億円（2023年）、糸織物等の繊維品は7,736億円であった。繊維製品輸出額は、2012年から2023年で3倍弱に増加した。主たるファッションメーカーの海外売上も増加が続いている。化粧品の輸出額は、2023年において、約6,000億円であり、2012年から2021年まで約6倍超に増えたものの、2022年と2023年は減少しており、主たる化粧品メーカーも2022年から微減が続いている。

³⁸ 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業が創設されている。内閣府規制改革推進会議地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和7年3月時点の利用者目線での検証結果の評価」（令和7年4月9日）では、訪日外国人から、日本滞在中に移動の足に困った経験をしたと6割が回答した。また、自国でライドシェアの利用経験がある者のうち、日本でも利用したいと回答した者が8割強となっており、利用したい理由として、ライドシェアの利用に慣れているためと回答した者が6割強、普段使っているアプリが使えるためと回答した者が5割弱、事前に金額がわかるためと回答した者が4割半ばとなっている。さらに、ライドシェアが利用できるようになった場合に、6割強が移動しやすさの改善が見込めると回答しており、仮にライドシェアが導入されていたら、もっとできたと思うことがあると回答した者は7割半ばで、具体的には、より遠い観光地や宿泊地、飲食店に行けたと回答した者が5割強となっている。

		今回調査値(兆円)	増減率(%)	前回調査(兆円)
コンテンツの海外展開(海外市場規模)		5.8(2023年)	23.22	4.7(2022年)
訪日外国人旅行(インバウンド)消費額		8.1(2024年)	53.39	5.3(2023年)
食	農林水産物・食品の輸出額	1.5(2024年)	3.64	1.5(2023年)
	食品製造業の現地法人の売上高 ³⁹	7.3(2023年)	109.00	3.5(2022年)
ファッション	繊維品・繊維製品の輸出	1.0(2023年)	2.85	0.9(2022年)
	主たるファッションメーカーの海外売上	1.8(2023年)	26.83	1.4(2022年)
化粧品	化粧品の輸出	0.6(2023年)	-21.05	0.8(2022年)
	主たる化粧品メーカーの海外売上	1.0(2023年)	-4.77	1.0(2022年)
合計		27.1	41.92	19.1

(出典) 注釈40の各種資料を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成⁴⁰

図表45: クールジャパン関連産業の海外展開

＜外国人の親日度等＞

12か国・地域の回答者がそれぞれ5か国・地域の「好きな国・地域」を選んで回答した、2024年の調査結果によると、日本を「好きな国」とする率は、全世界の国・地域平均で56.2%、アジア平均は69.3%、欧米豪平均は31.0%だった。これらを2033年までに10%向上させることを目標とする。

³⁹ 前回調査は内閣府調査をもとに作成した「主たる食品メーカーの海外売上」を計上していたが、今回調査からは経済産業省「海外事業活動基本調査」もとに作成する「食品製造業の現地法人の売上高」を計上することとした。

⁴⁰ それぞれの資料等を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成。

- ・コンテンツの海外展開(海外市場規模)：(株)ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2024」をもとに作成。
- ・訪日外国人旅行(インバウンド)消費額：観光庁「インバウンド消費動向調査」をもとに作成。
- ・農林水産物・食品の輸出額：農林水産省が財務省「貿易統計」をもとに作成。
- ・食品製造業の現地法人の売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」をもとに作成。
- ・繊維品・繊維製品の輸出：財務省「貿易統計」をもとに作成。
- ・主たるファッションメーカーの海外売上：内閣府知的財産戦略推進事務局「2033年度に向けて内閣府が設定したKGI/KPIに対する実証調査」をもとに作成。
- ・化粧品の輸出：日本化粧品工業会が財務省「貿易統計」をもとに作成。
- ・主たる化粧品メーカーの海外売上：内閣府知的財産戦略推進事務局「2033年度に向けて内閣府が設定したKGI/KPIに対する実証調査」をもとに作成。

また、日本の魅力の体験率により、親日度と訪日意向が高まるかを調査した結果、経済効果が大きいコンテンツ・食の分野は外国人の体験率も高く、それらの日本の魅力を体験したことで、概ね4割程度の外国人が親日度・訪日意向が高まる調査結果となった。国内外問わず日本の魅力の体験率を向上させていくことが、親日度の上昇やインバウンドの拡大に直結する。加えて、地理的に隣接しているアジアの親日度は総じて高く、この親日度の高さを活用していくことが重要である。

親日度(KGI)	体験による親日度の向上(KPI)	日本の魅力の体験率(KPI)	体験による訪日意向の向上(KPI)	訪日意向
日本を「好きな国」とする率 全平均56.2%	体験による親日度向上率(全平均) ・日本食 41.5% ・アニメ・マンガ40.2% ・日本製品 35.2% ・他のコンテンツ38.7% ・日本文化 43.5% ・日本旅行情報 43.4% ・日本語 43.0% ・日本スポーツ 40.4% ・日本イベント 44.4% ・オンラインツアーアジア43.9% ・日本コミュニティ 42.2%	日本の魅力の体験率(全平均) ・日本食 62.3% ・アニメ・マンガ35.0% ・日本製品 32.5% ・他のコンテンツ30.7% ・日本文化 24.5% ・日本旅行情報 21.9% ・日本語 15.4% ・日本スポーツ 13.1% ・日本イベント 12.5% ・オンラインツアーアジア10.6% ・日本コミュニティ 8.1%	体験による訪日意向向上率(全平均) ・日本食 43.7% ・アニメ・マンガ39.1% ・日本製品 34.6% ・他のコンテンツ39.6% ・日本文化 43.5% ・日本旅行情報 48.2% ・日本語 45.7% ・日本スポーツ 41.6% ・日本イベント 47.7% ・オンラインツアーアジア46.7% ・日本コミュニティ 42.2%	旅行したい国・地域とする率・順位 ・全平均 54.9%/1位 ・アジア平均 63.8%/1位 -香港 77.9%/1位 -タイ 76.5%/1位 -中国 44.4%/1位 -韓国 43.5%/1位 ・欧米豪平均 37.0%/1位 -米 29.7%/3位 -豪 45.1%/1位 -英 39.5%/2位 -仏 38.2%/1位
※アジアでは全ての国・地域で日本が好きな国・地域の1位、豪では2位、米では3位、仏では5位、英では8位				

(出典) (株)日本政策投資銀行(DBJ) 及び(公財)日本交通公社(JTBF) 「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 2024 年度版」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 46：外国人の親日度、訪日意向、日本の魅力の体験率、体験による親日度・訪日意向の向上

＜日本の国際収支から見たクールジャパン＞

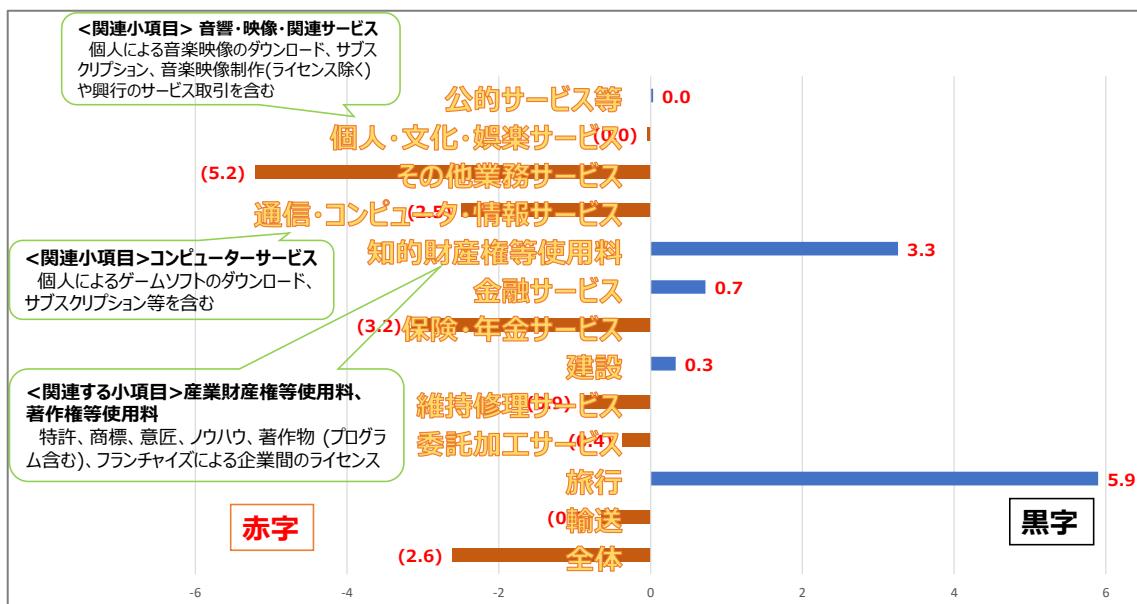
近年、我が国は、貿易収支の赤字が続き、サービス収支の赤字は 2024 年速報値では 2.6 兆円のマイナスとなっているが、サービス収支の内訳をみると、著作権等使用料も含む「知的財産権等使用料」と「旅行」は過去数年にわたって黒字となっており、クールジャパン戦略の推進は我が国の稼ぐ力の源となっている。

他方で、世界市場の成長を捉え、世界市場の成長スピードを上回る成長ができるかという視点も考慮する必要がある。グローバル視点(ドルベース)で比較すると、例えば、旅行収入の GDP に占める割合は、日本は米国より高く、英仏は日本の約 2.5 倍となっている。知的財産使用料については黒字で増加傾向にあり、GDP に占める割合でみると、米国を大幅に上回り、GDP が同規模のドイツとはほぼ同じである。⁴¹

⁴¹ 旅行収入及び知的財産使用料(収支戻)の GDP 比については、(一財)国際貿易投資研究所国際比較統計の「世界各国の旅行収支(受取)上位 50」及び「世界各国の知的財産使用料(収支戻～受取超過)上位 50」並びに「名目 GDP(IMF)」を基に内閣府で推計した。

・日本を 1 とした場合の旅行収入の GDP に占める割合(2023 年) 米国 0.75、英 2.39、仏 2.57

・知的財産使用料の GDP に占める割合(2023 年) 米国 0.31%、独 0.55%、日本 0.54%



(出典) 財務省「国際収支統計」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 47：日本の国際収支から見たクールジャパン（サービス収支の中の知財・旅行収支等）（2024 年速報値）

＜クールジャパンを活用した地方創生 2.0 の推進＞

2024 年 10 月、政府は、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、内閣に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、2024 年 12 月、地方創生 2.0 の「基本的な考え方」を公表した。

この「基本的な考え方」に示された地方創生 2.0 の基本構想の 5 本柱の一つ「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」に「地方におけるクールジャパンの推進による付加価値創出」が位置付けられている。今後、地方創生 2.0 を展開していく上でクールジャパンの取組強化を図っていくことが求められる。

① コンテンツを起点とした連携

近年、アニメ等のコンテンツの世界的な人気の拡大を背景に、作品に登場した場所や原作者の出身地等、いわゆる「ゆかりの地」を訪れる⁴²外国人が増加し、作品に登場した食が人気になるなど、コンテンツの人気がインバウンドや食等他の分野に波及効果をもたらしている。コンテンツを起点・入口にした分野、業界を超えた連携は、それぞれの経済圏を拡大できる可能性がある。

⁴² 「新たなクールジャパン戦略」（令和 6 年 6 月 4 日決定）では「ゆかりの地巡り」と表現しているが、聖地巡礼、アニメーリズム、と表現されることもある。

全国各地にある「ゆかりの地」は、コンテンツの関係者にとっては作品終了後もファンエンゲージメントを高めることができ、地域にとっては関係人口の増加や地域経済の成長等、地方創生につながる可能性がある。また、「ゆかりの地」は全国各地にあることから、日本全般的な周遊を促しうるものであり、地方誘客を通じたオーバーツーリズムの未然防止・抑制にも資する可能性がある。

② 抱点整備・人材育成等、地域における創意工夫

地域には、自治体、教育機関等との連携の下、雇用創出や地域産業の活性化を目的としたアニメ関連企業の誘致や人材育成等の抱点施設の整備、作品の製作過程で生み出されたマンガやアニメの原画等を活用した観光施設の整備等の取組もある。

このように、コンテンツを起点とした異分野間連携の取組は、一部地域で官民連携による地域一体となった取組や、コンテンツとの連携に注目する非コンテンツ分野の企業の動きはあるものの、分野・業界を超えた様々な関係者間の権利調整を伴うため、地域での取組が生まれにくい面があり、全国的な取組が始まつたところである。

異分野間連携の取組はコンテンツに限った話ではなく、例えば、国内外のハイブランドやデザイナーと日本が誇る伝統的工芸品等の地域産業が連携し、両者の強みを活かしたモノづくりの動きもある。こうした連携では、新たな視点から地域資源がブランドとして磨き上げられ、さらに新しい価値も創出されており、地域資源の高付加価値を実現するに当たっては、異分野間連携を進めていくことが重要である。

③ 地域における知財マネジメント

上記の取組の共通点は、知的財産の活用である。豊かな自然をはじめとした様々な地域資源を生かし、国内外の様々なクラスターと連携し、グローバルに展開していくには知的財産戦略をもつことが重要である。また、我が国のサービス収支からみても地域における知的財産の有効活用を通じたインバウンドの拡大は重要な取組である。

異分野間連携では、自ら持つ知恵や常識を超えることで新たな商品・サービスが創出されるが、分野・業界ごとに異なる常識があるため、それぞれのビジネスに対する想いや取組のストーリーを理解した上で、中長期的な視点での目標設定が必要である。その際、これまで見られた地域の取組から、中核となる地域のキーパーソンの存在が不可欠であるが、それに加え、地元にはない知見やノウハウ、人脈等をもったプロデューサー人材の存在も重要である。

異分野間連携により、地方で新たな価値が創出されつつある一方、海外の市場

や顧客に魅力が届いているかというと不十分との指摘がある。海外展開では、地域資源がもつポテンシャルを十分に理解した上でブランディングを行うことが重要である。その際、海外発信においても、地域（分野）の垣根を超えた一覧性のある情報発信やインフルエンサーとの連携など、外国人の視点に立った情報発信が必要である⁴³。

(KPI)

- ・ コンテンツの海外展開、インバウンド（訪日外国人旅行消費額）、農林水産物等の海外展開、ファッションや化粧品等の海外展開など、クールジャパン関連産業の経済効果として、2033年までに50兆円以上の規模とする。
- ・ 日本ファンの拡大に向けて、各国・地域における「日本が大好き」の割合について、2033年までに10ポイント上昇させる。

(施策の方向性)

＜コンテンツと地方創生の好循環プラン＞

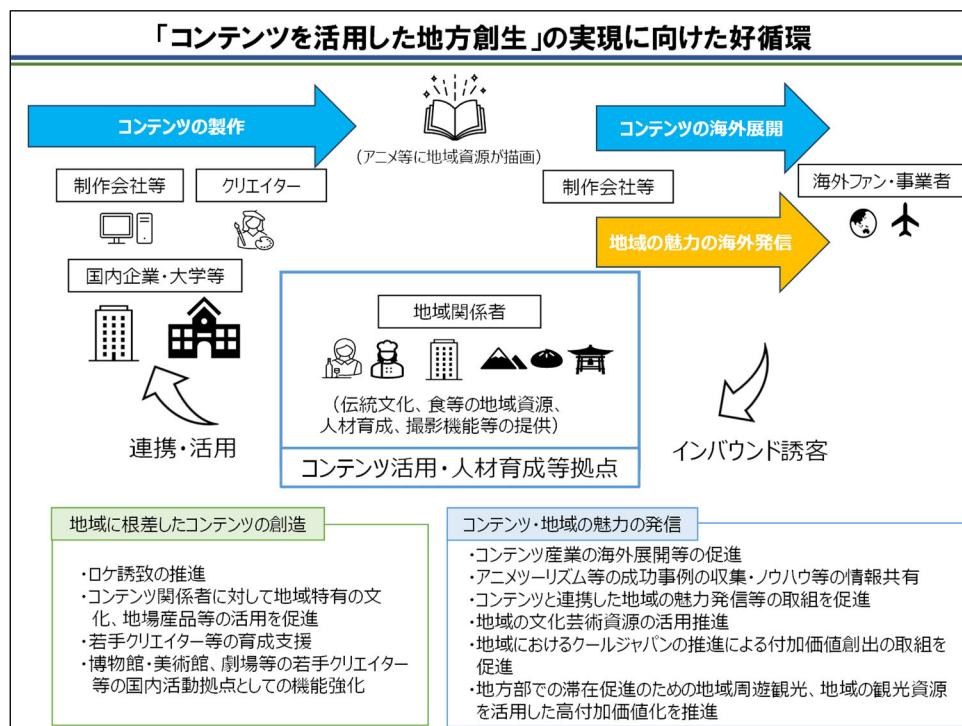
クールジャパンを活用した地方創生 2.0 の推進に向けて、地域の自治体や関係事業者、コンテンツ関係者等が連携し、コンテンツを起点に、地域の原風景や食、伝統文化、特産品等これまで十分生かせてなかつた地域資源を最大限活用した異分野間連携を推進する。その際、関係省庁間をはじめ、自治体、民間の垣根を超えた連携強化も推進する。地域の強みを生かした拠点整備では、産学官の多くの関係者との連携が不可欠であるため、自治体の役割が期待される。

コンテンツを活用した高付加価値旅行者等の誘客やコンテンツ関係の拠点整備等による産業集積等、コンテンツを活用した地方創生に取り組んでいる事例の成功要因やノウハウを共有し、他の地域での創意工夫や取組を促進する。同時にロケ誘致や若手クリエイター等の活動拡大等を通じて、地域に根差したコンテンツの創造も推進し、地域におけるコンテンツの魅力拡大と高付加価値旅行者を中心としたインバウンド誘客の拡大の好循環を実現する。さらに、地域の取組を促進する観点からコンテンツとの連携により地域経済に与える影響等の効果検証の仕組みを構築する。その際、地域経済に利益が還元されるように考慮する必要がある。

宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上に向けて、コンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取組について、クールジャパン戦略会議においてコンテンツ地方創生拠点として選定を行い、関係省庁、自治体、関係経済界が連携して強力に推進する。2033年までに全国約200か所の選

⁴³ その際、海外でサービス・商品を体験・感動できるような仕組みを作る必要がある。

定を目指し、地域経済の活性化を図る。



(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局作成

図表 48 :「コンテンツを活用した地方創生」の実現に向けた好循環

- 海外からの高付加価値インバウンド誘致など、地域経済において大きな経済波及効果が期待されるアニメ・映画等のコンテンツの魅力を活かした地域一体となった取組（アニメツーリズムやロケ誘致等を含む）を、クールジャパン戦略会議においてコンテンツ地方創生拠点として選定し、関係省庁や自治体、関係経済界等が連携の上、その実現・拡大を促進する。
(短期・中期) 内閣府(知財)、内閣官房(新しい地方経済・生活環境創生本部事務局)、経済産業省、文化庁、観光庁、関係府省)
- ロケ撮影・誘致の円滑化及び促進のため、フィルムコミッショング(FC)、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックの周知等を通じ、関係者間のより一層の理解の浸透や相互理解を深める。周知に当たっては、同ハンドブックのポイントをまとめた英語版パンフレットを作成し、海外に発信する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、警察庁、消防庁、出入国在留管理庁、国土交通省、観光庁、関係省庁)
- 映画・映像を活用した地方創生に向けて、「ロケ地の聖地化」を狙って

実現することができるよう、自治体が運営する「フィルムコミッショング」等の運営や連携の在り方に加え、ロケ地における事業者へのライセンスの在り方について検討し、ガイドライン化を進めるとともに、国としても顕彰できるように制度化を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ ロケ誘致による経済・社会的な産業振興を効果的に実現すべく、VFXを含むポストプロダクション工程も含めた誘致に向けて、インセンティブ付与及び効果的な運用に取り組む。また、インセンティブ付与対象作品の円滑な撮影に向けた支援を検討するとともに、ロケ地域での完成作品の活用を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府(知財)、関係省庁)

- ・ 映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、観光促進のためのコンテンツの活用等、ロケツーリズム、アニメツーリズムの推進に向け官民一体となって取組を進める。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 高付加価値旅行者等によるアニメやマンガ等の「ゆかりの地巡り」について、大阪・関西万博で得られた調査結果をはじめ、先行地域の事例等から権利者との調整や実施体制のノウハウ等の収集や経済波及効果を分析し、今後取り組む地域関係者等に提供するなど、地域の関係者がコンテンツの関係者と連携した地域の魅力発信の取組を推進する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、観光庁)

- ・ 海外でも高く評価される日本の優れたメディア芸術分野の人材育成及び関連資料の収集・保存及び展示・活用を推進するとともに、振興の中核となる「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)として、マンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組を推進する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 文化観光推進法⁴⁴に基づく計画の認定及びこれに係る財政的支援等を継続するほか、日本遺産の更なる活性化を実現するため、施策の認知度向上や各地域の特色を生かした取組の支援を行う。これらを通じて、文化観光のさらなる推進を図る。

⁴⁴ 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）

(短期・中期) (文化庁、観光庁)

- ・ 最高峰の文化資源を活用した観光コンテンツの更なる磨き上げや創出を行うとともに、戦略的・一体的なプロモーションを推進することにより、訪日機運の醸成と万博（大阪・関西圏）から地方への誘客を図る「日本博 2.0」について、これまでの取組を検証した上で、地域において文化資源の磨き上げ、活用、人材育成を地方創生につなげる「NEXT 日本博」（仮称）を創設する。

(短期・中期) (文化庁、関係府省)

- ・ 民間活力等による国民公園や公的施設について、現代的な文化・情報発信拠点等とするための機能強化を図る。具体的には、北の丸公園について、最先端の科学、芸術、文化等に関する発信拠点として活用することを検討する。

(短期・中期) (文化庁、環境省、関係府省)

- ・ 自治体や企業等によるアート取組や投資を促し、アーティスト等に資金が還元される環境を整備するため、企業等によるアート取組に関する認定・表彰等の制度や、知見の提供及び人的ネットワークの構築等の基盤整備を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 地域の伝統文化や特産品等を活用したコンテンツ創出を促進するため、アニメ業界をはじめとした各産業界に対して、立地、作品の制作、イベントについてのプロモーションや誘致を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 地域資源を活用した観光コンテンツの開発、適切な販路開拓、情報発信等を総合的に支援し、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりを行う。この際、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて、日本の本質を深く体験できるアドベンチャーリズムのほか、エコツーリズムやインフラツーリズムなど、地域の魅力が最大となるよう観光コンテンツの磨き上げや海外への発信等を行う。また、新規参入やスタートアップ等の事業者等を含むこれらの取組を行う事業者等に伴走して支援を行うことを検討する。

(短期・中期) (観光庁、環境省、文化庁、国土交通省)

- ・ 訪日外国人リピーターの増加、消費額の向上につながる新たな交流市場、観光資源を形成する。また、地域周遊や長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対し、総合的な支援を行う。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 地域におけるコンテンツを活用した地方創生の実現に向けた取組を支援する。
 (短期・中期) (内閣官房（新しい地方経済・生活環境創生本部事務局）、内閣府（地方創生推進室、知財）、関係省庁)
- ・ 関係府省等及び官民が連携してアニメやマンガ、映画・映像等を活用した地域の高付加価値体験を提供する地方創生の優れた取組、人材等を表彰・紹介することにより異業種間連携を促進する。
 (短期・中期) (内閣府（知財）、経済産業省、観光庁)
- ・ 異業種の人材交流の場の形成、人材ネットワーク化に取り組む。例えば、クールジャパン官民連携プラットフォーム等を通じ、会員同士、プロデューサーとのつながりを深化させる。
 (短期・中期) (内閣府（知財）)
- ・ 地方の魅力の発掘・磨き上げに取り組む高付加価値化の優良事例を収集し、成功要因やノウハウを抽出し、共有を図る。
 (短期・中期) (内閣府（知財）)
- ・ 地方の高い価値を有する資源を NFT (Non-Fungible Token) 化してグローバルなプラットフォームで流通させ、国際水準ベースの価格で収益を得る取組を推進する。この際、多数の NFT がプラットフォームに出展されるとともに、これらの取引が活発に行われるような仕組みを検討し、必要に応じて支援を行う。
 (短期・中期) (内閣府（知財）、関係省)
- ・ コンテンツを活用した地域の魅力の発信において、地域（分野）の垣根を超えた一元的な情報発信など、訪日外国人観光客視点に立った情報発信を促進する。
 (短期・中期) (内閣府（知財）、観光庁)
- ・ 前例のない高付加価値サービスを提供しようとする際に、規制・制度等が障壁となる場合がある。我が国では、規制改革関連制度として、規制改革推進会議のほか、国家戦略特別区域制度をはじめとする特区制度、規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）、グレーゾーン解消制度等の各種制度を設けている。また、各種制度の活用について助言を行う一元的窓口を設けている。これらの制度や窓口について、一層の周知を図る等の活用を促進することにより、高付加価値サービスの提供に必要な規制改革等を推進する。
 (短期・中期) (内閣府（規制改革推進室、地方創生推進事務局）、内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）、経済産業省)

＜世界から求められる体験価値化、高付加価値化を推進する＞

日本各地の歴史・文化・自然にはそれぞれ魅力的なストーリーがあり、世界から絶好のディスティネーションとなる可能性を秘めている。それらを守り、次世代につなげていくことも重要である。こうした地域資源を活用し、世界から求められる価値を体験できる商品・サービスの高付加価値化に取り組み、国際水準ベースの価格で収益をあげ、その利益を更なる再投資につなげていく持続可能なエコシステムを構築する。その際、観光における高付加価値化においては、地方部の高付加価値な宿泊施設の充実、二次交通の拡充、情報発信を的確に行う必要がある。

また、デザインやアート機能は、文化・創造セクターの成長、企業価値の向上など、日本社会全体にポジティブな影響を及ぼすことから、デザインやアートの機能を活用して、クールジャパンの取組の底上げを図る。

さらに、イノベーションにより高付加価値化を生み出す中小企業やスタートアップの支援、新規参入しやすい環境の整備を図り、新たな技術を活用した取組等を推進するとともに、体験価値化、高付加価値化の推進のための人材育成にも取り組む。

- 訪日外国人の多様なニーズに対応し、日本の魅力を適切に伝えることができる質の高いガイドの確保、育成を行う。特に、地方部において地域特性等に応じた、地域一体となったローカルガイド人材の持続的な確保・育成に関する総合的かつ戦略的な取組を支援する。

(短期・中期) (観光庁)

- 地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人の誘致を図る「SAVOR JAPAN」認定地域の魅力を海外へ一体的に情報発信するとともに、認定地域間の連携を通じた、特色ある食体験等を組み合わせた付加価値の高いツアー提供を通じ、インバウンドによる食関連消費の拡大と、地域振興や輸出拡大につなげる好循環を創出することを目指す。

(短期・中期) (農林水産省)

- 持続可能な観光地域づくりに向けて、観光地及び主要な観光資源のオウンドメディア⁴⁵の内容充実と多言語化、観光地・観光産業のデジタルツールの導入、データを活用した地域活性化の好循環に取り組むモデルの構築等を支援し、観光分野のDXを推進する。また、各地域の実情に応じたオーバーツーリズム対策の取組等を引き続き支援する。

(短期・中期) (観光庁)

- 訪日外国人旅行者の増加に伴う空港での入国手続の混雑解消のため、空

⁴⁵ 情報発信のために自社が所有するメディア（Web サイトやブログ等）。

港での入国審査待ち時間について、20分以内を目指すなど、革新的な出入国審査等を実現するため、関係省庁が連携して取組を実施する。

(短期・中期) (観光庁、出入国在留管理庁、関係省庁)

- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援し、インバウンドを含めた農泊地域への誘客増大や消費機会の拡大につなげる。

(短期・中期) (農林水産省、観光庁)

- 高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史など、漁村ならではの地域資源を活用する事業である海業を全国で展開することにより、交流促進と水産物の消費増進を図るとともに、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

- 国立公園における滞在体験の魅力向上に向けて、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献する。国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、利用拠点の再生・上質化、自然体験活動の促進、サステナビリティの向上等の受入環境整備を行うとともに、アドベンチャートラベルやサステナブルツーリズムの推進、SNS やデジタル技術等も活用した国内外への魅力発信・プロモーションを行う。また、自然環境の保全と調和した脱炭素化を加速化するため、先行してカーボンニュートラルに取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」と位置付けて、必要に応じて支援を行う。

(短期・中期) (環境省)

- 食文化の明確化・価値化に向けた取組の支援や食文化の文化的価値に気づきを与える情報発信、食文化分野における顕彰制度創設に係る調査・調整、地域固有の食や食文化情報の整理等を行うとともに、和食文化を次世代に継承する人材の育成を図り、日本の魅力ある食文化の保護・継承・活用を図る。

(短期・中期) (文化庁、農林水産省)

- 我が国の長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた国民の財産であるとともに、国内外の人々を惹きつけ、我が国や地域の魅力を伝える文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財保護法に基づく指定等を適切に実施するとともに、文化財保存活用地域計画の作成等の取組を促進し、地域社会総がかりでの文化財の保存・活用を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 日本各地の歴史と文化、風土の中で育まれ、国民の生活に豊かさや潤いを与えてきた伝統的工芸品について、産地の後継者育成や技術・技法の保存、需要開拓、表示事業等の取組や一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が行う産地横断的な催事やマーケティング調査、伝統工芸士の認定事業等への支援を継続的に行い、伝統的工芸品産業の振興発展を図っていく。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 化粧品産業ビジョン検討会におけるビジョンを踏まえ、新規需要を取り込んだビジネス戦略への転換、「日本」ブランドの確立、デジタル技術の活用を前提としたマーケティング戦略への転換、多様な人材の活用等について検討・取組を促進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ ファッション産業の国際競争力を強化するため、持続可能なビジネスモデルやエコシステムへの転換、クリエイター等と地域の文化資源との協業等による付加価値の創出、その他基盤整備等を支援し、グローバル展開やデジタル市場への参入等を促進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 海外で活躍することができるファッショングクリエイターやチーム等に対して、「エンタメ・スタートアップ事業化支援事業」の枠組みにおいてその事業化を支援し、また、日本各地の繊維産地とデザイナーを直接つなぐような企画を実施する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 日本文化のグローバル展開を推進するため、アジアを中心とするアーティスト、キュレーター、クリエイター等によるネットワークを構築した上で、西洋美術史とは異なる文脈から、ポップカルチャー等も含めたアートの「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくための国際的な取組を継続的に実施する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 国内の美術館や企業等が保存している日本の世界に誇る生活文化を作った日本企業の工業製品や、きものを含むファッショング等のデザイン資源を活用できる基盤を整備する。このため、自国の産業競争力強化や次世代デザイナーの育成を行うとともに、観光資源としても活用されている海外の事例を参考し、国内の美術品を保有する機関と連携しながら、これから時代のアーカイブの在り方の検討を進める。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 日本のアート市場・アートシーンの国際拠点化・活性化に向けて、国際

的な影響力を持つアートフェアと連携した日本初の新たなアート・プラットフォームの実践等により、海外市場の顧客を取り込むための環境及び体制の整備を進める。また、国際的なイベントにおけるアートの国際発信に係る取組を行う。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 美術品・文化財管理の国際標準の導入、美術品の価格評価の信頼性向上を目的とした価格評価事業者認定制度等の基盤整備を進める。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 革新的な商品・サービスの開発等により高付加価値化を進める中小企業への支援、スタートアップの育成に取り組むとともに、新しい事業者が参入しやすい環境を整備する。また、ブロックチェーン／Web3.0、NFT、AI、メタバース、VRなど、新たな技術を活用した取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府(知財)、関係府省)

- ・ 農林水産物等の海外展開においても、イノベーションを通じた取組が行われていること等を踏まえて、これまで海外展開が困難であった国・地域におけるマーケットの開拓、日本の食・食文化の普及等に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 日本の魅力を展開するプロデューサーのネットワークを構築し、多くの分野の連携を創出する。「コンテンツ」×「インバウンド」(例えば、アニメツーリズム)、「食」×「インバウンド」(例えば、農泊や酒蔵ツーリズム)及び「自然・文化体験」×「インバウンド」(例えば、アドベンチャーツーリズム)等の分野連携・分野融合してプロデュースすることができるプロデューサー同士のネットワーク化に取り組む。

(短期・中期) (内閣府(知財)、関係府省)

＜マーケット目線のプランディングにより海外の市場開拓・拡大を図る＞

世界から真に何を求められているのかというマーケット目線を更に重視した海外の市場開拓・拡大を図るための取組を進める。

例えば、世界的な社会課題解決志向の広がりや健康志向の高まり、日本のコンテンツや食の世界的な人気の本格化やインバウンドの回復など、我が国のクールジャパンに対する世界の需要が高まっている中、日本産酒類については、2024年12月にユネスコ無形文化遺産に「伝統的酒造り」が登録されたことにより、今後の需要拡大が期待される。こうした世界的な評価等の高まり等を踏まえたプランディングを促進していく。その際、ターゲットを明確にし、かつ、国・地域により異なる文化や価値観を踏まえたマーケティング戦略、SNS等のデジタルツールも活用したブランド発信が必要である。中小企業を含む海外発信する

企業自らが、海外市場を理解することにより、ブランド戦略を展開していくことが海外市場の開拓・拡大の上で重要である。

一方、日本産の世界的な評価の高まりに乗じて模倣・偽装が疑われる商品が出回り、日本産の輸出の障害が発生するリスクも生じる。海外展開にあたってはブランドの信頼性と認知度の向上を高めるための「ブランド戦略」が重要である。

我が国では、農林水産物等と酒類について、国及び地域の間で交わした国際約束において指定した GI 產品の名称が保護される。これら GI は、海外において同様の制度があることから、外国人に產品の魅力や物語をアピールする効果的なツールとなり得る。

地域產品等については、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として、2006 年 4 月 1 日、「地域団体商標制度」が導入されているほか、伝統的工芸品については、伝産法等により「伝統マーク」を海外で商標登録することで、伝統的工芸品全体の保護を図っている。

また、EU では、「2. (4) 地域における知財保護」で述べたとおり、2025 年 12 月から手工芸品等が GI 保護の対象となることを踏まえ、EU の今後の動向を把握し、日本での導入可否を検討する。

- ・ 単なるモノ売りではなく、世界的な社会的課題の解決や健康志向の高まりといった価値観・ライフスタイルの変化に貢献できるというブランド価値の向上を図り、新しいマーケットの開拓、既存マーケットの拡大に取り組む。特に、農林水産物等の輸出、食・食文化の海外展開に当たっては、高品質といった強みを活かすべく、規格の制定、イノベーションの創出・活用、GI によるブランディング強化に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係府省)

- ・ 海外において高い評価を受けている我が国優良品種の海外流出・無断栽培を実効的に抑止しつつ、海外からの「稼ぎ」につなげるため、戦略的な海外ライセンスを推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ その地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有する GI 產品について、観光庁等の関係省庁、関係者と連携し、地域の観光資源の一つとして活用するとともに、広く周知する取組を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係省庁)

- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風に、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、国際的プロモーション等による認知度向上や日本の酒類事業者と海外バイヤーとのマッチング支援等による販路拡大に積極的に取り組

む。また、商品の差別化・高付加価値化等のため、酒類事業者によるブランド化の取組や海外展開・酒蔵ツーリズムに関する取組を支援するとともに、GI の普及・活用、技術支援等を実施する。

(短期・中期) (国税庁)

- 世界における価値観やライフスタイルの変化を捉えて、真に何が求められているか、日本の魅力が貢献できるかといった視点から、海外のマーケティング情報の収集・共有化等の機能を強化する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、関係府省)

- 海外における日本の農林水産物・食品のブランド產品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との GI の相互保護の推進及び海外現地や EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁) 【再掲】

- EPA の対象国である EU において手工芸品等が GI の対象となることを踏まえ、EU の動向を把握し、我が国での導入の可否を検討する。

(短期・中期) (経済産業省、外務省) 【再掲】

- 社会や人々の価値観の変化により、SDGs や ESG 投資の重要性が高まってきており、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）においても、今後、世界が直面する様々な社会課題のうち、防災、超高齢化社会、循環型経済など、日本が強みを発揮し得る点を明確に認識し、海外需要開拓の支援に取り組む。

(短期・中期) (経済産業省)

＜国際的な政治・経済情勢リスクへの対応＞

農林水産物等の輸出について、東京電力福島第一原子力発電所事故及び ALPS 处理水の海洋放出に伴う海外における輸入規制の事案等に対応するため、誤った情報のは正や科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃の働きかけを行うとともに、輸出先の多角化、新規開拓に取り組む。また、インバウンドについても、国際的な政治・経済情勢等を踏まえ、出国元に関し、様々な国・地域から成るポートフォリオを構築するため、マーケットの多角化・分散、新規開拓に取り組む。

さらに、EU における食品等の包装に関する新しい規制の導入に際して日本酒の輸出が困難となりかけた事案⁴⁶のように、国際的な様々な規制の動向等を把握

⁴⁶ EU 域内において、食品を製造・販売する事業者に対して、2030 年から一定割合の容器のリサイクル又はリユースを義務付ける規制を導入しようとするもので、日本政府から EU 当局への働きかけにより、日本酒の瓶はリユース義務の対象から除外されることになった。

し適切に対応する。

- 農林水産物等の輸出先やインバウンドの出国元を一部の国・地域に過度に依存することを避けるため、海外マーケットのニーズを適切に把握しつつ、輸出先の多角化や訪日プロモーションの促進等、新たなマーケットの開拓を行う。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、観光庁)

- 海外における規制の動向を把握し、日本の農林水産物等の輸出等に不利な影響が及ばないよう、政府、民間それぞれのレベル、ルートで適切に対応する。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、外務省、関係府省)

<日本ファンの拡大に向けて発信力を強化する>

日本ファンの拡大、日本のブランド価値の向上に向けて、各国・地域の政財界の意思決定層や富裕層を含め、日本の魅力を多くの国・地域に届けるため、発信力の強化に取り組む。情報発信においては、受け手の視点が重要であるため、日本ファンの外国人コミュニティやインフルエンサー等との積極的な連携・活用を進める。また、関係府省等によって分野間、地域間、官民の連携を図り、点ではなく面でプロモーションを行うなど、効果的な発信を行う。

さらに、訪日外国人が満足する体験をすることでSNSやクチコミ等による情報拡散が行われる可能性もあることから、発信力強化の側面からみても、地域の魅力の体験価値化、高付加価値化の取組は重要である。

- 在外公館やジャパン・ハウス、国際交流基金を通じた日本の魅力の発信等について、各国・地域の需要に応じ、関係府省、関係機関等と連携した適切なプロモーション事業や幅広い分野に関するレクチャー・公演・展示・上映等の文化事業をオンラインも活用しつつ実施し、戦略的な広報・文化活動を開展する。

(短期・中期) (外務省、内閣府(知財)、関係府省)

- ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用・強化を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商的流通等の確保に留意する。

(短期・中期) (外務省、内閣府(知財)、関係府省)

- 関係府省、関係機関等からの発信について、SNSの活用も含めて連携を図り、それぞれの知見やリソースを活かして発信力を更に高め合うとともに、政府の国際広報による情報発信を強化する。

(短期・中期) (内閣府(政府広報)、関係府省)

- 効果的な情報発信につなげるため、海外で行われた関係省庁等によるクールジャパン関連産業の日本の魅力の海外プロモーション動向等を収集分析する。これらを踏まえ、関係省庁等によって面でのプロモーションを積極的に実施する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、総務省、外務省、国税庁、文化庁、農林水産省、経済産業省、観光庁、関係府省)

- 農林水産物等の輸出の増加に向けて、品目単体のプロモーションだけではなく、日本の食・食文化全体の魅力を訴求するとともに、器や箸といった食に関わるモノと一体としたプロモーションを行い、海外における日本の食・食文化の認識・浸透度の底上げを図る。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係府省)

- 2024年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、次世代への技術伝承及び世界的な認知度を向上させるため、シンポジウムの開催等、様々な普及啓発活動等に取り組む。

(短期・中期) (国税庁)

- 大阪・関西万博は日本の魅力を世界に向けて発信する絶好のチャンスであるため、万博会場内外、開催期間の前後を含めて、観光、食、文化等のクールジャパンに関わる様々な分野に関し、関係省庁のみならず官民が連携し、オールジャパンで日本の魅力の発信に取り組む。

(短期・中期) (内閣府(知財)、内閣官房(万博)、国税庁、文化庁、農林水産省、観光庁、関係府省)

- 「昭和100年」を契機として、歌謡、マンガ・アニメ、映画、出版など昭和の文化に関連したイベントの開催を推進する。

(短期) (内閣官房(「昭和100年」関連施策推進室)、関係府省)

- 日本ファンの中には、訪日を契機に自身の興味・関心が広がり、様々な共創を経てビジネスにつながる場合もあるため、そのような機会につながるような国内に居住する外国人を増やす。このため、日本で活躍する外国人の起業家や日本への留学生等を増加させるための課題⁴⁷を洗い出し、環境整備に取り組む。

(短期・中期) (内閣府(知財)、法務省、文部科学省、金融庁、国土交通省、関係府省)

⁴⁷ 在留資格に関する指摘や来日初期(6か月間)の金融機関の口座開設が困難である等の指摘がある。なお、在留資格について、起業目的の場合には、特例制度(外国人起業活動促進事業(スタートアップビザ))が設けられているほか、文化活動を目的とする場合の在留資格も既に設けられている。また、起業目的の場合には、来日から6か月経過する以前でも一定の条件の下、口座開設を可能とするよう金融庁から金融機関に通知が発出されている。

- 外国人留学生は、諸外国との相互理解及び友好親善の増進や日本の様々な魅力を積極的に海外発信する上で果たす役割等の意義がある。このため、教育未来創造会議第二次提言⁴⁸等を踏まえつつ、多様な国・地域からの優秀な外国人留学生の受入れの促進等留学モビリティの拡大、及びその基盤となる日本人学生と外国人留学生がともに学ぶ環境の構築や大学間交流の強化等大学の国際化を推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

- 外国人目線での日本の魅力の発掘・磨き上げ、海外への発信を強化するため、日本ファンの外国人ネットワークや国内外メディア等との連携に取り組む。

(短期・中期) (内閣府(知財)、関係府省)

- 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）と関係府省、関係機関等との連携を深めるため、クールジャパン官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報の同機構への提供や、同機構の既投資案件について当該プラットフォームに参加した会員との情報共有や連携支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府(知財))

(2) コンテンツ戦略

(現状と課題)

日本のコンテンツ産業の市場規模は 13.3 兆円（2023 年）であり、石油化学産業と並び、半導体産業よりも大きい。また、日本のコンテンツの海外市場規模は 5.8 兆円（2023 年）であり、鉄鋼産業や半導体産業の輸出額を上回る規模である。特に、5.8 兆円（2023 年）のうち、家庭用ゲーム（オンライン）2 兆 4,833 億円と家庭用ゲーム（ソフト販売）8,697 億円で半分以上を占めており、今後もゲーム市場が、コンテンツ市場の海外展開をけん引する分野として大いに期待される。

世界のコンテンツ産業の市場規模⁴⁹は、円ベースでみると 2019 年から 2023 年までに 62.4%、2022 年から 2023 年は 12.3% と大幅に伸びている一方、日本のコンテンツ産業の市場規模の伸びは、2019 年から 2023 年までに 7.4%、2022 年から 2023 年は 1.0% にとどまっている（ドルベースでみると、為替変動の影響もあり、世界のコンテンツ産業の市場規模は 2019 年から 2023 年までに 26.1%、2022 年から 2023 年は 5.1% となっている一方、日本のコンテンツ産業の市場規

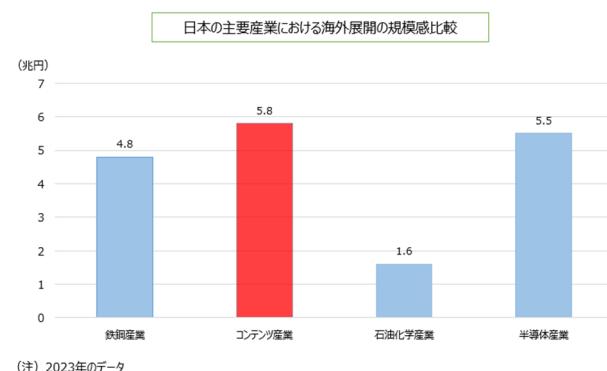
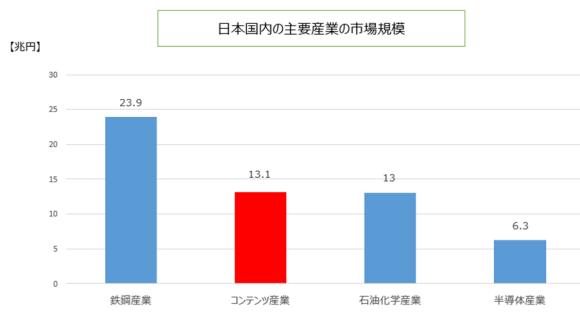
⁴⁸ 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（2023 年 4 月 27 日 教育未来創造会議）。

⁴⁹ 世界市場は、（株）ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース（2024）」をもとに、日米中独英仏韓印のコンテンツ市場規模を合計し算出。

模の伸びは、2019年から2023年、2022年から2023年のいずれもマイナスとなる。)。少子高齢化の進展の下、日本市場が伸び悩む中、その成長を日本経済の稼ぐ力として取り込むことが求められており、日本のコンテンツ産業の海外市場規模は、円ベースでは2019年から2023年までに56.2%、2022年から2023年は23.3%、ドルベースでも2019年から2023年までに21.7%、2022年から2023年は15.5%となり、世界市場の伸びとおおむね拮抗していることから、更なる成長が期待される。

戦略的にも、日本発の舞台が海外公演で数十万人規模の動員を達成したり、日本のアーティストが世界の主要都市部において数十万人の動員実績を挙げたほか、世界を代表する音楽イベントで主要な役割を務めるなど、我が国のアーティストが国内外の関係者と連携することで大きな市場を開拓した実績が着実に積み重ねられつつある。また本年5月には京都において一般社団法人カルチャー・アンド・エンタテインメント産業振興会の主催により「MUSIC AWARDS JAPAN」が開催されるなど、我が国の音楽界の層の厚さと広がりを世界の音楽ファンやステークホルダーに認識してもらうための機会も充実しつつある。

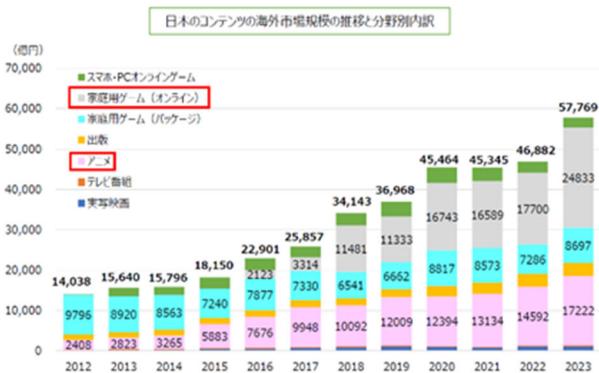
「新たなクールジャパン戦略」にも位置付けられている通り、まさにコンテンツ産業は日本の基幹産業であるといえる。



(出典) コンテンツ戦略ワーキンググループ (第1回) 参考資料1 (2024年)

図表 49：日本国内の主要産業の市場規模

図表 50：日本の主要産業における海外展開の規模感比較



(出典) (株)ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース（2024）」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 51：日本のコンテンツの海外市場規模の推移と分野別内訳

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）では、アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画等について、「コンテンツ産業活性化戦略」を官民連携して推進することが示されており、司令塔機能の明確化の観点から、コンテンツ産業官民協議会及びその下部組織としての映画戦略企画委員会の設置が位置づけられた。内閣府知的財産戦略推進事務局と内閣官房新しい資本主義実現本部事務局が共同事務局となり、クリエイター等を含むコンテンツ産業官民協議会及び映画戦略企画委員会を 2024 年 9 月に立ち上げ、開催している。

また、こうした動きを踏まえ、経済産業省は、2024 年 11 月にエンタメ・クリエイティブ産業政策研究会を立ち上げ、流通構造の変化や、デジタル化の進展に伴う制作環境の変化等を踏まえ、同産業を成長産業として飛躍していくために注力すべき官民のアクションプランを、2025 年 5 月に取りまとめた。総務省においては、2025 年 3 月にデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を立ち上げ、放送コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策、及び官民連携の在り方等について検討を進めている。

さらに、公正取引委員会では、2024 年 12 月、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査の結果を公表し、その後、同実態調査の結果を基に、独占禁止法等に照らして具体的な考え方を示す指針を内閣官房と連名で公表する予定である。公正取引委員会では、並行して、2025 年 1 月より映画・アニメ分野の実態調査を実施している。

2024 年 11 月にはフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されたところであり、同法の遵守をはじめ、コンテンツ業界において、クリエイターが安心して持続的に働く環境の整備を進めていくことが重要である。

加えて、政府による支援に関し、令和6年度補正予算において、これまで文部科学省及び経済産業省で要求してきたクリエイター支援・事業者支援双方を束ね、クリエイター支援基金に統合し、支援の充実を図っている。

第217回国会における石破内閣総理大臣の施政方針演説では、エンタメ・コンテンツ産業について、2033年までに海外市場規模を20兆円とするという目標を打ち出している。その達成に向けて、コンテンツの持続的な創造環境の基盤整備と知財の多元展開を含め、コンテンツ振興策を進めていく必要がある。

そこで、本計画では、そのための施策の柱として、「新たなクールジャパン戦略」に示した対応方針を踏まえ、司令塔機能の強化、コンテンツと地方創生の好循環プラン、海外へのビジネス展開力の向上、デジタル・ビジネスに対応した構造改革の推進、コンテンツ産業を支える人材強化、海賊版対策の強化、及びデジタルアーカイブの推進を位置づけている。

<司令塔機能の強化>

コンテンツ産業官民協議会を司令塔機能として、コンテンツ産業の振興に向けて戦略的な議論を行い、官民でPDCAサイクルを回していく。

コンテンツ産業の振興は、官民が一体となって取り組むべきところ、その実践は、民における取組を中心としながら、官による支援は、それらの取組を効果的に支援し、促進するものである必要がある。

このため、官による支援メニューについては、クリエイター支援基金も含め、関係省庁の様々な支援策を一覧化するなど、利用者にとって分かりやすい機能の構築・整備に取り組むとともに、タックス・インセンティブの導入の是非や補助金の運用改善も含め、我が国のコンテンツ産業の振興に向けて、効果的な支援策の在り方について継続的に検討する必要がある。

あわせて、コンテンツの各分野における就業者数や売上額も含め、基幹産業にふさわしい統計データの整備を行うことが必要である。

また、アニメ等のコンテンツの世界的な人気の拡大を背景に、全国各地にある作品や原作者の「ゆかりの地」への高付加価値旅行者等の誘客拡大や拠点整備を通じた地域の関係産業の活性化、さらには、デジタルアーカイブによるソフトパワーの発信を通じて、地方創生につなげていくことが重要である。

<コンテンツと地方創生の好循環プラン>

(前述III. 4. (1) のとおり)

<海外へのビジネス展開力の向上>

我が国では、今後、人口減少が進む中で、国内のコンテンツ市場の成長には限

界がある。このため、我が国のコンテンツ産業にとって、海外市場の取り込みが必要不可欠であり、「新たなクールジャパン戦略」においても、日本発コンテンツについて、2033年までに海外市場規模を20兆円に拡大するとの目標を掲げている。

その実現のためには、コンテンツ・知財を継続的に生み出し、発展させることができるコンテンツ業界である必要があり、デジタル・ビジネスに対応した構造改革と、コンテンツ人材の強化等を各分野において進めることを基盤としつつ、海外へのビジネス展開力の向上に向けて、取組を進める必要がある。具体的には、海外のマーケティング情報の収集・共有化、海外の現地プレイヤー等とのマッチング機能の強化、外部からの資金調達の促進等に、引き続き取り組む必要がある。

なお、資金調達について、我が国では、アニメや映画等の映像製作において、製作委員会方式が広く定着している。製作委員会方式は、高い出資リスクを複数社で分散し、かつ、構成メンバーは窓口手数料を得ることで投資リスクを緩和できるといったメリットがある。しかし、構成メンバーは窓口手数料見込額をもとに出資額を決めるため製作規模が大きくならないことや、構成メンバーの強みを生かした作品のビジネス展開等を可能とするため、全会一致が原則であることによる制約等の課題も指摘される。

他方、複数の映画を製作するファンドを組成し、業界外の資金を呼び込みながら、コンテンツ開発現場に利益を還元する取組が見られるほか、音楽分野においても、欧米では、ストリーミング配信が広まる中、音楽著作権ファンドの広がりが見られる。

資金調達方法については、このほかにも、融資やクラウドファンディングなど、さまざまな方策があるが、作品・分野の特徴を踏まえながら、各方策のメリット・デメリットを踏まえ、最適な資金調達方法を選択・模索し、必要な資金の確保とコンテンツ制作現場への適切な還元の実現が望まれる。

また、国際共同製作も資金調達方法の手段の一つといえる。さらに、海外の大規模作品（実写）のロケ誘致は、国内制作スタッフの技術力向上につながるとともに、海外に日本の魅力をPRし、インバウンドに貢献するものであり、クールジャパンの観点からも重要である。

ロケ誘致については、ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）での議論を踏まえ、関係府省の連名により、2025年3月に「ロケ撮影ハンドブック～ロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきこと～」を公表した。これは、従来のガイドライン（「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」（令和2年8月））について、ロケ撮影に係る対応窓口の明確化や事例集を追加する等の改訂を行ったものであり、同ハンドブックを活用し、国内外の映像作品の日本国内でのロケ撮影に係る環境改善の進

展が期待される。

海外展開については、メディアミックスによるビジネス展開を、国内のみならず、海外においても広く進めることが必要である。ライブエンターテインメントやグッズ販売等のキャラクタービジネスも含め、日本発のコンテンツの海外市場規模の拡大に向けて、知財の多元展開が求められる。

＜デジタル・ビジネスに対応した構造改革の推進＞

デジタル化の波が、コンテンツの創作・流通・消費の在り方に新たな変化をもたらし続けている。こうした変化は、コンテンツビジネスにおけるゲームチェンジを促進し、従来のプラットフォーマーの支配を離れ、クリエイター主導のコンテンツ製作を目指す動きをさらに拡大させている。例えば、音楽分野について、欧米ではストリーミング配信が広まる中、利用実績の把握とクリエイターへの高い給付比率の実現が可能になっており、個人へのパワーシフトの動きがみられるとの指摘がある。この変化をチャンスとして捉え、想定される課題にも対応しつつ、国際水準ベースのデジタル化・DX化を進め、新たな成長と対価還元の充実を図ることが重要である。

また、製作工程のDXや、映像等の魅力向上、翻訳の効率化による海外展開促進、さらにはクリエイターへの対価還元等において、テクノロジーの活用は非常に有効である。AIやVFX、Web3.0等の先端技術も含め、コンテンツ事業者のデジタル技術の利活用を推進する必要がある。

さらに、メタバースの発展は、現実空間における様々な財消費を仮想空間へと転移させ、多様なコンテンツの消費・創造を拡大させるものとして期待されている。パブリック・ブロックチェーンやNFT等の技術の進歩により、これらを活用したピア・ツー・ピアのコンテンツ取引も拡大しており、クリエイターと消費者が直接的につながる新しい経済圏が拡大している。こうした動きは、クリエイターエコノミーの創出やファンコミュニティの活性化を促進している。

このようなデジタル化・ネットワーク化の進展の中、コンテンツの流通過程においては、膨大かつ多種多様な著作物等が対象となるところ、それらの円滑な権利処理は重要な課題である。このため、2023年の著作権法改正による未管理公表著作物等の利用に係る新たな裁判制度（未管理著作物裁判制度）について、2026年春頃までの施行に向けた環境整備を進める。また、特に放送コンテンツについて、ローカル局における権利処理の人手不足の課題が指摘されており、権利処理の効率化を図ることが必要である。

あわせて、公正かつ自由な競争の実現に向けて、適切な対価還元の実現の観点からも、クリエイターやコンテンツ制作会社等について、契約リテラシーの向上を図ることが必要である。レコード演奏・伝達に係る実演家及びレコード製作者

への望ましい対価還元の在り方について、国際動向や関係者の合意形成及び円滑な徴収・分配体制の見通し等を踏まえつつ、検討する必要がある。

＜コンテンツ産業を支える人材強化＞

コンテンツの創造の源泉は、人材である。コンテンツ産業に多くの若者を惹きつけ、革新的なコンテンツの創造活動を行う産業であり続けるためには、クリエイターが安心して持続的に働く環境の整備と、取引適正化等に向けたコンテンツ産業界における取組が不可欠である。

また、デジタル・ビジネスに対応した構造改革を推進し、海外へのビジネス展開を進めていく上で、新しい知財の創出、制作手法やプロセスの変革、そして、新しいビジネスモデルの創出等をけん引できる人材が求められる。そのため、海外派遣も含めた異才、クリエイターの育成のための枠組みの構築や、最先端のデジタル技術を使いこなすデジタルクリエイターの育成に取り組む必要がある。

さらに、留学も含め、実践的なプロデューサーを育成強化していくことが求められるとともに、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アート等の分野ごとに求められるスキルの見える化が図られ、それらに対応した高等教育による学修機会が提供されることが必要である。「スキルの見える化」を行う上では、高等教育機関と各分野における産業界が連携し、真に企業が必要とする人材育成が求められるとともに、スキルに応じた待遇の確保及び待遇の改善に向け、コンテンツ産業界において積極的に取り組むことも必要である。

コンテンツ開発や利活用に関わる人材の育成については、クリエイターやプロデューサー人材を含め、求められる役割に応じた人材の育成が必要であることや、コンテンツ産業界において、正社員としての雇用形態を通じた人材の育成を行うことを基本として、そのような人材を受け入れ、育てる環境の整備等が求められることに留意しつつ、施策を重層的に推進していくことが必要である。

今後人口減少が進む中で、上記を実現するためには、第一にコンテンツ産業において必要な労働人口・新規就業者数等を確保することが前提となるところ、コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討することが重要となる。

＜海賊版対策の強化＞

(前述III. 2. (2) のとおり)

＜デジタルアーカイブの推進＞

政府では、デジタルアーカイブが日常的に活用され、多様な創作活動を支える「デジタルアーカイブ社会」の実現を目指し、各分野のアーカイブ機関と関係省

府の連携の下、デジタルアーカイブの推進に取り組んでいる。

具体的には、文化財、美術、書籍など、様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォームとして、2020年に「ジャパンサーチ」を公開するとともに、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」を踏まえ、デジタルアーカイブの構築・共有と利活用促進に向けた取組を推進している。



(出典) <https://ipsearch.go.jp/>
図表 52：ジャパンサーチ（トップページ）

2024年3月には、デジタルアーカイブの新たな推進体制（以下「デジタルアーカイブジャパン推進体制」という。）として、デジタルアーカイブに関する取組の一層の促進と、アーカイブ化された多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化に向けて、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）を開催している。

我が国のデジタルアーカイブは、この推進体制の下、官民連携により取組を行っているところであり、2025年5月には、「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」を策定し、公表した。

同戦略は、2026年度以降の5か年の期間の優先事項等を定めており、今後5年間で我が国のデジタルアーカイブ推進の体制・仕組みづくりを整え、ジャパンサーチを基軸としながら、国全体でデジタルアーカイブ推進に向けた取組が活性化していく基盤作りを目指す期間として位置づけている。

また、「文化資産・学術資料等」を優先対象としつつ、マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術と、防災や観光等への活用も含めた地方創生の観点から、地域資源も重視している。さらに、国関係のアーカイブ機関等を中心的な推進組織として位置づけた上で、「ジャパンサーチ」を基軸としながら、デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備や海外発信、及び人材育成・普及啓発を進めていくこととしている。

同戦略は、ジャパンサーチの規模・範囲と利便性を Europeana⁵⁰並みとすることを目指し、Europeana とジャパンサーチの相違点にも留意しつつ、公開コンテンツの増加を目指すとともに、連携メタデータ数を 2030 年までに 5,000 万件（2025 年 2 月現在で 3,100 万件）とすることなど、ジャパンサーチや国関係のアーカイブ機関等の到達目標も設定している。同戦略を踏まえ、デジタルアーカイブの理念・目的・関係者間の役割と連携等の法的基盤の在り方の検討も含め、我が国におけるデジタルアーカイブ推進の基盤づくりを進めていくことが必要である。

(KPI)

- ・ 日本発のコンテンツ海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する。

デジタルアーカイブの推進については、

- ・ 2035 年までにジャパンサーチの規模・範囲と利便性が Europeana 並みとなることを目指す。
- ・ 国関係のアーカイブ機関等におけるメタデータの整備を進め、2030 年までに整備すべき収蔵資料に対して 100% 整備されること、また、2030 年までにコンテンツの二次利用条件の未整備数を 0 件とする目標とする。
- ・ ジャパンサーチにおける連携メタデータ数が 3,100 万件であるところ、2030 年までに 5,000 万件への増加を、分野・地域アーカイブとの連携数を 55 機関から 2030 年までに 80 機関に増やすことを目指す。

(施策の方向性)

＜司令塔機能の強化＞

- ・ コンテンツ産業官民協議会を司令塔機能として、コンテンツ産業の振興に向けて戦略的な議論を行い、官民で PDCA サイクルを回す。また、司令塔機能の在り方について更なる明確化に向けて検討する。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、内閣官房 (新しい資本主義実現本部事務

⁵⁰ EU 域内の分野横断型の統合ポータル

- 局)、文化庁、経済産業省、総務省、公正取引委員会)
 - ・ 2033 年までに 20 兆円とする目標の基礎となる日本発のコンテンツの海外市場規模の範囲について、知財の多元展開の観点も含めた指標設定の考え方について検討する。
 - (短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、総務省、関係省庁)
 - ・ コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討する。
 - (短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、関係府省)
 - ・ コンテンツに関する各種支援制度について点検しつつ、個人にとっても分かりやすいよう支援メニューを一覧化するため、ポータルサイトを構築するなど、効果的な発信に取り組む。
- (短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、経済産業省、総務省、関係府省)
 - ・ 諸外国における税制も含めたビジネス環境の現状等について把握し、映像産業等コンテンツ分野の効果的な支援策の在り方について検討する。
- (短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係府省)

<コンテンツと地方創生の好循環プラン>

(前述III. 4. (1) のとおり)

<海外へのビジネス展開力の向上>

- ・ コンテンツ産業の海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円とする政府目標の達成に向け、「8つの不足」を克服し、10 業種について官民で取るべき 100 のアクションを定めた「エンタメ・クリエイティブ産業戦略」の具体化と実行を各省庁連携の下で着実に進める。
 - (短期・中期) (経済産業省、関係府省)
- ・ 海外のマーケティング情報の収集・共有化、海外の現地プレイヤー等とのマッチング機能の強化を図るため、JETRO にコンテンツ専門人材を配置し、JETRO を海外支援拠点として、コンテンツ産業の海外展開支援や現地マーケット等へのコアネットワークの構築を推進する。
 - (短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係省庁)
- ・ 国際水準ベースの制作費を確保し、日本の豊富な知財を活かした高品質な映像作品の製作を促すべくグローバルに競争力を有する映像作品の制作費支援を行う。また、高品質な映像作品の製作に当たっては、完成度の高い企画開発が求められることから、プリプロダクションへの支援もあわせて実施することにより、高品質な映像製作に係る一貫した支援体制を構築する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 拡大する海外需要を獲得し、日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、コンテンツの海外展開のための制作能力の強化、制作・流通ノウハウの取得、流通プラットフォームの機能強化、プロモーションやローカライゼーション（翻訳等）等の支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 東南アジアの特定国において、日本の放送コンテンツを配信することで、コンテンツの受容性等について検証を行う。海外展開を前提とした実写コンテンツの制作における先進的設備等の取得又は使用に要する経費等を支援する。また、番組製作会社、放送事業者等のプロデューサー又は製作技術担当者等に対する講習会や海外研修等を実施する。加えて、海外展開のための市場調査を実施する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 放送・配信コンテンツの製作力強化・海外展開を促進するため、官民が連携して、企画開発・製作・権利処理・流通の各過程における課題を解決するとともに、人材育成やDXの推進など横断的な取組を推進する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 世界的に影響力のある美術館での作品の展示機会の確保に係る支援を検討する。また、国際映画祭や国際見本市における日本パビリオン、ジャパン・ブースの出展やその場での作品のプロモーションを支援する。そのほか、国内外の製作者の交流や日本映画の海外展開を幅広く支援するとともに、東京国際映画祭をはじめとする国内外の国際映画祭について、官民双方で戦略的かつ効果的な海外発信方策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 国内外の国際見本市において、放送コンテンツの海外展開に係る取引機会確保に向けた、効果的な訴求方策を検証する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 拡大する海外需要を獲得し、日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、日本のコンテンツのグローバルなファンダム形成に資する海外現地におけるライブ公演等への支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ ロケ撮影・誘致の円滑化及び促進のため、フィルムコミッショング(FC)、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックの周知等を通じ、関係者間のより一層の理解の浸透や相互理解を深める。周知に当たっては、同ハンドブックのポイントをまとめた英語版パンフレットを作成し、海外に発信する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、警察庁、消防庁、出入国在留管理庁、国土交通省、観光庁、関係省庁)【再掲】

- ASEAN 地域において、国際共同製作映画等の上映会を実施するとともに、上映作品にちなんだ魅力あるロケーションや各地の物産等を紹介する事業を開催し、映画を通じたインバウンド誘致を引き続き実施する。あわせて、国立映画アーカイブにおいて、全国各地域のフィルムコレクションが保有・蓄積している「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とする「ロケーションデータベース」を運営することで、日本国内はもとより海外に向けて日本の魅力あるロケーションを発信、日本国内における映画撮影の促進及び日本映画の創造活動の活性化を図る。

(短期・中期) (文化庁、外務省、経済産業省)

- 映画やアニメ等のロケ地や舞台は、国内外の観光需要を喚起する重要な拠点であることから、ロケ誘致による経済・社会的効果を効果的に実現するため、観光促進のためのコンテンツの活用等、ロケツーリズム、アニメツーリズムの推進に向け官民一体となって取組を進める。

(短期・中期) (観光庁)【再掲】

- ロケ誘致による経済・社会的な産業振興を効果的に実現すべく、VFX を含むポストプロダクション工程も含めた誘致に向けて、インセンティブ付与及び効果的な運用に取り組む。また、インセンティブ付与対象作品の円滑な撮影に向けた支援を検討するとともに、ロケ地域での完成作品の活用を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府(知財)、関係省庁)【再掲】

- 民間活力等を活用し、国民公園や公的施設について、現代的な文化・情報発信拠点等とするための機能強化を図る。具体的には、北の丸公園について、最先端の科学、芸術、文化等に関する発信拠点として活用することを検討する。

(短期・中期) (文化庁、環境省、関係府省)【再掲】

- 海外でも高く評価される日本の優れたメディア芸術分野の人材育成及び関連資料の収集・保存及び展示・活用を推進するとともに、振興の中核ともなる「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物及びこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組を推進する。

(短期・中期) (文化庁)【再掲】

- 日本の文学作品やマンガ等を海外の図書館等の制度化された枠組みの

中で価値付けていくため、国内外有識者、出版業界等からなる関係者協議会を構築し、現在の課題を調査した上で図書館等への情報提供等を実施する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 文学作品やマンガ等を海外へ発信・普及させるため、作家ごとの海外展開や包摂性のあるテーマに基づいた展開がなされるよう、その価値を伝えることができる仲介者への支援等を行う。あわせて、海外の文化や価値観を踏まえた翻訳や批評を行うことができる海外の専門家の発掘・育成を行う。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 外交・交流強化が必要な国において、現地のニーズを踏まえたラインナップによる劇場での上映やオンライン配信等を実施し、対日理解を促進するとともに、日本映画をはじめとする映像コンテンツの視聴需要を高めるなど、海外展開の土壌づくりを行う。

(短期・中期) (外務省)

- ・ アニメを起点とした知財の多元展開に向けて、海外市场におけるアニメ作品の需要動向や規制動向について情報収集・提供支援を行うほか、パートナー獲得・資金調達、高品質な作品制作、ローカライズ・カルチャライズ（各国の文化に合わせた対応）・プロモーションの支援や、映像作品の国際共同製作を推進する。また、企業による海外展開戦略の立案やマーケティング、マーチャンダイジング等を支援する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

(短期・中期) (文化庁、関係府省)

<デジタル・ビジネスに対応した構造改革の推進>

- ・ 今後のコンテンツ産業の消費者及び担い手はデジタルネイティブ層が中核となってくることが想定される中で、新たなデジタル技術等を活用し、高品質なデジタルコンテンツを創出することが可能な産業基盤を整備することが、将来のコンテンツ産業の競争力を左右する。そこで、新たなデジタル技術等を活用した良質なデジタルコンテンツの創出を促すとともに、そのようなコンテンツを制作・発信できるクリエイターの育成を支援する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省)

- ・ コンテンツ配信プラットフォームや投稿サイト等における著作物等の利用状況（権利侵害を伴う利用実態を含む）、デジタルプラットフォームサービスのコンテンツ市場における役割等も念頭に、国際的な動向や国内の競争政策、デジタルプラットフォーム政策、情報通信政策等の諸政策を踏まえつつ、著作権分野において、契約条件などデジタル時代に対応した適切な対価還元を実現するための具体的な方策について検討する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ デジタル時代に対応したコンテンツ創作の好循環を促し、クリエイターへの対価還元にも資するものとなるよう、2023年に改正された著作権法に基づく未管理著作物裁定制度の円滑な運用開始に向けて必要な準備を行う。また、制度の施行に合わせて「分野横断権利情報検索システム」が運用されるよう、システム構築とともに、各分野のデータベースを保有する団体等との連携を進める。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 放送コンテンツのネット配信に係る権利処理の効率化に資するシステムに関する実証を継続して実施するとともに、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、権利処理は当該著作物を二次利用する者において行うことが原則であることを踏まえつつ、その交渉等を円滑に行う観点から、通信関係事業者に対する協力の要請を検討する。

(短期・中期) (総務省、関係府省)

- ・ デジタル化の進展により、配信プラットフォームによるコンテンツの提供が主流になっているところ、日本独自のプラットフォームが少ない状況に鑑み、マンガ・書籍分野において、電子コミック先進国である日本のノウハウを生かしつつ、海外で通用するプラットフォーマーの育成を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、関係省庁)

- ・ コンテンツ分野におけるNFTの活用について、コンテンツホルダーの権利保護や利用者保護の課題に対応するよう、必要な施策を推進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 日本のコンテンツ産業における新たな成長分野の開拓とクリエイターエコノミーの創出促進に向け、Web3.0やメタバース等のデジタル技術を活用した、個々のクリエイターを支援する環境整備の取組、知財を活用したビジネスモデルの高度化、新たなコンテンツ体験価値の提供を図る取組を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(チケット不正転売禁止法)に基づき、違反事例の取締りの徹底、周知・広報、相談対応を通じ、実効性のある運用を行う。
(短期・中期) (文化庁、消費者庁、警察庁)

＜コンテンツ産業を支える人材強化＞

- ・ 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦を支援し、育成体制を強化するため、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アート等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画、交渉、制作、発表、海外展開までの一体的な活動について、複数年にわたって弾力的に支援する。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ コンテンツ産業の競争力強化に向け、クリエイター等(デジタルクリエイターを含む)の発掘・育成、活躍の機会拡大等に向けた取組を支援する。また、制作に携わるスタッフの能力向上、制作技術や海外展開に向けたコンテンツの制作・流通等のノウハウの習得及び海外向けコンテンツの資金調達、契約交渉及び管理等を行うプロデュース人材やマネジメント人材、コンテンツ産業のDX化を進める人材など、最先端の技術動向等を踏まえた人材育成(海外への留学によるものを含む)を支援する。
(短期・中期) (文化庁、関係府省)
- ・ クリエイターやそれを支える人材等を含めたエンタメ・スタートアップ等が高品質なコンテンツ等を制作し事業化等する事業に対して、補助事業者が開発費や制作費等の支援、制作や事業化の伴走支援等の費用を助成し、高品質なコンテンツ等を生み出す事業の創出を促す。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開をビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進めるため、トップレベルのアーティスト等を発掘し、当該芸術分野における国際的な中心地域のほか、今後の経済成長やグローバル・サウスの観点も含めて、グローバルレベルでのキャリアを積むことができる場への参加支援・マッチング、海外におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポート等の総合的な支援プログラムを官民共同で実施する。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ エンタメ産業を取り巻く諸課題に対して、先端技術の活用によるコンテンツの創出や収益化手法の高度化、業界構造の改革に資する取組、及びコンテンツの流通構造の改革に資する取組を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

- ・ コンテンツ業界における適切な人材育成のために、産業界において明確化した各ジャンルにおいて求める人材・スキルに関するミスマッチの状況等の実態について、官民が連携して改善の方策の在り方を検討するとともに、労働者の予見可能性を高め、就業意欲の向上に資するよう労働市場の将来像を明らかにする。また、産業界のニーズに応じて、必要なスキルの可視化等によりグローバルに活躍する卓越した高度専門人材の育成に取り組むとともに、増加する国内外での需要に対応するため、コンテンツ制作において必要なクリエイター・スタッフ等の育成・確保に取り組み、小中学校等へのクリエイター等の派遣や体験授業・地域での活動機会の抜本的拡充にもつなげる。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ DX 時代における新たな契約の在り方を踏まえつつ、著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」や著作権に必ずしも精通していない方々向けの「誰でもできる著作権契約マニュアル」を適時に見直し、フリーランスのクリエイター等を支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ クリエイターの適切な収益の確保に向けて、クリエイターが事業展開する際の契約作成等に関する課題について、弁護士等の専門家による個別支援を行う相談窓口の体制を強化する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 文化芸術分野の適正な契約関係の構築に向け、2022 年 7 月に公表した契約書のひな形を含むガイドラインの普及・啓発を行うとともに、研修会の実施や相談窓口の設置等の具体的な取組によって、フリーランスの芸術家等を含む文化芸術関係者の活動環境の改善に向けた取組を進める。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 芸術家等個人の尊厳ある創造環境の向上に向け、文化芸術団体の機能改善を促すことなどにより、文化芸術分野におけるハラスメントや就業環境等の課題に対する文化芸術団体の主体的な取組を促進する方策を講じる。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 2024 年に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について、引き続き周知等を行い、遵守の徹底を図る。

(短期・中期) (内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)

- ・ サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転

嫁」の実現を図るため、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること等を内容とする下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正法に基づき、改正事項を踏まえた制度周知及び普及啓発等の必要な措置を講ずる。特に対応が必要な重点 22 業種に含まれる映像・音声・文字情報制作業について、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

(短期・中期) (内閣官房 (新しい資本主義実現本部事務局)、公正取引委員会、中小企業庁、関係省庁)

- 放送コンテンツの製作取引の更なる適正化を図るため、下請法や独占禁止法等を対象とするガイドラインを必要に応じて見直すとともに、幅広く周知を行い、遵守の徹底を図る。

(短期・中期) (総務省)

- 2024 年 11 月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法を踏まえ、2025 年に広告業及びアニメーション制作業における下請代金支払遅延等防止法に関するガイドラインを改訂するとともに、幅広く周知を行い、遵守の徹底を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

- パートナーシップ構築宣言の推進、フリーランス等による中小企業協同組合を活用した職能別組織化、下請Gメンによるヒアリング調査や優越Gメンへの情報提供、相談窓口の活用によって、発注者側企業および受注側企業間における適切な価格交渉を可能とする取組・体制の整備を検討する。

(短期・中期) (中小企業庁、公正取引委員会、内閣府 (政策統括官 (経済財政運営担当)、関係省庁))

- 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について本年秋の結果公表を目指す。

(短期) (公正取引委員会)

- 国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法の準拠等に配慮した支援制度とすることにより、制作現場における環境改善を促進する。あわせて、補助金等の支援制度の審査において、日本映画制作適正化機構が策定した映適取引ガイドラインに則り制作される作品に対して、加点又は要件とする支援制度とすること等を推進するとともに、制作に係る労働環境の改善に伴う諸課題の解決策について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、総務省)

- 日本映画制作適正化機構の取組を参考に、これを他のコンテンツ分野に

広げるよう、関係団体等に働きかけるとともに、映適の取組の認知度を高めるための取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインの推進により就業環境の改善を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、業界の自主行動計画等による取引適正化を働きかける。

(短期・中期) (経済産業省)

<海賊版対策の強化>

(前述III. 2. (2) のとおり)

<デジタルアーカイブの推進>

- ・ デジタルアーカイブジャパン推進体制が策定した「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」に基づき、コンテンツのデジタル化等のデジタルアーカイブの取組を総合的に推進する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、国立国会図書館⁵¹、関係府省)
- ・ デジタルアーカイブの推進に向けて、デジタルアーカイブジャパン推進体制の下、「デジタルアーカイブフェス」や「デジタルアーカイブジャパン・アワード」を通して、効果的な実践事例の共有や顕彰を行う。
(短期・中期) (内閣府(知財)、国立国会図書館)
- ・ 「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」に定める到達目標の下、同戦略が示す各分野において、デジタルアーカイブの更なる拡充及びデジタルアーカイブの利活用促進を進める。その際、各分野におけるデジタルアーカイブの意義を踏まえつつ、ボーンデジタルのコンテンツメディアを含めたコンテンツのデジタル化や保存、それらの自由な二次利用を可能にするオープン化の推進等に努める。可能なものについては、デジタルアーカイブ化されたコンテンツをオンライン配信に活用したり、海外展開等による収益化を図るなど、更なる利活用を進める。国立国会図書館の資料デジタル化を推進するとともに、絶版等資料のインターネット送信の拡充を図る。
(短期・中期) (内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、観光庁、国立国会図書館)
- ・ 文化遺産のデジタルアーカイブ化や、マンガ、アニメ、ゲーム等のメデ

⁵¹ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

ィア芸術作品、舞台芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、「メディア芸術ナショナルセンター」（仮称）としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組の推進など、文化芸術のデジタルアーカイブ化を促進するとともに、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を促進する。

(短期・中期) (文部科学省)【再掲】

- ・ 日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、連携先の拡大など、アーカイブ機関との連携のさらなる拡充を図る。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 関係府省連携の下、教育、学術・研究、観光、地域活性化等の様々な分野・テーマにおいて、ジャパンサーチの連携コンテンツを活用した利活用モデルの周知広報を強化し、利活用の機会拡大を図るとともに、多言語化や海外のアーカイブ機関との交流を進め、海外発信の強化に取り組む。また、ジャパンサーチ連携アーカイブ機関が所蔵するデジタルコンテンツの効率的な活用を促すよう、それらのコンテンツについて、各機関による二次利用条件の分かりやすい表示を促進する。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 著作権に係る分野横断権利情報検索システムとジャパンサーチとの連携等について、分野横断権利情報検索システムの整備・検討の進捗状況に応じ、デジタルアーカイブジャパン推進体制の下で連携の在り方を検討し、必要な措置を講じる。

(短期・中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 「昭和 100 年」を契機として、個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理、ICTなどの最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開を推進する。

(短期) (内閣官房 (「昭和 100 年」関連施策推進室)、関係府省)